

## 平成25年壱岐市議会定例会 6月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び処理結果 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	4
第1日（6月5日 水曜日）	
議事日程表（第1号） .....	5
出席議員及び説明のために出席した者 .....	7
再開（開議） .....	8
発言の申し出（向原総病院長挨拶） .....	8
（職員紹介） .....	10
会議録署名議員の指名 .....	11
審議期間の決定 .....	11
諸般の報告 .....	12
全国市議会議長会表彰の伝達式 .....	14
行政報告 .....	16
議会検討特別委員会調査報告 .....	24
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第62号 壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の 締結について .....	26
議案第63号 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結につい て .....	26
議案第64号 壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結について .....	27
議案説明	
報告第2号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	31
報告第3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	31
報告第4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	31
報告第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	31
報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	32
報告第7号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について .....	32
報告第8号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告につ いて .....	33

報告第9号	壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について …	35
報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について ……………	36
報告第11号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について ……………	36
報告第12号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について ……………	39
報告第13号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について ……………	40
報告第14号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について ……………	40
報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	42
報告第16号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	42
報告第17号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	43
議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について ……………	43
議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について ……………	46
議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について ……………	47
議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について ……………	47
議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について …	48
議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について ……	49
議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号） ……………	49
議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） ……………	53

要望

要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望 ……………	53
-------	------------------------------	----

第2日（6月11日 火曜日）

議事日程表（第2号）	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	5 6
議案に対する質疑	
報告第2号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	5 8
報告第3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	5 8
報告第4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	5 8
報告第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	5 8
報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	5 8
報告第7号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	5 8
報告第8号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	5 8
報告第9号 壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	5 8
報告第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	5 8
報告第11号 平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について	5 9
報告第12号 平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について	6 0
報告第13号 平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について	6 0
報告第14号 平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について	6 0
報告第15号 平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	6 0
報告第16号 平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	6 1
報告第17号 平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	6 1
議案第54号 壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	6 2
議案第55号 壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	6 6

議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	66
議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	69
議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	71
議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	71
議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	71
議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	71
委員会付託(議案)		71
予算特別委員会の設置		71
委員会付託(要望)		
要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	72
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託)		
議案第65号	財産の無償譲渡について	72
第3日(6月12日 水曜日)		
議事日程表(第3号)		75
出席議員及び説明のために出席した者		75
発言の申し出(斉藤保健環境部長)		76
一般質問		76
7番	町田 正一 議員	77
4番	町田 光浩 議員	89
2番	呼子 好 議員	102
11番	豊坂 敏文 議員	114
第4日(6月13日 木曜日)		
議事日程表(第4号)		125
出席議員及び説明のために出席した者		125
一般質問		126
3番	音嶋 正吾 議員	126
1番	久保田恒憲 議員	137
13番	鵜瀬 和博 議員	152
8番	今西 菊乃 議員	163

第5日（6月19日 水曜日）

議事日程表（第5号）	173
出席議員及び説明のために出席した者	174
委員長報告、委員長に対する質疑	175
議案に対する討論、採決	
議案第54号 沓崎市公営住宅等長寿命化計画の作成について	178
議案第55号 沓崎市暴力団排除条例の一部改正について	178
議案第56号 沓崎市附属機関設置条例の一部改正について	178
議案第57号 沓崎市長等の給与の特例に関する条例の制定について	178
議案第58号 沓崎市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	180
議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	181
議案第60号 平成25年度沓崎市一般会計補正予算（第1号）	181
議案第61号 平成25年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	181
議案第65号 財産の無償譲渡について	181
要望第1号 地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望	182
要望第2号 男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	182
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第66号 損害賠償の額の決定について	182
議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第2号 沓崎市選挙公報の発行に関する条例の制定について	184
発議第3号 沓崎市議会基本条例の一部改正について	185
発議第4号 合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について	186
市長の挨拶	188
散会	189

平成25年壱岐市議会定例会 6月会議を、次のとおり開催します。

平成25年 5月27日

壱岐市議会議長 市山 繁

- 1 期 日 平成25年 6月 5日 (水)
- 2 場 所 壱岐市議会議場 (壱岐西部開発総合センター 2F)

平成25年壱岐市議会定例会 6月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6月5日	水	本会議 13:00	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	6月6日	木	休 会	(議案調査)
3	6月7日	金		○質疑・一般質問通告書提出期限(正午まで) ○議会運営委員会(午後1時30分～)
4	6月8日	土		(閉庁日)
5	6月9日	日		
6	6月10日	月		(議案調査)
7	6月11日	火		本会議
8	6月12日	水	○一般質問	
9	6月13日	木	○一般質問	
10	6月14日	金	委員会	○常任委員会
11	6月15日	土	休 会	(閉庁日)
12	6月16日	日		
13	6月17日	月	委員会	○予算特別委員会
14	6月18日	火	休 会	(議事整理日)
15	6月19日	水	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○散会

平成25年吉崎市議会定例会 6月会議 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第2号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第4号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第5号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第7号	吉崎市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第8号	吉崎市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第9号	吉崎市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第11号	平成24年度吉崎市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第12号	平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第13号	平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第14号	平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第15号	平成24年度吉崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第16号	平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/11)
報告第17号	平成24年度吉崎市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/11)
議案第54号	吉崎市公営住宅等長寿命化計画の作成について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第55号	吉崎市暴力団排除条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第56号	吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第57号	吉崎市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教常任委員会 否 決	原案のとおり可決 (6/19)

平成25年吉崎市議会定例会 6月会議 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 58 号	吉崎市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第 59 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第 60 号	平成 2 5 年度吉崎市一般会計補正予算 (第 1 号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第 61 号	平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第 62 号	吉崎市消防本部・吉岐消防署新築工事 (建築工事) 請負契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (6/5)
議案第 63 号	消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (6/5)
議案第 64 号	吉崎市消防指令台整備工事請負契約の締結について	省 略	原案のとおり可決 (6/5)
議案第 65 号	財産の無償譲渡について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6/19)
議案第 66 号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (6/19)
要望第 1 号	地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員会 採 択	採 択 (6/19)
要望第 2 号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	厚生常任委員会 不採択	不採択 (6/19)
発議第 2 号	吉崎市選挙公報の発行に関する条例の制定について	省 略	原案のとおり可決 (6/19)
発議第 3 号	吉崎市議会基本条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (6/19)
発議第 4 号	合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (6/19)

平成25年吉崎市議会定例会 6月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、一部改正、廃止	4	4				発議(条例制定)(一部改正)	2	2		
予算	2	2				発議(意見書)	1	1		
その他	7	7				決議・その他				
報告	16	16				計	3	3		
決算認定(内前回継続)						請願・陳情等(内前回継続)	2(1)	1(1)	1	
計	29	29				計	2	1	1	



平成25年吉崎市議会定例会 6月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
6月12日 (水)	1	町田 正一	滞納対策について	市長	77~89
			燃油の高騰対策について	市長	
	2	町田 光浩	ソーラーシェアリング	市長	89~101
			I T教育	教育長	
観光施策			市長		
3	呼子 好	肉用牛の減少対策について	市長	102~113	
		市税の滞納について	市長		
		NHK連続テレビのロケ地について	市長		
		学校跡地の売却について	市長、教育長		
4	豊坂 敏文	日韓トンネルの早期建設について	市長	114~123	
		水産振興について	市長		
		農業振興について	市長		
		教育施設の下水道等施設の接続計画と実績状況	教育長		
6月13日 (木)	5	音嶋 正吾	本市を取り巻く疲弊化する経済とその対策について	市長 監査委員	126~137
			市民病院に夜間透析の整備促進を！	市長	
	6	久保田恒憲	改正離島振興法の活用計画について	市長	137~151
			産業間の連携で市の活性化を	市長	
			誰でも出来るおもてなしを	市長、教育長	
			災害への備え訓練の充実を	市長	
	7	鵜瀬 和博	定住促進対策について	市長	152~163
	8	今西 菊乃	防災訓練について	市長	163~172
高齢者福祉について			市長		

平成25年 壱岐市議会定例会 6月議会会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成25年6月5日 午後1時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	3番 音嶋 正吾 4番 町田 光浩
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議会検討特別委員会調査報告	中田委員長 説明 質疑なし
日程第6	議案第62号 壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事(建築工事)請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第7	議案第63号 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第8	議案第64号 壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第9	報告第2号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第4号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第12	報告第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第13	報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第14	報告第7号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第15	報告第8号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第16	報告第9号 壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明

日程第17	報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分 の報告について	市民部長	説明
日程第18	報告第11号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について	財政課長	説明
日程第19	報告第12号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告 について	保健環境部長	説明
日程第20	報告第13号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につ いて	建設部長	説明
日程第21	報告第14号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につい て	建設部長	説明
日程第22	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長	説明
日程第23	報告第16号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告につい て	建設部長	説明
日程第24	報告第17号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長	説明
日程第25	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成につ いて	建設部長	説明
日程第26	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第27	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につい て	総務部長	説明
日程第28	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制 定について	総務部長	説明
日程第29	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一 部改正について	市民部長	説明
日程第30	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	農林水産部長	説明
日程第31	議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	財政課長	説明
日程第32	議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長	説明
日程第33	要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望		

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局次長補佐 吉井 弘二君	事務局書記 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	白川 博一君	副市長 ……………	中原 康壽君
副市長 ……………	山下 三郎君	教育長 ……………	久保田良和君
総病院長 ……………	向原 茂明君	総務部長 ……………	眞鍋 陽晃君
企画振興部長 ……………	山本 利文君	市民部長 ……………	川原 裕喜君
保健環境部長 ……………	斉藤 和秀君	建設部長 ……………	原田憲一郎君
農林水産部長 ……………	堀江 敬治君	教育次長 ……………	米倉 勇次君
消防本部消防長 ……………	小川 聖治君	病院部長 ……………	左野 健治君
総務課長 ……………	久間 博喜君	財政課長 ……………	西原 辰也君
会計管理者 ……………	土谷 勝君		

---

午後 1 時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前に、御報告をいたします。

長崎新聞社ほか4名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしております。また、機器操作引き継ぎのため、村部主事の入室を許可しておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることにしておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。ただいまから平成25年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

議事に入る前に、向原総病院長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。向原総病院長。

〔総病院長（向原 茂明君） 登壇〕

○総病院長（向原 茂明君） 私は、4月に壱岐市民病院総病院長に拝命をされ、赴任をいたしました向原茂明といたします。よろしく願いいたします。就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。私は、昭和51年に長崎県の離島医療就学制度によって、北里大学を卒業し、当時の離島医療圏組合に所属をしまして、8年間の離島勤務を含め、12年間の義務を終了いたしました。その後、国立長崎医療センターにて、総合診療科、研修医教育、医療マネジメント、副院長を最後に平成16年から再び長崎県に戻りまして、県立島原病院長を3年、その後、平成19年から長崎県庁福祉保健部で参事官として行政にかかわってまいりました。保健所長も兼務をし、6年間勤務をいたしました。

今回、壱岐市長より知事に対して、長崎県病院企業団への加入の申し出がありましたので、いくつかの問題があるということで、私にその任というか、任務に努めましたが、最大の問題であります医師確保について職務として取り組んでまいりました。幸いなことに、各方面の御協力のもと、私を含め総勢6名の常勤医師を確保するとともに、6月からですが看護部長も赴任をしていただくことになりました。医師を確保する中で、私と一緒に働くならというふうな申し出が多ございましたので、私も医師になってこれまで離島医療の充実に微力ながら、関わってきたこともあり、今回、喜んで臨床に復帰する意志を固めた次第です。

今後の壱岐市民病院の目標についてですが、3つございます。

1つ目は、救急医療体制の整備です。2つ目が地域医療連携の推進です。3つ目が教育研修体

制整備です。1つ目の救急医療体制ですが、これまで中田院長を初め、職員の皆様方は、医師不足の中で必死になって壱岐市の医療体制を守ってこられました。その御苦勞は、はかり知れず心から敬意を表する次第です。3月に参りまして、現状をお聞きしますと、毎日非常勤の医師による当直体制を組み、入院患者さんらは、自らが多くの患者さんを担当されたというふう聞いております。不眠不休で頑張ってくられ、全く頭が下がる思いでございました。

そこで、4月からは常勤医師による当直体制をはじめ、2次救急医療機関としての機能を果たすべく役割分担をひいてまいりました。これは、市民病院だけではできることではなく、壱岐市医師会を初め、消防本部、関係機関の協力のもと体制を早急に整備してまいって2カ月が経過したところで、現在、非常に順調に経過推移をしております。その中で、本土との連携も重要になってまいりますが、長崎県のドクターヘリや自衛隊のヘリ搬送も活用しながら、基本的に壱岐市は医療圏が福岡でございますので、福岡県域の高次機能病院との連携強化を図ってまいります。具体的には、今月の20日ですけれども、国立長崎医療センターの救急部長と福岡でも最も救急医療に携わっています赤十字福岡病院の救急部長をお呼びして、連携を強化すべく島内で講演会を開催する予定にしております。また、長崎県では、今回、救急医療相談システムとか、救急画像診断システムの更新をいたしましたので、その活用も推進してまいります。

2番目ですが、地域医療連携体制については、日常の診療においてはプライマリーケア、日常多く見られる疾患について各々の医療機関が担当し、専門医療が必要な、あるいは手術が必要な病気については、できる限り2次医療については、壱岐市内で完結ができますように、当院の体制も整備をしてまいります。具体的に申しますと、整形外科領域ですとか、外科領域について本格的に手術とかできるのは、当院だけだというふうに自負しておりますので、そういった体制強化も図ってまいりたいと思っております。

また、総合医と専門医療の役割とその分担を明確に進めてまいります。その結果、3次医療とかが必要な高次医療が必要というふうなときには、福岡県内の大学病院も含めた高次医療機関との連携も強化をしてまいります。そのために、4月1日より、地域連携室を開設をいたしまして、専従職員2名、事務職員1名の計3名で運用を開始しております。入院及び退院の調整ですとか、連携に係る一般的な事務を行ってまいります。

また、市民への健康づくりや疾病予防に対する広報活動も積極的に行う予定でございます。このために、患者さんの声を広く病院運営に反映するために4月に参りまして、病院をよくするための改善箱、意見箱ですが、名称を改善箱としまして、複数配置をし毎日御意見に対して、私のところに上がってきて、各部署でその解決策の検討をして、私の承認を得て、院内に掲示するという仕組みをつくって、毎日、今もたくさんの御要望も含めて、たくさんの御意見をいただいております。

3番目ですが、教育研修体制整備です。これは、私が長年にわたり、研修医の教育に従事してまいりました。研修医を指導する医師の講習を受けて、指導医として登録する仕組みになってございます。平成17年から。その講習会の講師も全国で携わってまいりましたので、そういった関係で福岡県内も含めて、多くの知り合いもございますので、そういった方と手を携えて教育研修体制の整備を図っていきたいと考えております。その1つに、ことし定年退官をされた九州大学総合診療部教授、林先生を顧問としてお招きすることができました。中長期に見て計画をし、四、五年先には卒業して、2年目から5年目ぐらいの若い先生たちが複数、市民病院だけではなく、壱岐市内で研修を受け、地域医療のマインドを持った医師を育て、行く行くは壱岐市を含め、長崎県の離島で喜んで勤務していただけるような医師を育てたいと考えておりますので、よろしく御協力をいただければと思います。この構想を実現するために、早速ですが、研修宿舍の建設を計画しております。これは、第3次の地域医療再生基金の活用を図って、今、県に申請をしているところでございますが、その認定等の結果が終われば、そういった建設に向かってまた動いていきたいと考えております。

以上、3つの点を述べさせていただきましたが、この目標に向かうのは、私個人ではできないのは当然でございます。皆さま議員の先生方を含め、職員、医師会の先生方、行政の協力があって、一步ずつ前に進むことができます。今後とも、暖かな御支援、御助言をいただけますようお願いをして私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

〔総病院長（向原 茂明君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、職員の紹介の申し出がっております。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） こんにちは。4月の定期異動によりまして、2名の6月会議から議会へ出席するようになりました。紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、企画振興部長で山本さんを御紹介をいたしたいと思っております。それから続きまして、教育次長で米倉次長でございます。各々から挨拶をさせたいと思っておりますので、今後とも、よろしく御願いをいたしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 山本利文企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 県の文化観光物産局よりまいりました山本利文と申します。企画振興部長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 教育次長を拝命しました米倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市山 繁君） これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、音嶋正吾議員、4番、町田光浩議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 審議期間の決定

○議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、去る5月27日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について、協議のため、去る5月27日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から6月19日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告16件、条例制定1件、条例の一部改正3件、補正予算2件、請負契約の締結3件、その他2件の合計27件となっております。また、陳情1件、要望2件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、表彰の伝達、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。なお、上程議案のうち、議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結について、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結についての3件については、委員会付託を省略し、全員審査をお願いします。

6月6日から6月10日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月7日金曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

6月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、予算について質疑される場合についても、特別委員長宛てに、質疑の通告書を提出されるよう、あわせてお願いをいたします。



6月12日、13日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は受け付け順のくじにより、番号の若い順とし、質問の時間については、答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については、制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いします。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明解に記載されるよう、あえてお願いします。

6月14日各常任委員会、6月17日は予算特別委員会の開催日としております。

6月19日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案が1件提出される予定ではありますが、委員会付託を予定しております。

以上が、平成25年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鶴瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は27件と陳情等3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いいたします。

去る5月29日、「全国離島振興協議会平成25年度通常総会」が壱岐市において開催され、本会役員改選で白川市長が引き続き、全国離島振興協議会長に就任されました。会長の就任にあたって、本年4月1日から施行された改正離島振興法の予算獲得等に力を傾注していくと力強く、挨拶をされたところでもあります。これからも全国139市町村の離島振興に御尽力をいただき、ますます御活躍されますように御祈念を申し上げます。

次に系統議長会であります。

4月11日、「平成25年度長崎県市議会議長会定期総会」が長崎市において開催されました。会議では、平成24年度事務報告及び決算報告を承認され、また平成25年度予算並びに各市から提出の24議案及び九州市議会議長会へ提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは、地域医療における医師確保対策についてと離島航路の運賃低廉化施策についての2件を提出いたしております。

次に、4月25日、鹿児島市において開催されました「第88回九州市議会議長会定期総会」に出席をいたしました。平成24年度の決算報告をはじめ、役員改選では、鹿児島市の仮屋議長を会長に選出、さらに平成25年度予算が決定されるとともに、各県提出の議案5項目24議案が原案どおり決定、5月に開催の全国市議会議長会への提出議案3件、予備議案1件が決定されました。

次に、5月8日、東京都において「全国自治体病院経営都市市議会協議会第41回定期総会」が開催され、出席いたしました。総会に先立ち、総務省大臣官房審議官の村中健一氏より「公立病院について」を題し、自治体病院の現状、公立病院改革、企業会計と官庁会計の相違点などについて講演がありました。

総会においては、平成24年度決算、平成25年度事業計画並びに予算が認定・可決されました。その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置をはじめとする財政支援措置等の要望決議が採択されたところであります。

次に、5月21日に、東京において長崎県市議会議長会による長崎県選出国會議員への要望活動が行われ、長崎県市議会議長会で決定した本市の2件を含む24項目について要望を行ったところであります。

翌5月22日には、「全国市議会議長会第89回定期総会」が安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長等、出席のもと開催され、会議で一般事務報告、各委員会報告並びに各部会より提出の27議案及び会長提出3議案が可決・承認され、関係省庁、国會議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

また、役員改選が行われ、会長に神奈川県横浜市の佐藤祐文議長が選任をされました。なお、本総会において、永年勤続功労表彰が行われ、本市から市議会議員勤続15年以上で瀬戸口和幸議員と私が表彰を受けたことを御報告を申し上げます。この後、伝達をいたしたいと思います。

次に、5月29日、東京都において「全国民間空港所在都市議会協議会第83回定期総会」が開催され、中田副議長に代理出席をしていただきました。国土交通省より関係予算の概要説明がなされ、その後、事務報告及び平成25年度事業計画、予算が承認・可決されたところであります。事務報告の中で、函館市議会が退会されたことで、現在の加盟都市が47都市となった旨の

報告がなされました。また、役員改選において伊丹市の山内議長が会長に選任されました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会6月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

○事務局長（梶崎 文雄君） ただいまから、全国市議会議長会の表彰伝達式を行いますので、市山議長は自席のほうへ御移動をお願いいたします。

ここで、去る5月22日に、東京都において開催の「全国市議会議長会第89回定期総会」において議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市から市山繁議員と瀬戸口和幸議員が表彰を受けられましたことを御報告を申し上げます。全国市議会議長会表彰規定では、市議会議員として3年以上在籍のものに限られており、また町村の議員の勤続年数は2分の1を通算することとなっております。

市山繁議員におかれましては、昭和62年10月芦辺町議会議員に初当選をされ、以来町議会議員15年2カ月、市議会議員7年9カ月で、議員15年以上で表彰でございます。

瀬戸口和幸議員におかれましては、平成3年4月郷ノ浦町議会議員に初当選され、以来町議会議員12年11カ月、市議会議員9年2カ月で議員15年以上の表彰でございます。これから、表彰状の伝達式を行いたいと思います。中田副議長より表彰状の伝達をお願いいたします。

○副議長（中田 恭一君） それでは、ただいまから表彰式の伝達式を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げさせますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（梶崎 文雄君） それでは、氏名を読み上げます。市山繁議員。

○副議長（中田 恭一君） 表彰状、壱岐市、市山繁殿、あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。どうもおめでとうございませう。（拍手）

○事務局長（梶崎 文雄君） 続きまして、瀬戸口和幸議員。

○副議長（中田 恭一君） 表彰状、壱岐市、瀬戸口和幸殿、あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。どうもおめでとうございませう。（拍手）

ここで、私から受賞者のお二人へお祝いの言葉を申し上げます。市山議員、瀬戸口議員におかれましては、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献され

た御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。長きにわたる輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。お二人方におかれましては、このたびの榮譽を機に、この上とも御自愛くださいませ、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。本日はおめでとうございます。

ここで、お二人方より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。はじめに市山議員。

○議員（20番 市山 繁君） 改めまして、こんにちは。このたびの受賞に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

この受賞にあたりましては、先ほど諸般の報告で申し上げましたとおり、去る5月22日に、東京都日比谷公会堂におきまして「全国市議会議長会第89回定期総会」が812市議会議長さん、並びに事務局長の御出席をもとに開催されました。そして、その中で永年勤続表彰がございましたが、一般表彰、永年勤続功労賞として15年以上の部で全国で311名の中から、長崎県壱岐市から私たち二人が表彰に属したわけでございます。そして、先ほど副議長よりその伝達が行われまして、副議長よりお祝いの言葉までいただきまして、まことに光栄に存じておるところでございます。この受賞に対しましては、何と言いましても市民の皆さん方の御支援、そして旧町から現在まで議員の皆さん方、並びに歴代の町長、市長さん方、そして職員の皆さん方の御指導のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。そして、これからも非常に厳しい情勢の中、壱岐市におきましても、いろいろな諸問題が山積をしております。皆さん方とともに、壱岐市発展のため、そして市民の生活の安定のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、本日の受賞の御挨拶に変えさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

○副議長（中田 恭一君） 次に、瀬戸口議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、永年勤続表彰ということで、伝達をいただきまして、まことにありがとうございます。永年勤続表彰でございますので、いわば皆勤賞かと思っております。これが、精勤賞ならまだいいんですけど、私なりにだけ精勤賞も含んだ表彰かと思っております。ありがとうございました。これもひとえに、ここにおいでの方の皆さん、それから壱岐市の市民の皆さん、地域の皆さん、家族を含めた関係、皆さんの御支援、御協力のたまものかと思っております。改めて、お

礼と感謝を申し上げたいと思います。今後とも、壱岐市のために尽力していきたいと思っておりますので、これを糧としまして頑張りたいと思います。そういうことで、非常に簡単ではございますが、受賞のお礼とさせていただきますと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中田 恭一君） 以上をもちまして伝達式を終わります。議長と交代いたします。

---

#### 日程第4．行政報告

○議長（市山 繁君） 次に日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。本日ここに、平成25年壱岐市議会定例会6月会議にあたり前会議以降、今日までの市政の重要事項等及び今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成25年春の褒章、叙勲の発表において、長年、司法書士として御活躍されている高岡昭壽様が黄綬褒章を受章されました。また、教育功勞として元中学校校長福田敏様が、地方自治功勞として、元石田町助役百崎貞明様が、それぞれ瑞宝双光章を受賞され、消防功勞として元石田町消防団長梅田鐵男様が瑞宝単光章を受章されました。

さらに、危険業務従事者叙勲の防衛功勞として、元1等陸尉小島國光様が瑞宝双光章を受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの榮譽を心からお慶び申し上げます。

それでは、前定例会以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、全国離島振興協議会総会についてでございますが、去る5月29日、30日の両日、全国離島振興協議会通常総会が本市で開催され、全国139会員このうち壱岐や対馬、五島、小値賀などといった島自体の自治体というのが、合併によりまして大変減っております。33でございますけれども、その中で56の市町村長をはじめ、衆議院議員自由民主党離島特別委員会事務局長宮腰光寛様、参議院議員木庭健太郎様、国土交通省官房審議官渡延忠様、長崎県知事の中村法道様ほか多くの御来賓の御臨席を賜り、合計120名の皆様に御来島いただきました。

本総会では、全国離島の悲願であります離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議等を採択いたしました。離島航路運賃の低廉化によるJR並みの運賃の実現を、今後さらに、そして強力に政府、国会に要望してまいります。

また、本総会において、私は、引き続き全国離島振興協議会会長に就任をいたしました。全国離島の最重要課題は、ただいま申し上げましたとおり離島航路・航空路をはじめとした交通問題の解決であり、距離的・時間的格差はいかんともしがたい面がありますが、交通コスト格差の解決なくして離島振興は語ることはできないものであります。離島航路運賃のJR並み運賃の実現、

低廉化の実現が離島振興の根幹として、大きく寄与するものであり、今後も最大かつ喫緊の課題として全力で取り組んでまいります。

また、離島甲子園と称される国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会が、本年8月19日から22日にかけて壱岐市で開催されます。全国から本市を含め22チーム約440人の参加を予定しており、本大会の開催によりまして、全国離島の子供たちの交流が深まるとともに、壱岐市のPR及び交流人口の拡大につながることを期待いたしております。

次に、壱岐市庁舎建設検討委員会についてでございます。

去る5月27日、壱岐市庁舎建設検討委員会を立ち上げました。合併特例債の対象期間が5年間延長されたことを踏まえ、市民サービスの向上、事務の効率化、庁舎維持管理経費の削減、施設の老朽化、原子力防災対応など、新庁舎建設について検討する時期がきていると考え、本委員会を立ち上げたところであります。

学識経験者、各団体等の代表者等、公募委員、あわせて計17名の委員を選任し、ながさき地域政策研究所研究所長菊森淳文委員を会長に、新庁舎の基本構想案として、新庁舎整備の基本理念、新庁舎の機能及び規模、新庁舎の建設場所、現庁舎の活用等について諮問し、平成26年3月までに答申をいただくこととしております。

次に、交流人口の拡大についてでございますけれども、まず観光振興についてでございます。

平成24年の観光客延べ数、これは、平成24年観光統計によりまして、55万2,395人、対前年比100.9%でありました。また、開館から4年目を迎えた一支国博物館は、本年5月末日現在における来館者数が36万8,263人となっており、市民皆様をはじめ、多くの皆様に御来館いただいております。

本年3月29日に、県の「がんばらんば長崎」地域支援事業において、壱岐市観光連盟の「壱岐島ごっとり市場プロジェクト」が採択されました。これは、平成25年度から26年度までの2カ年事業で、壱岐の強み、食、歴史、文化、自然でございますけれども、を生かしたこだわりのコンテンツづくり、島民総力によるお客様目線に立った受入体制の構築、壱岐島の魅力をトータルに売り込む誘致戦略などの事業を展開するものであり、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、本年4月から販売が開始された、「しま共通地域通貨」、通称「しまとく通貨」につきましては、現時点の集計で関係市町全体で約2万セットを販売し、壱岐島内では、約3,500セット、換金請求額が1,993万4,000円となっております。今後、さらに、しまとく通貨の販売及び利用促進を図るため、大都市圏を中心に情報発信に努めてまいります。

去る5月23日から25日までの3日間、福岡市博多駅の博多ロイメント広場において、観光物産展を開催いたしました。これは、博多駅リニューアル後2回目の試みであり、夏・秋に向け

た誘客施策として実施したもので、当日は多くの来訪者でにぎわい、今後の観光客誘致への効果を大いに期待するものであります。

インバウンドいわゆる外国人誘客については、県において5月1日に10年ぶりに韓国のソウル事務所が開設され、5月13日に行われた記念式典に出席いたしました。同時に、石田町文化協会と交流のある財団法人伝統公演芸術振興財団の理事長や釜山広域市議会議員と、韓国との友好や交流について意見交換を行ってきたところであります。今後、韓国からの誘客も視野に入れ、取り組みを進めてまいります。

壱岐市観光振興計画に基づき、本市の貴重な歴史的資産と豊かな自然景観等を生かした観光振興を基本に、観光、物産をはじめ、あらゆる面において情報発信強化に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐市の活性化につなげてまいります。

イベントでございますけれども、壱岐サイクルフェスティバル2013については、来る6月9日に開催されますが、今回は、島内外から過去最多となる737人の選手がエントリーされ、関係者を含め約1,200人が来島される予定となっております。当日は、一部交通規制等を行いますので、市民の皆様には大変、御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、人口の減少や高齢化の著しい進展に対応するため、都市部の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への定住定着を促進することを目的に、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、本年度から事業を展開いたしております。

地域資源を生かした特定の重点分野に業務を絞り込み、4つの業務に4人の隊員を募集いたしましたところ、観光振興情報発信に5人、物産振興商品開発に1人、海女さん後継者に1人、古代米ブランド化支援に4人の合計11人の応募がありました。海女さん後継者については、面接の結果、陸前高田市出身の合口香菜さんを5月12日付で隊員に委嘱しております。全国的に珍しい海女さん後継者の募集ということで、マスコミ等大きな反響を呼び、壱岐市のPRに大きく貢献いただいております。他の3業務についても、近日中に委嘱することとしております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興でございますけれども、肉用牛につきましては、本年4月の子牛市において、子牛取引価格が全国3番目の好成績を記録しております。また、6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり1万5,000円安の48万4,000円となっておりますが、全国的には高い水準を保っております。

一方、成牛については、今回の市において、248頭が入場するなど、繁殖農家の減少が危惧

されるところであり、今後、抜本的な増頭対策等を推進しなければならないと考えております。

水稲につきましては、平成24年産の米の収量が県下1位を記録するなど、好調に推移しております。また、昨年から本格作付をしております「つや姫」については、245名、160ヘクタールの作付となり、去年よりも73ヘクタールの増となっております。

このような中、JA壱岐市においては、老朽化しているライスセンターの再編整備を行い、新共乾ライスセンターに集約する計画がなされております。このため新共乾ライスセンター内の乾燥調整施設の整備等により、米の荷受け体制の強化と高温耐性品種の拡大による高品質化、地域ブランド米の推進による安定した米価の確保・販路拡大・集落営農の収益確保及び壱岐焼酎用加工用米の供給体制を図るものであり、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。今後も、農業者皆様そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

水産業の振興でございますけれども、平成24年度の市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が15.98%減の約38億3,400万円、漁獲量が27.15%減の4,976トンとなっており、漁家及び漁協経営等に大きな影響を与えており、その対策が急務となっております。

特に、燃油対策については、喫緊の課題であり、国の制度の創設と合わせ対応したいと考えております。本日、政府のほうで燃油対策の発表がございました。意欲ある担い手の育成支援事業として、全国初の取り組みである認定漁業者制度については、現在131名の漁業者を認定し、漁業後継者制度につきましては、これまで9名が本制度を利用され、現在6名が研修を受けております。本制度は、より効率的・計画的な漁業経営の創出と、計画的な漁業後継者の育成を図るものであり、今後も積極的な活用を期待しております。

また、今回、水産業振興総合対策事業等所要の予算を計上いたしておりますが、今後も、各漁協をはじめ関係機関、団体と連携を図り、非常に厳しい状況にある水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、市税等の収入状況について申し上げます。

平成24年度の市税の収入状況は、現年度分調定額21億9,891万円に対し、収入額は21億6,139万円で、収納率は98.29%、前年度対比プラス0.23%であります。

滞納繰越分の調定額は、3億1,488万円に対し、収入額3,174万円で、収納率は10.08%、前年度対比プラス1.51%であります。

国民健康保険税は、現年度調定額9億2,390万円に対し、収入額8億7,464万円で、収納率は94.67%、前年度対比マイナス0.11%であります。

滞納繰越分調定額3億4,411万円に対し、収入額3,451万円で、収納率は10.03%、



前年度対比プラス0.54%であります。

以上が平成24年度市税の決算収入額であります。

県内の景気の動向は、経済対策の効果などを背景に回復に向かっているといわれております。しかしながら、本市におきましては、基幹産業である第一次産業の低迷、雇用の確保等、今なお厳しい状況にあります。このような状況の中、市民皆様、自治公民館長皆様の納税活動についての御理解と特段の御協力を賜りました中で、現年度分市税及び滞納繰越分市税・国民健康保険税については、前年度収納率を上回ることができましたが、現年度国民健康保険税については、わずかに前年度収納率を下回る結果となりました。

市税及び国民健康保険税の滞納繰越分につきましては、今後も県税務職員との連携を図りながら、差し押さえ等の滞納処分を強力に進め、貴重な自主財源であります市税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けてより一層の努力をいたす所存であります。引き続き、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、介護保険施設等の整備について申し上げます。

第5期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームでございますが、1ユニットと介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム60床の整備計画を進めておりましたが、グループホームにつきましては、選定事業所である有限会社弦観光の「壱岐の郷」が本年4月1日からサービスを開始し、現在7名の方が入所されております。

特別養護老人ホームにつきましては、4月1日に社会福祉法人博愛会が整備予定事業者として決定され、現在、平成26年度中のサービス開始を目指し、社会福祉法人の登記申請、建物実施設計等各種申請の途中であります。建設用地につきましては、分筆登記等終了後、今議会に財産の無償譲渡の追加議案を提出予定でありますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、予防接種事業について申し上げます。

現在、首都圏、近畿地方を中心に、風疹が流行しており、今後さらに拡大するおそれがあります。風疹の流行拡大と妊娠中に風疹に感染すると胎児に悪影響を及ぼし、先天性心疾患や難聴などの障害を引き起こすことがある先天性風疹症候群の発生を防止するために、妊娠を希望、または予定している23歳以上の女性及び妊娠中の女性の配偶者を対象として、風疹予防接種費用の一部として、3,000円を助成することとし、壱岐医師会の御協力を得て、6月1日から10月31日までの間、実施することといたしております。これは、集中的に、この期間にするということでございます。

次に、建設について申し上げます。

安全・安心な住環境づくり支援事業についてでございますが、市民皆様の生活、住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、本年度から住宅リフォーム支援事業を進めておりますが、5月

未現在で91件、予算の執行状況は約70%となっており、多くの皆様が活用されております。また、県単独事業の住宅性能向上リフォーム支援事業が新設されましたので、壱岐市住宅性能向上リフォーム事業として、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、壱岐市公営住宅等長寿命化計画について申し上げます。

壱岐市公営住宅等長寿命化計画は、住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすために、これまでの対症療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的として策定するものです。本計画に沿って、建てかえ、改善、修繕、用途廃止等の適切な手法の選択のもと、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてまいりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、教育について申し上げます。

まず、学校教育についてでございますが、統合された中学校にそろって、入学した生徒皆さんが3年生となりまして、それぞれの中学校の特色が感じられるようになりました。さきに開催された球技・剣道の中体連も好試合の連続で、4校体制のよさが十分に発揮され、生徒は充実した学校生活を送っていると捉えております。今後も、小学校、中学校の教育活動の充実に努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、耐震補強工事計画に基づいて、年次的に実施しております。平成25年度に予定していた芦辺小学校と芦辺中学校については、補強工事ではなく、改築の方向で対応することにいたしております。

このような耐震対策の変更を踏まえ、教育環境の整備を早急に図るため、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会を設置し、壱岐市の小学校のあり方を含めた協議を進めてまいります。また、芦辺中学校についても、中学校校舎建設検討委員会を設置し、統廃合の経緯等を踏まえて協議を進めてまいります。

次に、社会教育についてでございますけれども、昭和41年に竣工した勝本地区公民館につきましては、生涯学習、文化活動をはじめ公民館活動の拠点として利用されていますが、築47年が経過し、老朽化が著しいため、これまで国の補助事業の活用等を含め、施設整備について検討してまいりましたが、本年度から2カ年事業として起債を活用し整備することといたしております。本年度は、実施設計及び現施設の解体を予定しており、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、長崎がんばらんば国体2014について申し上げます。

国体を想定したリハーサル大会の開催が8月に迫り、鋭意準備を進めております。

8月3、4両日には、大谷公園ソフトボール専用球場とグラウンド及びふれあい広場で第

6 1 回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会が開催され、県内各地の代表 1 6 チームが出場いたします。また、8 月 2 5 日には、壱岐市の国体特設周回コースで第 4 8 回全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース（男子 6 周、女子 4 周でございますけれども）が開催されます。6 月 9 日開催の壱岐サイクルフェスティバル終了後から、コース上にのぼり旗の設置や交通規制のお知らせ等 P R を行ってまいります。

両大会を間近に控え、本市においても、大会会場の運営をスムーズに行うため、去る 5 月 1 日に長崎がんばらんば国体リハーサル大会壱岐市実施本部を設置いたしました。今後も、競技団体、関係機関等と連携を深め、万全の準備を進めてまいります。

自転車競技大会ロードレースにつきましては、全国大会であり、長時間の交通規制となりますので、市民皆様には大変御迷惑をおかけすることになり、壱岐市消防団、各自治公民館、交通指導員の皆様には安全な競技運営のため、立哨をお願いいたしております。本大会の成功に向け、皆様方のさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

また現在、サルビアなど国体推奨花で島を彩る花いっぱい運動のボランティアや会場での運営ボランティアを募集しております。今後とも、国体の成功に向けて、全力で取り組んでまいりますので、関係団体をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

壱岐市民病院につきましては、本年 4 月から、かたばる病院との機能統合を行うとともに、向原総病院長に就任いただき、一般病床と療養病床をあわせ持つ、救急・急性期から慢性期まで総合的な医療サービスを提供する病院として、スタートしたところであります。

長崎県病院企業団への加入に向けた課題解決に、引き続き取り組んでいるところでありますが、最大の懸案でありました医師の確保について、本年 4 月から内科医 4 名、外科医 1 名、整形外科医 1 名の増員をし、現在、常勤医師 1 4 名体制となり、診療体制の充実が図られたところであります。特に、地域医療体制の充実には、市内民間病院との連携が重要であり、可能な限り市内で完結できる医療体制の構築を目的として、本年 4 月から市民病院内に地域医療連携室を設置したところであります。

また、看護体制の充実、強化を図るため、6 月 1 日に米城和美看護部長を特定任期付職員として、新たに採用いたしました。米城看護部長は、国立病院機構熊本再春荘病院看護部長などを歴任され、その豊富な看護現場の経験は、壱岐市民病院の看護機能の充実に大きく生かしていただけるものと考えております。

患者数の動向につきましては、診療体制の充実に伴い、徐々に増加している状況にあります。また、5 月からは、長崎医療センターの協力により、月 1 回、第 4 金曜日に脳神経外科外来を開設しており、壱岐地域の医療向上につながるものと考えております。

今後とも、長崎県病院企業団加入に向け、経営健全化の推進を図るとともに、市民皆様に信頼される病院、さらには市民皆様が安心して暮らせる地域医療提供体制の充実を目指してまいります。

次に、防災・消防・救急でございます。

去る5月19日、新郷ノ浦港埋立地において、47機関・団体、約1,000人の御参加をいただき、平成25年度第54回長崎県総合防災訓練を開催いたしました。

今回の訓練は、本市を中心とした局地的な豪雨、さらには平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震を教訓に、壱岐・対馬近海を震源とするマグニチュード7.0の地震の発生による家屋の倒壊、地すべり、火災等からの被災者の救助等を想定し、自衛隊、警察、消防など防災関係機関が連携を図りながら、それぞれの活動を実施いたしました。悪天候のため、ヘリコプター等上空からの訓練が一部中止となりましたが、それぞれが緊張感あふれる実践さながらの訓練となりました。今後、さらに各機関・団体が連携強化を図りながら、この訓練成果を今後の災害対応に生かしてまいります。

これから、梅雨も本格的な時期に入ります。市といたしましては、今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、日ごろの備え、避難場所の確認等いま一度、防災対策の確認をお願いいたします。

また、壱岐市の原子力災害対策につきましては、本年3月に壱岐市地域防災計画、原子力災害対策編を策定したところでありますが、壱岐市全域いわゆる全島避難については、事前に国や県並びに福岡県、佐賀県等周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定するとしておりました。本市といたしましては、かねてから全島避難について強く要望していたところ、去る5月20日に佐賀県、福岡県、長崎県の危機管理の総括者を構成員とする広域的な原子力災害に関するワーキンググループの第1回目の会合が長崎市で開かれ、福岡県への受け入れについて了承をいただいていたところであります。今後、長崎県と細かな調整・協議を図りながら、広域避難計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

消防・救急につきましては、去る5月28日に、壱岐市消防本部庁舎建設工事、消防救急デジタル無線システム整備工事、消防指令台整備工事の入札を行いました。契約締結についての議案を今回、提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、これから気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、ケーブルテレビ等を通じて予防対策について周知徹底を図ってまいります。市民皆様には、自己管理等十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算についてでございますが、本議会に提出いたしております平成25年度補正予算の概

要といたしましては、一般会計補正額12億5,863万8,000円、簡易水道事業特別会計補正額170万7,000円となり、本定例会に提出いたしました補正額の合計は、12億6,034万5,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、220億7,763万8,000円で、特別会計につきましては、103億3,617万円となります。一般会計については、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策と合わせ、地域の元気臨時交付金が創設され、5月末に第1次分として、2億238万4,000円の内示がありました。

今後、国の平成24年度補正予算繰越分として、強い農業づくり交付金事業等の追加内示もある予定で、交付限度額の合計を4億2,280万円と見込み、さきに説明いたしましたJA壱岐市ライスセンター整備事業など実施することといたしております。あわせて市の単独事業として、市道・農道等維持補修事業や湯ノ山公園整備事業など地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定及び一部改正に係る案件が専決処分を含め8件、平成25年度予算案件2件、平成24年度予算の専決処分に係る報告案件4件、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告5件、繰越明許費繰越計算書の報告案件3件、壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成1件、新たに生じた土地の確認等の案件1件、工事請負契約の締結案件3件でございます。案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので何とぞ御了承願います。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項について、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題また緊急に対応しなければならない問題等に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これで、行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 議会検討特別委員会調査報告

○議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議会検討特別委員会調査報告についてを議題といたします。中田恭一議会検討特別委員会委員長。

〔議会検討特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○議会検討特別委員長（中田 恭一君） 委員会の調査報告を申し上げます。議会検討特別委員会委員長中田恭一。委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次

のとおり会議規則第110条の規定により報告をします。

平成24年壱岐市議会定例会12月会議において、本委員会が設置され、次期改選後の常任委員会運営の改善について調査研究することとし、協議を重ねました。

1、常任委員会運営の改善について、①常任委員会の数及び名称、②常任委員会の委員定数、③常任委員会の所管。以上の項目についての、調査協議が終了しましたので、次のとおり報告をいたします。

調査協議の結果、県内各市及び類似市の委員会条例を参考にしながら、現在の3委員会の場合と2委員会とした場合の所管、名称、開催方法、委員会ごとのバランス等も考慮し、幅広い観点から検討をいたしました。その結果、次期改選時から常任委員会を2委員会とし、次のとおり再編を予定することにいたしております。

委員会の再編案としまして、総務文教厚生常任委員会を8名で、総務課、財政課、管財課、市民福祉課、こども家庭課、保護課、税務課、健康保健課、壱岐市民病院、消防本部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務。

2つ目が、産業建設常任委員会8名、政策企画課、観光商工課、環境衛生課、農林課、水産課、建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事務。

以上を最終報告としますが、今後は議会運営委員会において検討されるよう望むものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（市山 繁君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議会検討特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上で、議会検討特別委員会の調査報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を14時20分といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第6. 議案第62号～日程第8. 議案第64号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第6、議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結についてから、日程第8、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事

請負契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案及び報告につきましては、担当部長及び課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

○消防長（小川 聖治君） 議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結について御説明申し上げます。

壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2億8,980万円、4、契約の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦692、株式会社吉川建設、代表取締役吉川あやの。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料といたしまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、1）、建物本体、鉄筋コンクリート造2階建て。1階634.81平方メートル、2階844.91平方メートル、計1,479.72平方メートル。2）、ゴミステーション建設及び消防倉庫解体。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

次のページから建築位置図（配置図）。図面で右側のほうが、消防署の前の県道でございます。次に、1階平面図、2階平面図を添付しております。配置図に戻っていただきまして、庁舎の跡地の駐車場等整備図を今、入れておりますが、これは庁舎ができました後、次年度、現庁舎の解体と同時に行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出ござい

ます。

記といたしまして、1、契約の目的、消防救急デジタル無線システム整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4億498万5,000円、4、契約の相手方、福岡市博多区店屋町1-31、日本無線株式会社九州支社、支社長福山善文。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料としまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、消防無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、現在使用しているアナログ方式の150メガヘルツ帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに、260メガヘルツ帯におけるデジタル方式に移行することとされたため、消防救急デジタル無線システムとして整備をするものです。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次のページをお開きください。壱岐市消防本部・消防救急デジタル無線設備構成図を添付いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

壱岐市消防指令台整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、壱岐市消防指令台整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億4,700万円、4、契約の相手方、福岡市博多区御供所町1-1、NECネットエスアイ株式会社九州支店、支店長安藤勝則。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料といたしまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、119番受付、発信地表示システムにより通報者等の場所の特定、表示、各署所への出動指令を行うことができるシステム機器の整備等の工事を行う。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次のページをお開きください。消防指令台のシステム系統図を添付しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。



○議員（3番 音嶋 正吾君） 議案第63号、64号についてお尋ねをいたします。62号については、質問はいたしません。毎度のことですが、島内の業者を特定建設企業共同体として参入をし、育てていくべきではないかと常日ごろから申し上げております。約7億円の工事のうち、半分以上が島外の業者が持っていくという形が島内にお金をとどめる。交付税、補助金をもらって島内を潤わせるという観点で、常日ごろから申しておりますが、どうも私はこの発注形態は好ましくないというふうに考えておりますが、当局の見解を求めます。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

本システムは特殊ということで、島内でできる分につきましては、私どもも趣旨検討いたしました。特殊なため今回は製造業者等をお願いをしたということでございます。島内でできる分につきましては、今後ともやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 大筋ではわかりましたが、島内の業者で協力できるものに関しては、発注者として、やはり協力を要請して島内に金にとどまるシステムというのをさらに充実させていただきたいと考えております。これは、あくまでも指名委員会の権限でありますので、私たちの範囲を越えますが、これは単独指名でいくということは、指名委員会で決定をしたわけです。JVとかそういう話は毛頭なかったということで理解していいですか。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

JV等は、考えておりませんでした。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 前段の質問が返ってきておりませんので、再度、質問いたします。島内の業者に、例えば、通信関係の業者、電気関係の業者に協力できるものであれば、協力をさせていただくということを入札、いわゆる本契約のときに伝える意思があるか、ないかをお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど、消防長が申しましたように特殊な事業でございます。先ほど、契約のときにそういったことはできないかということは、島内でできるものは島内で下請をしていただくように申し添えて、契約をいたしたいとそのように思っております。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 入札辞退というのが多いわけでございますけど、指名願いが出

て、辞退なのか。こちらが、ただ指名して入札にこないかという案内だったのか。5社をするために、たまたま名前が上がったのか。あまりにも辞退が多いと思うんです。入札自体に。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 牧永議員の御質問にお答えいたします。

指名願いが出た業者でございます。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 指名願いが出て、辞退というのは、今後の入札の指名にも十分考慮しなければ、何のために指名願いを出して入札をしたのか。こういう大きい金額が出て、2社だけしか入札参加しなかったというのは、非常に問題だと思いますので、今後の考えについて市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 牧永議員の御質問でございます。

私も、同感でございます。指名願いというのは、指名してくださいよということを出しておるわけでございます。実は、この案件とは別に契約をしなかったというような、入札をしておりながら契約をしなかったというような事例もございました。そういったときに、正直申し上げて、規定から言えば、3カ月の指名停止です。しかし、1年に1回しかしない指名を3カ月とか、そのことはないわけでございます。実情に合った形での対処をいたしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第62号から議案第64号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第64号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 報告第2号～日程第32. 議案第61号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第9、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分<sup>の</sup>報告についてから、日程第32、議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの24件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま上程いたしました議案につきましては、担当部長に説明させます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第2号から報告第6号まで一括して御説明いたします。

報告第2号から報告第5号は、平成25年3月22日午前6時30分ごろ、郷ノ浦町片原触の

市営三本松団地におきまして、電気引込開閉器箱内のブレーカーが正常に作動しなかったため、過電流となって家電製品を焼損させたことによります。この4件の被害を受けた家電製品は、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫などの生活必需品でございました。それぞれの世帯で焼損した家電製品は、異なっておりまして示談書はそれぞれの世帯と交わしましたので、損害賠償の額の決定に関する専決処分につきましては、1件ごとに行わせていただきました。

報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお願いします。専決第10号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、2万9,530円。3、損害賠償の理由については、冒頭の説明に変えさせていただきます。

続きまして、報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第11号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、34万5,835円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

報告第4号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第12号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、31万7,700円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

報告第5号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第13号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、13万620円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

この団地の事故原因でありますブレーカーにつきましては、速やかに修繕を行いました。その他の全ての市営住宅につきましても、点検を行いまして、改修が必要な団地などにつきましては、引込開閉器盤改修として、このたびの補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。今後とも、定期的な点検に努めてまいります。

続きまして、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出です。

専決第14号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月23日専決。

1、損害賠償の相手方、名古屋市勝本町個人。2、損害賠償額、3万503円。損害賠償の理由、平成25年4月6日午前8時ごろ、名古屋市勝本町立石南触の市道伊志呂線におきまして、個人所有の車両でアスファルト舗装が剥がれた箇所を通過した際、段差によりアルミホイールを破損したことによります。舗装の補修については、速やかに実施しております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） それでは、報告第7号から10号まで一括して御説明をさせていただきます。

報告第7号について御説明をいたします。

名古屋市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び名古屋市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び名古屋市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第6号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり名古屋市税条例の一部改正について専決処分でございます。専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、一部規定を除き、4月1日から施行され、独立行政法人森林総合研究所が継承していた旧緑資源機構関係事業、具体的には特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る土地改良事業、これらについて、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者のみなし規定から除外されることになりました。また、耐震、改修など行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象となる工事費要件が30万円以上から50万円超えに改められました。これに伴い、名古屋市税条例について、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日、

専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部改正する条例、壱岐市税条例の一部を次のように改正いたします。内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料といたしまして、資料1の1ページから3ページに、新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、資料1ページをお開きください。壱岐市税条例の一部改正する条例の新旧対照表でございますけれども、左側が現行で右側が改正案でございます。改正点は、固定資産税及び特別土地保有税に係る納税義務者のみなし規定から、独立行政法人森林総合研究所が実施する事業を除外いたしました。そのことにより、第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む)」を削るものでございます。

次に、資料1の2ページから3ページですけれども、131条第4項中同じく「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む)」を削るものでございます。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。次に、固定資産税に関する経過措置につきましては、平成25年4月1日前に耐震改修等工事契約を締結し、かつ改修工事費が30万円以上50万円以下の場合に耐震改修の契約をした日を証する書類の追加を必要とする経過措置を定めました。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第8号について御説明をいたします。壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第7号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、一部規定を除き、4月1日から施行されました。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、これまで特例の軽減措置が実施されてきましたが、いずれも5年間の特例措置であり、平成25年度から負担増となる世帯が見込まれることから、激変緩和のために軽減措置が見直されることになりました。これに伴い、壱岐市国民健康保険税条例につ

いて、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正をいたします。内容につきましては、記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、資料1の4ページから9ページに、新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、4ページお開きください。まず、条例の中の字句に「以外」とあるのを「及び特定継続世帯以外」に全て改めるものでございます。

1つ目は、国民健康保険税の軽減判定所得算定における軽減措置の恒久化でございます。国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行することにより、残された国民健康保険世帯が負担増にならないよう国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際、移行後5年を経過するまでの間は、当該移行者を含めて算定していた特例措置を恒久化いたしました。

2つ目は、特定世帯に対する世帯別平等割の軽減措置の拡充でございます。特定世帯に対し、移行後5年間を経過するまでの間は、世帯別平等割の2分の1を軽減する措置が講じられておりましたが、それに加えて移行後6年目から8年を経過するまでの間におきましても、世帯別平等割の4分の1を軽減する措置を講じることいたしました。なお、特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、残された国民健康保険加入者が一人だけとなる世帯のことをいいます。そのことによりまして、第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加えまして、「において同じ。）」の次に、「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加えるものでございます。

次に、資料1の5ページをお開き願いたいと思います。同条に次の1号を加えるものであります。それは、（3）特定継続世帯2万250円であります。

次に、第7条の3第1号中、同条に次の1号を加えるものであります。それは、（3）特定継続世帯5,250円であります。

次に、6ページをお開きください。第23条第1号イ（1）中に、同条イに次のように加えるものであります。加える内容、特定継続世帯1万4,175円であります。

続きまして、23条第1号エの（1）の中に、特定継続世帯3,675円を加えるものでござ

います。

ページ7をお開き願いたいと思います。同じく第23条第2号イ(1)の中に、1万125円を加えるものでございます。23条第2号エの(1)の中に、特定継続世帯2,625円を加えるものでございます。

同じく、8ページをお開き願いたいと思います。23条第3号イ(1)の中に、特定継続世帯4,050円を加えるものでございます。同じく(3)特定継続世帯1,050円を加えるものでございます。

以上、附則第20条中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第20項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、適用区分、第2条につきましては、第1条の施行に必要な経過措置を定めたものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

それから、報告第9号につきまして御説明を申し上げます。壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第8号、専決処分書、船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市手数料条例の一部を改正する条例についての専決処分でございます。専決処分の理由は、船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。これに伴い、壱岐市手数料条例について、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。内容については、記載のとおりでございます。説明資料といたしましては、新旧対照表の資料に説明をしております。

資料のページ10に、説明をしております。別表第1の20の項中、「交付」の次に、「再交付」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。



以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第10号について御説明をいたします。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。専決第9号、専決処分書、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての専決処分でございます。専決処分の理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ改正されることに伴い、関係条例について改正を行うものでございます。これに伴い、この条例については、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日、専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。改正内容につきましては、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 報告第11号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について御説明いたします。平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。専決第2号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定による平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分でございます。専決処分の内容は、地方譲与税等の各

種譲与税及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更、それに伴う事業費の減額、またこれらに伴う剰余金を後年度の公債費償還の財源とするため、減債基金への積み立て等が主な内容ですが、平成25年3月29日付をもって専決処分したものでございます。

平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ341万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,528万3,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表、繰越明許費補正によります。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

2、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加ですが、4款衛生費、1項保健衛生費で、簡易水道事業特別会計繰出金は、他の過疎債充当事業において、実績による不用額が生じたので、その分を公営企業債である簡易水道事業債から一般会計債の過疎対策事業債へ同意額を変更したため、簡易水道事業の繰越事業に係る繰出金92万2,000円が増額となり、今回、繰越明許費の追加をしております。

2、変更ですが、5款農林水産業費、3項水産業費で、下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）分ですが、漁業集落排水整備事業の繰越明許費において、辺地対策事業債の充当額を変更したため、繰出金27万5,000円が増額となり、今回、繰越明許費の増額変更をしております。

次に、5ページから8ページに第3表、地方債補正について記載をしております。1、変更ですが、地方債の変更は、各起債対象事業費確定により、記載の限度額をそれぞれ表の記載のとおり、補正後の限度額を減額いたしております。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、変更はございません。

それでは、事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定により、それぞれ増減補正をしております。

次に、14、15ページをお開き願います。7款ゴルフ場利用税交付金から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定で、それぞれの増減補正をいたしております。なお、10款地方交付税は普通交付税で、昨年7月の交付決定の際、各団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたため、各団体とも調整率により、減額をされていたものを、今回の国の補正予算

により、全額復活しましたので今回、2,213万7,000円を増額し、平成24年度の普通交付税は、総額100億2,753万7,000円となっております。

また、特別交付税の3月交付額が決定し、今回、1億3,165万3,000円を追加いたしております。平成24年度の特別交付税の総額は、8億138万1,000円で、前年度と比較しますと2,640万4,000円の減額となっております。

次に、15款県支出金、21世紀漁業担い手確保促進事業の415万円の減額補正は、漁船取得リース事業費の減額によるものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入は、アワビ種苗売払収入の増額によるもので、当初の売払計画数量を大幅に上回ったことによるもので、488万8,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、16、17ページをお開き願います。17款寄附金ふるさと応援寄附金は、3月末の寄附金収入額の確定により、61万8,000円を増額し、寄附金総額181万8,000円をふるさと応援基金へ積み立てております。

21款市債で1目辺地対策事業債は、消防施設事業分と道路改良事業費の確定により、総額380万円の減額をしております。

2目過疎対策事業債で、市民病院医療機器整備及び改築事業分の実績により1,360万円の減額となり、前回、簡易水道事業債及び下水道事業債に財源振替をしていたものを今回一部復活し、過疎債総額で320万円の増額補正をしております。

また、過疎債ソフト分で、市民病院医師確保事業や離島輸送コスト支援事業費などの事業費確定により、1,670万円の減額補正をしております。

4目土木債、1節自然災害防止事業債、急傾斜地崩壊対策事業で210万円の減額、3節公共事業等債で国の補正予算による道路ストック総点検費が起債対象外となり、1,000万円の減額をしております。

5目合併特例事業債で小中学校耐震補強工事や勝本町自給肥料供給センター、生ごみ前処理施設建設事業などの事業費確定により、総額2,890万円の減額補正をしております。

8目教育債、緊急防災・減災事業債で国の補正予算による小中学校屋内運動場耐震補強工事に対する充当率を100%から95%充当へと変更となり、370万円を減額しております。

次に、歳出については、別紙資料2の平成24年度3月29日専決補正予算概要で御説明いたします。主に、起債対象事業費確定による不用額の減額補正を行っております。

資料2の2、3ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、減債基金積立金は、特別交付税等の増額並びに起債事業費確定による財源不用額分を後年度の公債費償還財源として減債基金に2,360万9,000円を追加積立しております。6目企画費、過

疎債ソフト対象事業で、島外通勤・通学者交通費助成事業の実績による不用額217万7,000円の減額となり、助成総額582万3,000円となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、簡易水道事業特別会計繰出金1,270万の増額は、簡易水道施設整備事業に係る地方債充当において、簡易水道事業債から過疎対策事業債へ同意額を変更したため、過疎債充当分の増額をしております。4目病院費、病院事業会計繰出金1,360万円の減額は、市民病院医療機器購入及び改築事業の実績による過疎債充当分の減額をしております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費及び3項水産業費、2目水産業振興費において、過疎債ソフト対象事業である離島輸送コスト支援事業費の実績による不用額を農産物で520万円、水産物で141万6,000円をそれぞれ減額補正しております。3項水産業費、5目漁業集落環境整備費、下水道事業特別会計繰出金100万円の増額は、芦辺漁港集落排水整備事業の下水道事業債の充当額が減額となり、一般会計からの繰出金を増額補正しております。

7款土木費、6項下水道費、1目公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金の554万円の増額は、公共下水道事業に係る地方債充当において、下水道事業債から過疎対策事業債へ同意額を変更したため、過疎債充当分の増額をしております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で合併特例事業債充当事業である消防庁舎及び消防救急無線デジタル並びに消防指令台の実施設計等、業務委託費実績による不用額681万2,000円を減額いたしております。

次に、資料6ページに基金の状況、7ページに繰越明許費の追加及び変更について記載のとおりでございます。

次に、補正予算書第9号に戻っていただいて、最後の26ページに地方債の見込みに関する調書について記載のとおりでございます。地方債の平成24年度末現在高見込み額が294億336万円となります。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 齊藤保健環境部長。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 報告第12号平成24年度壱岐市国民健康保健事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について御説明いたします。

平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙の

とおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第5号、専決処分書、平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ157万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,597万9,000円とする。2項は、記載のとおりでございます。平成25年3月29日に専決処分をさせていただきます。

2ページから3ページについては、歳入歳出予算補正を記載しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。2歳入の1款1項診療収入でございますが、後期高齢者診療報酬収入が見込みより減額となりましたので、357万4,000円の減額補正をいたしております。

4款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬収入の減による財源不足に対応するため、財政調整基金より200万円繰入金を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。3歳出、1款総務管理費の施設管理費につきましては、財源調整をしております。2款基金積立金の財政調整基金積立金につきましては、診療報酬収入の減額により、基金への積み立てができなくなりましたので、157万4,000円を減額補正をいたしております。

以上で、報告第12号の専決処分についての報告を終わらせていただきます。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第13号と報告第14号を説明させていただきます。報告第13号、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,538万3,000円とします。第2項、第2条、第3条は、記載のとおりでございます。平成25年3月29日専決です。

2から3ページは、第1表として歳入歳出予算補正を載せております。

4ページの繰越明許費の補正の変更についてですが、石田地区簡易水道施設整備事業に係るもので、さきに議決をいただいております5,354万6,000円でしたが、実際に繰り越す際に、6万8,000円の不足が生じたので、この分を増額させていただき、繰越額を5,361万4,000円とさせていただきました。

5ページには、第3表地方債補正を、7ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。2歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金で、1,270万円の増額、7款の1目簡易水道事業債で1,280万円の減額をしておりますので、歳入総額では10万円の減額となります。

12から13ページをお開きください。3歳出ですが、2款、1目簡易水道施設整備事業費で施設間の増減によりまして、10万円の減額をしております。主な専決処分の内容は、湯本浦地区及び石田地区簡易水道施設整備事業の実績による起債借入額について、簡易水道事業債から過疎対策事業債への調査への変更と、それに伴う事業費の減額を行っております。

続きまして、報告第14号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について、平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第4号、専決処分書、専決処分の規定などについては、簡易水道事業と同様でございます。平成24年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ451万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,708万5,000円とします。第2項及び第2条は、記載のとおりでございます。

8から9ページをお開きください。2歳入ですが、3款国庫支出金の1目土木費補助金で35万円、5款繰入金の1目一般会計繰入金で654万円を増額し、8款の1目下水道事業債で1,140万円減額しておりますので、歳入総額では、451万円の減額となります。

10から11ページをお開きください。3歳出ですが、1款1目の施設整備費で451万円の

減額をしております。2款漁業集落排水整備事業費では、1目施設整備費で施設管理を行っております。

主な専決処分の内容は、公共下水道事業の実績による起債借入額について、下水道事業債から過疎対策事業債への地方債への変更及び、それに伴う事業費の減額を行っております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 報告第15号平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

1ページから2ページをお開き願います。平成24年度壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、さきの2月会議で議決をいただいております繰越明許費総額15億8,710万8,000円と3月29日専決補正で、追加の簡易水道事業特別会計繰出金92万2,000円及び変更増分の下水道事業特別会計繰出金27万5,000円をあわせまして、繰越明許費総額を15億8,830万5,000円とし、そのうち実際に翌年度に繰り越した額が総額15億5,014万8,600円でございます。主な繰越事業は、国の補正予算に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業、地域経済循環創造事業、八幡浦地区特定漁港整備事業、道路橋りょう新設改良事業、小中学校施設耐震改修事業のほか、郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの解体工事、水産業振興奨励事業で郷ノ浦町漁協製氷・貯氷施設整備事業、農地及び農業用施設並びに公共土木施設災害復旧事業等に要する経費でございます。なお、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第16号と17号及び議案第54号まで御説明させていただきます。

報告第16号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰

り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。平成24年度簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書ですが、さきに議決をいただいております繰越明許費総額1億4,355万6,000円と3月29日専決で、変更増分の6万8,000円を合わせまして、繰越明許費総額を1億4,362万4,000円とし、同額を翌年度に繰り越すものとします。主な内容は、国の補正予算による湯本浦地区、及び石田地区簡易水道施設整備事業に要する経費でございます。

続きまして、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書ですが、さきに議決をいただいております繰越明許費総額7,600万円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は、7,570万円であります。主なものは、国の補正予算による公共下水道事業及び漁業集落排水整備事業による経費でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を15時35分といたします。

午後3時25分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、壱岐市公営住宅等長寿命化計画を作成することについて、壱岐市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。本日の提出でございます。

計画書の1ページをお開きください。序章、公営住宅等長寿命化計画の目的です。

この計画の背景と目的は、平成18年6月に、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するための住生活基本法が制定され、住生活の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が示されました。

公営住宅等長寿命化計画は、住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすために、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によ



るコスト縮減を図ることを目的としております。

平成24年度現在、本市が管理しております公営住宅等は、123棟（787戸）のうち、公営住宅が106棟（732戸）、特定公共賃貸住宅が2棟（14戸）、単独住宅が15棟（41戸）となっております。そのうち、既に耐用年数が経過している住宅が226戸、さらに10年後には新たに超過する住宅が39戸となります。壱岐市公営住宅等長寿命化計画は、厳しい財政状況下におきまして、建てかえ、改善、修繕、用途廃止などの適正な手法の選択のもとで、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコスト、LCCと申しますけど、の縮減を図ることを目的として策定するものです。

2から3ページには、計画の位置づけ、計画期間、計画の構成を記載しております。この計画は、平成22年3月策定の「壱岐市総合計画」を上位計画としまして、「壱岐市住宅マスタープラン～住生活基本計画～」における市営住宅政策に関する部門計画として位置づけ、公営住宅等における建てかえ事業、公営住宅ストック総合改善事業、経常的な維持管理についての方針を定めるものです。

この計画期間は、管理する住宅ストック全体の点検・修繕・改善サイクル等を勘案した上で、一定期間を確保する必要があるとしますので、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じまして、おおむね5年ごとに見直しを行うものとします。

次のページには、第1章、公営住宅等ストックの状況として、4ページには、壱岐市の概要、5から6ページは、人口、高齢化率や世帯構成などを記載しております。

4ページの（2）人口・高齢化率についてですが、本市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成2年時点から20年間で約8,000人減少しております。高齢化率は、平成22年時点で31%に達しております。

（3）年齢別階層別人口の推移をみますと、平成2年から年少人口は7.2%、生産人口も6.3%減少しているのに対し、老年人口は、13.5%増加しており、少子高齢化が急速に進んでおります。

（4）世帯数及び世帯規模についてですが、世帯数はほぼ横ばいで、世帯人員は、平成22年時点で2.8人と、年々減少しております。

（5）世帯構成は、平成22年時点の一般世帯の家族累計で見ますと、単身世帯の割合が25.4%で最も多く、夫婦世帯のみが21.5%、夫婦と子供のみが19%となっており、世帯の小規模化と核家族化が進行しています。

7から8ページは、高齢者世帯の状況や公営住宅等のストックの状況を記載しておりまして、

(6) 高齢者世帯の状況は、高齢者世帯では、高齢夫婦のみの世帯や、高齢単身者世帯が年々増加しております。

公営住宅等の位置については、8ページに載せております。

郷ノ浦町に公営住宅9団地、単独住宅5住宅、勝本町に公営住宅7団地、単独住宅2住宅、芦辺町に公営住宅10団地、単独住宅2住宅、石田町に公営住宅8団地の総計で、公営住宅34団地、単独住宅9住宅が立地しております。

9から10ページには、公営住宅等の一覧表を載せておりまして、平成24年10月1日現在の公営住宅等の管理戸数は、公営住宅732戸、特定公共賃貸住宅14戸、単独住宅41戸の合計787戸でございます。一覧表には町ごとの団地名、住宅区分、建設年度、構造、階数等を記載しております。

11ページには、建設年代別・構造別戸数を載せております。

続きまして、16から17ページは、住戸の規模、18から20ページには、設備の状況、修繕・改善の状況などを載せております。

25ページをお願いします。25ページの(2)応募・募集状況は、平成21年度から平成24年度までの空き家の募集状況をみますと、募集戸数は、各年度おおむね50戸から100戸程度は、申し込み世帯は、100から150世帯で推移しておりまして、募集倍率は、町別では、郷ノ浦町が平均2.9倍と比較的高く、勝本、芦辺では、平均1.1倍を下回っております。特定公共賃貸住宅については、約4年間で27戸の募集に対しまして、3世帯の申し込みとなっております。

続きまして、39から40ページをお願いします。これで、一次判定の結果を載せておりますけれども、43から44ページは、二次判定の結果を、そして46から47ページには、三次判定として一次、二次の判定結果を踏まえまして、団地単位または、団地の一部の住棟を対象に、総合的な検討を行いまして、住棟別の活用手法の最終判定を表にまとめております。

48ページには、団地別・住棟別活用計画を整理しております。住宅管理戸数787戸のうち、維持管理予定戸数は556戸、建替予定戸数は188戸、用途廃止予定戸数43戸となりました。なお、管理戸数については、先ほど申しましたけれども、社会情勢に変化において柔軟に見直しを行ってまいります。

49ページをお願いします。4章に入りますけれども、4の1建替事業の実施方針ですが、建替対象団地は、公営住宅9団地、単独住宅2住宅としまして、今後の計画は、国・県の動向等を踏まえつつ、市の財政状況等を考慮しながら、柔軟に見直しを行ってまいります。

52ページから、第5章、長寿命化のための維持管理計画としまして、5の1計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容、53ページには、本市の個別改善の実施方針の内容などを示して

おります。

54ページ、55ページは、5の2住棟単位の修繕・改善事業についての整備方針をまとめております。

56ページからは、第6章、長寿命化のための維持管理による効果としまして、長寿命化計画に基づいて、長寿命化型改善を実施した場合としない場合のライフサイクルコストの比較を行いまして、LCCの縮減効果の算出をしております。

57ページの上段には、計画後モデルにおける算出の手順（耐火造の場合）を示しております。国の試算例を踏まえまして、長寿命化型改善計画を行ったことによりまして、延長される年数を20年延長と設定しております。

そして、LCC改善効果の算出手順は、57ページの中ほどに記しておりますが、その結果を58ページの表にまとめております。例えば、古城団地の1棟から4棟ですが、年平均281万円のLCC改善効果となりました。

59ページには、6の2維持管理による効果のまとめを示しております。従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を行いまして、公営住宅等ストックの状況を把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕、耐久性の向上などを図る改善を実施することで、長寿命化が図られ、LCCの縮減につながりまして、安全の確保を図ることができます。長寿命化型改善事業を実施する住棟を対象として、LCC改善効果を算出したところ、効果はプラスとなりましたので、整備による改善効果が期待できる結果となりました。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第55号から57号まで一括して説明をさせていただきます。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例に引用する条項番号の変更を行うものであります。

次のページをお開きください。平成24年度壱岐市条例第29号、壱岐市暴力団排除条例の一部を次のように改正しようとするものであります。第2条第6号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めます。これは、都道府県暴力団追放運動推進センターの条項が、

「法第32条の2第1項」が「法第32条の3第1項」に変更となったためであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

資料15ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございますが、なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所が改正しようとするところでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として、景観法第8条第1項に基づき、景観計画を策定するために、壱岐市景観計画策定委員会を設置し、また教育委員会の附属機関として、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会を設置する必要があるため所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別表アの市長の附属機関の部壱岐市都市計画審議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市景観計画策定委員会、壱岐市景観計画の策定について審議すること。別表イの教育委員会の附属機関の部壱岐市教科書採択協議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会、壱岐市立小学校の統廃合について、調査、研究、協議すること。

資料16ページの新旧対照表に関しては、後をもって御高覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号をお願いいたします。壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与の減額措置に係る状況等を考慮し、市長及び副市長及び教育長の給与の減額等について特例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市長等の給与の特例に関する条例、第1条、趣旨でございますが、この条例は、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例に規定する市長及び副市長の給与及び壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定する教育長の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、市長の給料月額額の減額です。市長の給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じ、その額といたします。ただし、同条例第3条に

規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第2条に規定する額といたします。

第3条、副市長の給料月額の減額です。壱岐市副市長の事務分掌に関する規則第6条に規定する市長の職務代理の順序が上位である副市長給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とします。ただし、同条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第2条に規定する額といたします。なお、順序が下位である副市長に対しては、この条例は適用しません。

第4条、教育長の給料月額の減額です。教育長の給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、教育長給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とします。ただし、同条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第3条に規定する額といたします。

附則でございますが、施行期日、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

2項、壱岐市長等の給与の特定に関する条例の廃止。壱岐市長等の給与の特例に関する条例（平成20年壱岐市条例第18号）は、廃止します。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君 降壇）

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第58号壱岐市福祉医療の支給に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、長崎県福祉医療費補助金実施要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページお開きください。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。改正条文の内容につきましては、記載のとおりでございます。

新旧対照表につきましては、資料1の17ページから20ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に  
ついて、御説明を申し上げます。地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに  
生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。  
本日の提出でございます。

提案理由としましては、壱岐市勝本町坂本触字井ノ辻地先の勝本港の公有水面埋め立てにより  
生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとするものであります。

次のページをお開き願います。位置としましては、壱岐市勝本町坂本触字井ノ辻134番、  
134番に隣接する里道、136番1、136番1に隣接する道路、143番4及び143番  
5の地先。面積は、238.35平方メートル、編入する区域は字井ノ辻であります。

次のページに、位置図と字図を添付しております。黒く塗りつぶした部分が当該箇所ござい  
ます。埋立地につきましては、長崎県が施行する勝本港護岸保全施設整備事業の実施に合わせ、  
海岸保全区域の埋め立てを行うことになり、公有水面埋め立て許可を受け、県の護岸施設の背後  
地を埋め立てたものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）につ  
いて、御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予  
算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予それぞれ12億5,863万8,000円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,763万8,000円とします。  
第2項は、記載のとおりでございます。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方  
債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正については、記載のとおりござい  
ます。

4、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更、辺地対策事業債の補正前限  
度額1億9,060万円を補正後限度額2億4,760万円に、勝本地区公民館整備事業で

5,700万円を追加しております。

次に、過疎対策事業債の補正前限度額2億7,150万円を、補正後限度額3億1,630万円に、JA壱岐市ライスセンター整備事業で4,480万円を追加しております。

次に、5ページの合併特例事業債の補正前限度額12億5,760万円を補正後限度額13億1,490万円に、渡良小学校体育館耐震補強工事で5,730万円を追加しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税、普通交付税5,194万6,000円を追加いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金は、志原小学校増築事業に対する55%負担で、今回665万円を補正しております。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金は、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策により、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、国の補正予算による追加公共投資の地方負担額及び財政力に応じて配分される予定であり、今回、補助事業の強い農業づくり交付金事業でJA壱岐市ライスセンター整備事業及び市の単独事業として、市道、農道等維持補修事業、湯ノ山公園整備事業などへ、交付見込額4億2,280万円を充当いたしております。4目農林水産業費国庫補助金、強い農業づくり交付金は、JA壱岐市ライスセンター整備事業に係るもので、補助対象事業費の2分の1、2億9,467万3,000円を追加補正いたしております。5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、赤滝団地等耐震診断業務に係わるもので、対象事業費の45%459万円を追加補正いたしております。7目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、渡良小学校体育館耐震改修分の3分の2の3,789万3,000円の追加補正いたしております。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金は、国の補助事業の採択により、当初の県単独事業の漂流・漂着ごみ撤去事業から変更をし、大規模な海岸漂着物等の回収・処理に対して、10割補助の8,069万円を追加しております。6目土木費県補助金、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金は、県単独の新規事業で、住宅バリアフリー・安全型及び省エネ型並びに防災型のリフォームに対し、補助率5分の1、補助上限額が20万円から30万円とし、壱岐市に701万3,000円が配分されております。

18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は、国の経済対策に呼応した市の単独事業に対する財源不足分として、1億8,000万円を追加補正いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。20款諸収入、4項雑入、コミュニティ助成金1,230万円は、2公民館の自主防災組織及び婦人防火クラブ等の備品購入費のほか、一般コミュニティ団体3団体の備品購入費等に対し、自治総合センター助成金を追加補正しております。

2 1 款市債につきましては、4、5 ページの第2 表、地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出については、別紙資料3 の平成2 5 年度6 月補正予算（案）概要で説明をいたします。

資料3 の2、3 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費、7 目情報管理費、地域づくりアドバイザー事業は、壱岐市地域情報化計画に基づく、ICT 街づくり推進リーダーを育成するための講師謝礼金と地域づくりアドバイザーの旅費について、4 0 万円を補正しております。地域活性化センターより2 分の1 の助成金2 0 万円を受けて実施をいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、軽度・中等度難聴児補聴器給付事業2 5 万4, 0 0 0 円の補正は、新規事業で身体障害者手帳の交付対象にならない1 8 歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用の3 分の2 を助成するものであります。県より3 分の1 の1 2 万6, 0 0 0 円を受けております。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、旧勝本町本宮焼却場解体事業3, 0 0 0 万円の補正は、昭和4 4 年に建設され、用途廃止のまま焼却場建物が残っていたことが判明をいたしましたため、今回解体工事費を補正するものであります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、強い農業づくり交付金事業は、JA 壱岐市ライスセンター整備事業で、施設の再編とあわせ、既存施設の修復及び貯留タンクを増設し、壱岐産水稲のブランド化を図るため、今回5 億3, 0 4 1 万1, 0 0 0 円を補正しております。財源については、国庫補助金5 0 %、市の補助金4 0 %のうち、8 割について地域の元気臨時交付金1 億8, 8 5 0 万円を充当し、残額について過疎対策事業債4, 4 8 0 万円を充当いたしております。

次に、4、5 ページをお開き願います。4 目畜産業費は、現在、第2 堆肥センターに収集・散布車の車庫がないため車両の劣化を抑え、長期使用を図るため、今回、地域の元気臨時交付金を活用し、車庫棟1 棟の建設費2, 1 9 4 万8, 0 0 0 円を補正しております。5 目農地費、農村整備事業は、今回、地域の元気臨時交付金を活用し、2 地区の農道舗装及び2 地区の排水路整備に総額3, 7 0 0 万円を補正しております。3 項水産業費、2 目水産業振興費は、郷ノ浦町漁協荷捌所トイレ整備事業に対し、2 分の1 の補助金2 6 2 万円と、また、島外からの大型漁船が港内に係船する際、電気機器を使用することにより、騒音問題が発生しているため、今回、郷ノ浦町漁協陸電整備事業に対し、2 分の1 の補助金1 2 5 万円を補正しております。

6 款商工費1 項商工費4 目観光費「長崎がんばらんば」地域づくり支援事業負担金は、壱岐市観光連盟が県の採択を受けて実施する、壱岐島ごっとり市場プロジェクト事業について、事務局人件費及び情報発信経費分として6 6 7 万6, 0 0 0 円を補正しております。



次に、湯ノ山公園整備事業は、湯ノ本湾の景観を観光資源として活用するとともに、公園利用者の安全性・快適性の向上を図るため、今回、地域の元気臨時交付金を活用して、公園整備及び隣接する壱岐島荘の外構の整備に2,879万3,000円を補正しております。

次に、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、地域の元気臨時交付金を活用して、市道維持補修工事費1億4,000万円を補正しております。

次に、6、7ページをお開き願います。3目道路橋りょう新設改良費、地方改善施設整備事業の天ヶ原地区排水整備工事費520万円と、地域の元気臨時交付金を活用した市の単独事業として16路線の改良事業費等1億2,260万円の補正をしております。7項住宅費、1目住宅管理費は、公営住宅の長寿命化を図るため、八幡団地屋根等改修事業設計委託費及び市営住宅の引込開閉器盤の老朽化事故を受け調査を行い、今回、改修工事等について、総額1,565万円を補正しております。また、国の社会整備総合交付金を活用して、赤滝団地ほか3団地の耐震診断事業費1,230万円を補正しております。

次に、8、9ページをお開き願います。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、渡良小学校体育館耐震改修工事費及び志原小学校教室増築工事費と、勝本・霞翠小学校体育館便所水洗化設計監理費、あわせて1億492万8,000円を増額補正しております。

次に、小学校統廃合検討委員会設置費については、芦辺小学校校舎について、耐震補強工事ではなく改築の方向で対応することとなり、教育環境の整備を早急に図る必要があるため、今回、小学校統廃合検討委員会の設置に要する経費として、委員報酬151万7,000円を補正しております。3項中学校費、中学校校舎建設検討委員会設置費についても、小学校同様に、芦辺中学校校舎建設について、統廃合の経緯等も踏まえて、協議が必要なため、中学校校舎建設検討委員会の設置に要する経費として、37万1,000円を補正しております。5項社会教育費、4目公民館費、勝本地区公民館整備事業は、築47年が経過し老朽化が激しいため、2カ年計画で改築整備するため、今回、実施設計及び解体工事費6,000万円を補正計上しております。財源に、辺地対策事業債を5,700万円充当しております。

次に、資料12ページに基金の状況見込みの詳細について記載のとおりでございます。また、補正予算書の最後25ページに地方債の見込みに関する調書について、記載のとおりでございます。地方債の平成25年度末現在高見込み額が298億97万6,000円となります。

以上で、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、平成25年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億254万8,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

6から7ページをお開きください。2歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金で20万7,000円、また6款の1目雑入で150万円の増額をしておりますので、歳入総額では、170万7,000円の増額となります。

8から9ページをお開きください。3歳出ですが、1款の1目一般管理費と2目施設管理費で、170万7,000円の増額をしております。主な補正内容は、市道改良工事に伴います水道管布設替補償工事に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりました。

---

### 日程第33. 要望第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第33、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました要望第2号につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明に変えさせていただきたいと思えます。

---

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は、6月11日、火曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時08分散会

---



平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成25年6月11日 午前10時00分開議

日程第1	報告第2号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第3	報告第4号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第4	報告第5号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第5	報告第6号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第6	報告第7号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第7	報告第8号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第8	報告第9号	壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第9	報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第10	報告第11号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第11	報告第12号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第12	報告第13号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第13	報告第14号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第14	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第15	報告第16号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済

日程第16	報告第17号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済、専決処分全体の質疑
日程第17	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第19	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第20	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第21	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第22	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第65号	財産の無償譲渡について	保健環境部長 説明 質疑 産業建設常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

---

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君  
事務局次長補佐 吉井 弘二君 事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君  
副市長 …………… 山下 三郎君 教育長 …………… 久保田良和君  
総務部長 …………… 眞鍋 陽晃君 企画振興部長 …………… 山本 利文君  
市民部長 …………… 川原 裕喜君 保健環境部長 …………… 斉藤 和秀君  
建設部長 …………… 原田憲一郎君 農林水産部長 …………… 堀江 敬治君  
教育次長 …………… 米倉 勇次君 消防本部消防長 …………… 小川 聖治君  
病院部長 …………… 左野 健治君 総務課長 …………… 久間 博喜君  
財政課長 …………… 西原 辰也君 会計管理者 …………… 土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これより議事日程表（第2号）により本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付いたしております。

日程第1. 報告第2号～日程第16. 報告第17号

○議長（市山 繁君） 日程第1、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてから日程第16、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてまで16件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第2号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第3号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第4号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第4号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第5号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第5号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第6号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第7号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第7号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第8号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第8号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第9号壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第9号に対する質疑を終わります。  
次に、報告第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処

分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第10号に対する質疑を終わります。

次に、報告第11号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 予算書の18ページ、総務管理費、企画費の負担金補助及び交付金について、お尋ねをいたします。

予算書の中の資料の中で、この負担金補助及び交付金については、市長が前から言われております定住促進の一環として、島外通勤通学者交通費助成事業となっております。今回の内容は実績による減額ということですが、24年度の実績について人数並びに金額、そして勤務地について主にこういったところがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 鵜瀬議員の御質問、専決処分の報告のうち島外勤務通学者交通費助成事業の24年度の実績についての御質問でございます。

この事業は、定住人口の減少に歯どめをかけるとともに、将来のU・Iターンを促進し、市の活性化を図るため、平成22年から実施しております。

平成24年の実績につきましては、助成対象者37名、交付実績額が582万2,600円となっております。勤務先別では、福岡県が28名、長崎県が7名、岡山県が1名、熊本県が1名となっております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） たしか、24年度の前半の実績として41名というふうに報告を受けておりますが、今回、24年度の実績については41名から、多分、結果的に37名になったと思うんですけども、その減額になった要因について、こういったことが考えられるか、そちらのほうで把握されておれば、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 減額になりました理由としましては、人数の減と金額の減でございます。

人数の減につきましては、今度、補助の対象が月に2回以上、壱岐市のほうに帰島することが条件になっておりますが、結果的に2回帰島できなかった方が人数の減の主な原因でございます。

金額につきましては、予算化としましては限度額いっぱい、通勤者としましては限度額上限が



20万円なのですが、上限額で組んでいたことによりまして、実績額として20万円に達しないものがあつたことによる金額の減が発生しております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ということは、41名の対象者がいて、その補助の内容の枠について該当しない部分が出てきたので、その分が減額になったと。たしか、当初予算では850万円ほどあつたかと思うんですが、その分の減額ということで、その残りの4名の方についても、月2回帰島されれば対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（市山 繁君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） はい、そのとおりでございます。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第11号に対する質疑を終わります。

次に、報告第12号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第12号に対する質疑を終わります。

次に、報告第13号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第13号に対する質疑を終わります。

次に、報告第14号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第14号に対する質疑を終わります。

次に、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第15号に対する質疑を終わります。

次に、報告第16号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第16号に対する質疑を終わります。

次に、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第17号に対する質疑を終わります。

以上で、16件の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） ここで、報告に対する総括で申し上げたいと思います。

専決処分というのは、地方自治法及び壱岐市議会基本条例で認められております。そのことは十分承知をいたしております。本市議会は通年議会制をとっております。そうした関係上で、報告事項を16件、そして議案数9件を、本日提案議案1件を含めて10件、26件中16件のいわゆる報告事項、専決事項があるというのは異常であり、今後、こういう事態でいいのかと。やはり、通年議会を施行する以上、その必要性においても、議会招集をして議会の信を問うべきというふうに考えておりますので、今後、執行部並びに議長におかれましては、円滑な議事運営に協力をいただきたいというふうに考えております。市長、いかがでしょうか。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） その件につきまして、全員協議会で皆さん方から市長に進言するよう申し出があっておりましたので、けさほど市長にその進言をいたしておりますので、市長よりひとつ、説明をお願いいたします。白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの、専決報告が多すぎるじゃないかという御意見でございます。

数の問題ではなくて、今回につきましてはいろいろと見解の相違、あるいはまとめて、まとめてといいますか、そのことによって専決にしたというようなことも思われるような点もございました。そういったことで、けさ市山議長から専決処分の取り扱いについてということで、極力、通年議会であるから、議会に報告という形じゃなくて議案という形で出してほしいということで、文書もいただきました。執行部といたしましてもその趣旨に沿って、今後、研究をさせていただきます。

いと思っております。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 議会も、執行部も、今の市長の答弁にありましたように真摯に受け止めて、今後、議事運営の進行に遂行してまいりたい、そのように考えております。

ありがとうございました。

---

#### 日程第17. 議案第54号～日程第22. 議案第59号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第17、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから日程第22、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで6件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてということで、今回のこの計画につきましては、公営住宅の役割を果たすために、これまでの対処療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を目的として策定をされております。ことしの平成25年から34年までの10年間を計画をしておりまして、おおむね5年ごとに見直しを行うようになっております。

この計画の中で、特に現在の公営住宅を建てかえをするとところが何件かあります。そうした場合に、建てかえにより住宅使用料が上がったり等のことが考えられますので、特に現在の候補に挙がっております入居者との合意形成が重要であると考えております。

この計画について、市民はもちろん、特に入居者への説明、周知については、今後どのようにされるのかお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えします。

この計画の背景については、国土交通省におきまして平成21年度予算の概算要求時に政策アセスメント、事業の事前評価でございますけれども、この評価が実施された政策の中の一つでありまして、その内容は、地方公共団体が更新期を迎えつつあります昭和40年代後半に大量供給されました公営住宅の効率的な更新を行って、需要に対して的確に対応していかなければならないという点と、一方で、築30年以上の公営住宅ストック、ストックといいますのは既存のということでございますけれども、全体の53%を占めておりまして、老朽化したストックの解消が進んでいない状況にありまして、その原因としましては、地方公共団体の厳しい財政状況下にあることから、長寿命化を視点に効率的な更新計画などの策定が不十分であるなどの点が挙げられて

おります。

このような観点から、国は長寿命化のための計画策定費や改善費などを地域住宅交付金の助成対象に追加するとともに、同計画に基づきます建てかえ、改修などについて、拡充を図るという方針が定められたわけでございます。

また、この計画に基づかない公営住宅などの改善や建てかえ事業への助成は、平成26年度以降行わないという方針が示されました。

したがって、この計画は本市の他の計画、防災計画などがございますけれども、そういった計画とは異なりまして、補助事業などに向けた条件整備という位置づけになります。このため、各公民館などへ出向いて説明するという周知方法ではなく、壱岐市ホームページや各庁舎の窓口におきまして閲覧をしていただく周知方法を考えております。

また、公営住宅の建てかえにつきましては、市の財政状況などを考慮しましてほとんどが平成34年度以降の建設予定でありまして、需要や管理コストの推移を見ながら、適切な時期を見定めて集約した建てかえを検討してまいります。入居者には建てかえ時期のおおむね二、三年前に入居者の意向などの調査や説明をしていく中で、周知を図ってまいります。

建てかえの実施に際しましては、入居者の移転、工事の実施に伴う騒音、振動などが、入居者の生活に大きな影響を与えることとなります。建てかえを行うことで居住性や利便性が向上する一方で、先ほどお話しがありましたけれども、家賃の上昇による入居者の負担が大きくなりますので、十分な合意形成を図ることが重要と考えております。事業を行う上では、入居者に対して十分な配慮を行い、入居者の情報や要望の把握に努めまして、個々の団地ごとに進めていく中で協議を行いまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 市民の皆さんへの周知については、ホームページ等各所にこの計画を多分置かれて、周知されると思うんですけども、今、市のほうでは、いろいろ出前講座等もあつてますので、例えばそういった中で説明を、公民館単位ですとか住宅単位で説明をしていただければ、より具体的な内容も、単にホームページとか各庁舎だけにおいてありますからといつても、なかなか見らっしゃれんですよね。それで、せっかく公開されるのであれば、効果的なやり方として出前講座の中にぜひ入れていただければと思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） その点につきましては、決してやぶさかではございません。そういった要望がございましたら出向くということで、進めさせていただきたいと思つています。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 今度の公営住宅の建設の長期的な実施方針は、多分、部長がさっき答弁されたように、国のメニューにのせないと国の補助事業に該当しないということで、大まかに大体策定されていると思いますが、この中で3次判定までいって、28年から30年度までの建てかえがメニューにのってるのは瀬戸浦の大久保団地だけなんですよね。私も実は親子2代に渡ってここにおりましたから、40年に渡って、非常に中の状況はよく知っております。入居者がどういうふうな考え方をされてるかということもよく知っております。

それも踏まえた上で聞きますけれども、実は大久保住宅といっても非常に高齢化されて、一生ここに住みたいという方が、実は非常に多いんですよ。だから、建てかえとか、桜木団地今度できましたから、あそこも実は入ったんはもうかなり若い人だけです。建てかえた新しい住宅には若い世帯が入るんですが、古い世帯は非常に収入も少ない、年金とか生活保護の方とか、非常に体が悪いとかそういった形で、もう一生ここにおりたいと。家賃が非常に安いからですね、数千円で入居できるというニーズが一番高いんですが、合意形成を28年度から努めると言っただけでも、合意形成なんかできるわけじゃないんですよ。僕はもうできんと思ってます。もう、そういったニーズがあるわけですから。それよりも、僕は長寿命化計画、大賛成です。できたら今の安価な形で改修してもらいたいと思うんですが、多分、大久保住宅なんか見とったら、これは私がおるときからそうですが、床下はもうシロアリが、これ退去された方は全部わかりますけども、退去したら床下は非常にもうシロアリが食って、腐食自体がものすごく進んでるんですよ。だから、ぷわんぷわん、ぷわんぷわん床がして、まともに歩けないような状況なんです。だから、ぜひ計画の中には、こんな大きなマスタープランじゃなくて、シロアリが食ってぷわんぷわん、ぷわんぷわんしとる床をどうするのかとか、できたらもう少し地域の実情に合った、総花的な一括じゃなくて、そういった床の修理とか。これ、公営住宅は基本的に維持管理補修費も含めて住宅費として徴収しとるわけですから、基本的にはそういった床の修理とかそういうのを僕はまずやってもらいたいというのが第1です。

それから、市長、第2点目に、部長、僕は将来的には、こういった新しい住宅といたらすぐ集合住宅をつくって、10世帯、20世帯の集合住宅つくりますけども、できたら、今から若い人向けの住宅を考えるんだったら、これよその自治体も全部やっていますが、戸建てで各戸にそれぞれ車の駐車スペースもちゃんと完備して、例えば25年か30年に渡って払ったら、ようするにもう持ち家制度と一緒に、25年か30年きちんと払ってもらったらもうその敷地住宅も含めてその世帯のものになるという施策を打ち出せば、その人たちは非常に住宅も大切に使うんですよ。そういった施策ができれば、住宅がどうのこうのちゅうんだったら、壱岐市の公営住宅はこれから若い人向けの住宅はもう戸建てをすると。そして、その25年なり30年なり住宅費を払ったら、払い下げすると、その人の持ち物になると言ったら、非常に大切にその人たちもメンテ

ナンスをするでしょうし、大切に使うし、夢もあると思うんですけども、そういった方策はこ  
ん中には全然書いてないんですけども、できたら、そういった方策こそ打ち出すべきだと思  
いますけれども。これは部長は多分答弁できんでしょうから、2番目については市長に答弁をお願  
いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

床の修繕あたりにつきましては、個別改善という形でこの計画書の中に入れておりますので、  
給排水もろもろ含めて個別改善という形で取り組んでまいります。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま、町田議員の御質問でございます。

4階まで歩いていかなきゃいかんような住宅がございます。おっしゃるように、高齢化が進み  
ますと、一体どうして上がるんだというようなことでございます。壱岐にこの建て方といいます  
か、この建築の態様はふさわしくないと、私、かねがね思っております。

今、マスタープランできておりますけども、今、町田議員がおっしゃったことは、私の考えと  
同じであります。そのためには、しかし広大な土地があるわけがございますけども、その辺を含  
めて研究をしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 部長、個別改善に取り組むと言われましたけども、現実には床の  
修理なんかは、要するに退去してからじゃないとできないんですよ。現に入居してる人も今ま  
では全部そうなんです。市がやってきたことは、退去した時点で要するに空洞化、全部ばらっ  
ばらになるから、その時に、私の時もそうだったんですが、床も全部シロアリが食って、もうほ  
とんど、いつ床が落ちてもし思議じゃないような状況なんです。私んところがそうだったら、ほか  
のどこ、周りも全部そうだったんです。そうなんです。今でも、そうなんです。だから、ぜひ、  
そういった床の修理とかそういったものを、マスタープランと言うんだったら正直言ってそちら  
のほうをまず優先せろと。

そして、こういったマスタープランをつくると、行政はすぐ集約化とかそういうのを出します  
けれども、現実には、さっきも言ったように高齢化とか非常に進んどって、もうそこで一生を終わ  
りたいという方が非常に多いんです。当時はこのカンピラといわれるやつは、当時の住宅事情か  
ら考えたらやむを得ん施策だったんですよ。それはもう、もちろんわかります。ただし、ここ  
まできたら、やっぱりある程度、床の修理とかをまず一番最初にやって、できるだけ長寿命化さ  
せるというのは必要なことだと、私も考えておりますので、ぜひ、この大久保住宅だけ28年度  
から30年度まで建設予定になってますけれども、ぜひ、まず、さっき鶴瀬君が言ったように、

本当に建てかえのニーズがあるのかまで含めて、考えてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの町田議員の御指摘に対しまして、真摯に研究してまいらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、議案第56号については、附属機関を2つ新たに設置するようになっております。1つが壱岐市景観計画策定委員会7名と、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会38名となっておりますが、現時点でのそれぞれの構成メンバーと今後の予定について、年5回するように予算化をされておりますけれども、どういう形で進められていくのかをお尋ねいたします。

また、予算の中でお尋ねをしようと思ったんですけども、中学校校舎建設検討委員会の部分については何でこの附属機関の設置条例の中に入っていないのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えします。

建設部のほうでは壱岐市景観計画策定委員会、この関係になるわけでございますけれども、この策定委員会の委員の数については15人以内をもって組織しまして、その構成は識見を有する方5人以内、そして公募によって選出する方2名以内、そして関係行政機関の職員7名以内、その他市長が認める方若干人としております。

なお、今年度は委員会を2回開催するように考えております。

それから、今後の計画ということでございますけれども、平成27年度に壱岐市景観計画及び景観条例の制定に向けまして、今年度は現況調査、アンケートを実施しまして、景観形成に向けて課題整理に取り組んでまいります。また、これらの課題を踏まえまして、景観計画区域の設定や

景観形成に関する方針の検討を行いまして、壱岐市景観基本計画の取りまとめを行うように考えております。スケジュールとしましては、7月に委員の公募を実施しまして、10月に第1回の委員会を開催し、そして3月に第2回目の委員会を開催してまいりたいと考えております。

景観計画策定委員会については以上でございます。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の小学校統廃合に関する検討委員会38人のそれぞれの構成メンバーと今後の予定についてということでございますが、まず構成メンバーについてですけれども、各小学校の校長18名、それから各小学校のPTAの代表者20名、各小学校区の地域代表者が18名、中学校の校長4名の計60名で構成する予定です。議員がお尋ねになっておられますこの38名と申しますのは、構成メンバーの中で委員報酬の支払いの対象となるPTAの代表者と地域の代表者の数を合わせたものとなります。

今後の予定といたしましては、まず、今回議案にかけておりますので、7月中に第1回目の検討委員会を開催する予定です。その中で、検討委員会の役割や協議の進め方を確認いたします。また、これまでの経緯や、それから保護者、地域の意見及び小学校の統廃合の事例等の説明も行っていただいております。その後、各町単位で4つの地区検討小委員会を開催をいたしまして、地区ごとの検討を進めてもらいたいと思っております。それ以降につきましては、それぞれ各地区の実情に合わせて、地区ごとに検討小委員会を開催して、協議を進めていただこうと思っております。

会議の回数は5回程度と、一応予定はいたしております。そして、一定の方向性を来年の2月末までに出してもらおう予定でおります。これらの方向性をもとに、壱岐市教育委員会の方策を決定して、提示をする予定です。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の景観計画策定委員の7名っていうのは、学識経験者と公募の7名の分の予算化ということで理解してよろしいですね。

で、もう一つは小学校の統廃合については、今、次長のほうから説明があったとおり38名についてはPTAと地域代表の38名ということで理解していいですね。

で、まず最初に、景観策定については平成27年度を策定年度として、それまでに協議をするということですが、結局、その景観についてはこの年2回程度で事足り得るかどうかというのが、非常に疑問を持っております。まず、大体この2回のうち1回は自己紹介で終わるのが通常でございます。ぜひ、内容の濃い2回にさせていただかないと、27年ですから2年の間にい



ろいろとまた壱岐の景観も壊されていくような状況でもありますし、それぞれ守っていかないといけない状況もあります。あと、特に景観条例を制定する上では、モデル地区を選定した場合に、地域との調整も必要になってきますので、今後、ぜひ、2回といわず、内容の濃いものをどんどんしていただいて、実のある景観計画にぜひしていただきたいと。特に、細かいことを言いますと、景観条例を制定した上で規則等で詳細については、例えば長崎市あたりは決められております。そういった部分もその策定委員会の中で協議されていくものかどうか、再度お尋ねをいたします。

もう一つは、小学校統廃合については、これ、小学校だけでの問題ではなくて、小学校は教育長も市長も言われたとおり地域の核でもありますし、その分の調整についてはかなり時間を要すると思います。年間に5回程度の予定ということですが、今、次長の御説明では各地域に小委員会をつくりまして、その中で調整をされるという、協議をするということだったんですけども、その5回の中にその小委員会の開催については回数として入ってるのかどうか、その点を再度お尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 景観計画の委員の報酬の件ですけども、まず、学識経験者1名です、そして識見を有する方が4名になります。あと、公募により選出された方が2人、合計7名分の2回について、今、報酬という形で予算計上をいたしております。

それから、他の自治体を参考にするということでございますけども、私たちもその旅費を、先進地の状況を研究するために先進地に研修に行くようにして、それをまた本市の景観計画のたたき台といいますか、参考にしたいと考えております。

それから、2回と言わず3回ということでございますけども、現段階では一応2回という形にしておりますけども、内容についてまた煮詰めていく段階で回数をふやす方向で検討をさせていただきます。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 開催数の5回程度と話したのは、これは全体会というんじゃなくて小委員会を5回程度は必要だろうというふうに考えております。それを集めて全体会で最終的な方向性を出すという話ですから、先ほど私が申しました回数は小委員会の回数というふうに捉えていただきたいと思います。ですから、これが例えば4地区であるとすれば、累計でやると20回というような小委員会の回数になろうかと思っております。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 13番、鶴瀬議員のお尋ねについて、少し補足をしたいと思っております。

先ほど次長が申しあげました検討委員会が60名の規模でスタートをいたします。1回目は全

員60名を一堂に集めて説明会を催します。その後、機能を図るためには60名のままでの会議の効率としては十分ではないと判断をいたしまして、各地区ごとに4つの検討小委員会を設置いたします。その検討小委員会は、地区ごとの事情等によりましてどのような開催回数、開催日程、場所等をするかは、それぞれの検討小委員会にお任せをする気持ちにあります。

一応、25年度といたしましては、全体の検討委員会を含めて報酬を考える回数を5回程度と予測をしておりますので、検討小委員会によっては3回程度で終わる場合もあるし、6回程度になる地区ごとの検討小委員会もあろうかと考えております。

そういった意味で、とりあえず25年度はこのような補正予算の請求をさせているところでございます。御理解をいただけたらと思います。

あわせて、中学校の芦辺中学校校舎建設検討委員会につきましては、これまでの中学校の準備委員会等の取り組みの延長として、新たな設置条例はしなくてもこのままやっていると判断をして、委員報酬等についての補正をさせていただいてるところでございます。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。牧永護議員。

○議員（18番 牧永 護君） 前回の議会で給与の特例については反対をしたわけでございますけど、市長は一般質問の答弁を例に出され、特別職のカットについては必要性がないということで否決されました。しかし、今回急に追加され、内容については上位副市長、下位副市長という文言ができたわけでございますけど、この件についてはけさ説明を受け、自治法上の準であると納得はしましたが、上位副市長、下位副市長のカットの差については今回も私、納得いきません。前回の答弁と今回の提出の趣旨を含めて、市長に答弁いただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 一般質問におきまして、過去の一般質問の返事をしたということを申し上げました。そのときは、あなたは自信がないのかと、自分の責に自信がないのか、ですから、そういう自信がないのなら自信がないということで、私は給料を減額してないという答弁を申し上げたと申しました。したがって、前回、牧永議員から御質問を受けましたときは、そういうふうに答えたんだと。ですから、私は自信があるからカットはしないということを申し上げたと、そういうふうに申し上げたわけでございます。

ところで、その後、当然、職員の痛みを我々もわかるべきだという御意見もございました。そ

ういった中で、私もやはり職員に痛みを強いているということを考えまして、前回言われました行政に自信がないからカットをするということではなくて、職員と痛みを分かち合う、そして、ひいてはそのことがいささかなりとも財政に寄与するならばということで、今回、このような条例を出したところであります。

次に、上位副市長、下位副市長という表現でございますけども、これは上、下ということではなくて、副市長の事務に係る規則の中で上段に掲げておる副市長、下段に掲げておる副市長という意味でございます。そこに差はございません。もちろん、報酬にも差はございません。そういった中で、その規則の第6条に、地方自治法の規定によります市長の職務を代理する副市長の順序は、先ほど申しました第2条に書いてあるわけでございますけども、第2表の表の順序とするということでございまして、それを申し上げますと、中原康壽君が職務の代理をする副市長の順序が第1位でございます。山下三郎君が第2番目ということでございまして、そういった意味で上位ということを表現いたしておりますので、そこに職務の差があるということでございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 市長、2点目の質問。上位副市長と下位副市長のカットの差は、どういうふうにされたのか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今おっしゃるように、給与が一緒でございますから中原副市長のほうが給与が下がるわけでございます。その理由といたしましては、今までも職員の中で給与をカットするときに差をつけた事例がございます。例えば獣医師であるとか、教育委員会の指導主事、医師については、先の一般職の給与の特例に関する条例については、適用除外としたわけでございます。理由といたしましては、県からの割愛の派遣職員及び人材確保の促進のために医師、獣医師に対して配慮しているところでございます。これと同様の理由で、昨年7月より山下副市長におきましては県にお願いして割愛派遣をしておるところでございます。今回も特例条例の適用を受けないように、そういった県からの割愛職員については、この減額の対象にしないということを決めたところでございます。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 前例に沿って、そういうことをされたということですが、山下副市長もいらっしゃいますけど、たとえ出向であっても壱岐に来られた以上、壱岐市の職員として、私として頑張っていたきたいと思っております。こういう意見を申し上げました。

あとは委員会等で協議していただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

---

### 日程第23. 議案第60号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第23、議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

---

### 日程第24. 議案第61号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第24、議案第61号平成25年度壱岐市簡易下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第61号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託をいたします。議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第61号平成25年度壱岐市簡易下水道事業特別会計補正予算（第1号）の7件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く18名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く18名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前10時50分休憩

.....  
午前10時50分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、豊坂敏文議員、副委員長に7番、町田正一議員に決定をいたしましたので御報告をいたします。

.....  
**日程第25. 要望第2号**

○議長（市山 繁君） 次に、日程第25、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました要望第2号については、お手元に配付の陳情・要望文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

.....  
**日程第26. 議案第65号**

○議長（市山 繁君） 次に、日程第26、議案第65号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第65号財産の無償譲渡について御説明いたします。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市第5期介護保険事業計画に基づき、新しい特別養護老人ホームの建設地として指定しておりました箱崎中学校跡地の一部を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産。土地。所在地、壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触字峰山1028番1、ほか14筆。地目、雑種地。面積、7,212平米。2、譲渡の相手方、壱岐市芦辺町箱崎大左右触2272番地2、社団法人博愛会、理事長中原晋輔。3、譲渡の理由でございますが、壱岐市の計画に基づき、公益的事業を実施する社会福祉法人であることから、施設運営は長期に渡るものであり、建物と土地の一体的所有が望ましいため、経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無償譲渡するものでございます。4、譲渡の時期、平成25年7月1日でございます。別紙に無償譲渡する財産の一覧及び位置図を添付しております。

以上で、説明を終わります。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから、議案第65号財産の無償譲渡について質疑を行います。

質疑ありませんか。中田議員。

○議員（19番 中田 恭一君） 1点だけお尋ねですが、前回か前々回の議会のときに地元からお願いが上がっておりましたが、たしか、この土地の下に用水用の暗渠が通っていると聞いておりましたが、無償譲渡するのは構わないんですけども、やっぱり土の下ですから、基礎工事や何やするとき当たったり何なり出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の約束というか、そういうのがあれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 払い下げ予定をいたしておりますのは道路側のほうでございます。現在、コルゲート管が入ってる分を場所から引き取って、譲渡するというような計画をいたしております。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 参考までにお尋ねします。現在の評価額はどのくらいになりますか、土地の。

○議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） ただいまの御質問でございますけれども、評価額とは税の評価額

になろうかと思っております。現在、資料を持ってきておりませんので、ここでは答えられませんので、後もって御報告させていただきたいと思えます。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 急ぐ事でもありませんので、後で価格だけわかりましたら、お知らせをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号財産の無償譲渡については、厚生常任委員会へ付託をいたします。

---

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は明日6月12日水曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時56分散会

---

---

平成25年 老 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成25年 6 月 12 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 7 番 町田 正一 議員  
4 番 町田 光浩 議員  
2 番 呼子 好 議員  
1 1 番 豊坂 敏文 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (19名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君  |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 13番 鶴瀬 和博君 |
| 14番 榊原 伸君  | 15番 久間 進君  |
| 16番 大久保洪昭君 | 17番 瀬戸口和幸君 |
| 18番 牧永 護君  | 19番 中田 恭一君 |
| 20番 市山 繁君  |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君



## 説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

## 午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。また、機器操作のため、関係者の立ち入りを許可しておりますので、あわせて御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

ここで、斉藤保健環境部長より議案第65号財産の無償譲渡について、榊原議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第65号財産の無償譲渡についての、昨日の榊原議員の御質問についてお答えいたします。

今回、無償譲渡を予定している土地の評価額についてのお尋ねでございますが、これまで地目が学校用地であり、非課税であるため固定資産の評価額はありませんでした。このたびの分筆及び地目変更によりまして、地目は雑種地となりましたが、今後、宅地として利用されますので、近隣の宅地の評価額を参考に税務課で仮評価をいたしましたところ、1平米当たり2,360円で、面積7,212平米であり、仮評価額1,702万320円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

### 日程第1. 一般質問

○議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問・答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 町田 正一君） おはようございます。本日は一般質問は大きく2点、滞納対策ということと、それから、特に漁業における燃油の高騰の対策について質問したいと思います。

まず、1番の滞納対策なんですが、税金というのは非常に難しいもので、万葉集の中にも山上憶良の「貧窮問答歌」で、非常に厳しい税の取り立てに泣く庶民の姿を山上憶良が詠んでおります。歴史的に見ても、大化の改新での租庸調の税制とか、江戸時代の5公5民とか4公6民とか言われる税制とか、明治になって地租改正とか、税については歴史的に見ても非常に大改革がその都度行われているわけです。

税というのは、一つは税の公平性という観点があります。もう一つは、市民が税負担と反対のサービスが大体同等でなければ納得しないという現実があると思います。

壱岐市でも、市税それから国保、介護、この前の議会でも問題になった給食費も含めて滞納額が増加しつつあります。しかし、一方で壱岐市は非常に市民の納税意識が高くて、行政報告でもあったように市税が98.29%、国保は94.67%と県下でも非常に高い数字を示しております。

市長は、旧芦辺町時代にこの収納に対して非常に力を入れられて、伝説的な数字を残されていると聞いております。多分、税の収納対策については考えを持っておられると思います。

そこで、まず最初に簡単に数字をおさえる意味でも3点質問をしております。まず、滞納総額、市税、国保、介護、市民病院、給食費、その他もろもろあると思いますけども、滞納総額は一体幾らになっているのかということです。

それから、2番目にそれに対する市の対策、対応している職員数、それからどういう哲学を持って収税に当たっておるのかということです。それから、最近是全国どこの自治体でも、非常に悪質な滞納者に対しては差し押さえという手段で、壱岐市でもやっております。どういう基準でそういった差し押さえの判断をされているのか。

それから3番目に、実は3カ月ぐらい前の3月26日の西日本新聞で、こういった収税対策、税金を滞納している人に対する収税対策として、ある面において行政が税金の取り立てに力を入れる余地、住民の困窮に目を向けてこないケースが多々あると、これは佐賀大学の畑山さんという教授が言っておられるわけですが、行政の取り組みの一つとして、借金整理プランナーという制度を長崎県でも大村、平戸、松浦、時津、それから13年度からも島原、西海、波佐見町とい

うふうに、要するに民間のファイナンシャルプランナーに収税を委託して、むしろ税金を取ることよりも、その納税者の滞納をした人の生活支援に重点を置いて、その単年度の滞納した分を取り立てるということじゃなくて、むしろその人の生活を継続して税金が払えるような形の生活相談、生活支援に重点を置いた施策をやっております。しかも、これ非常に効果があっております。ぜひこういった方策も、壱岐市でも導入を考えたらいいんじゃないかと思っておりますけれども、市長の見解をお伺いします。

○議長（市山 繁君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

滞納について、そしてその対策についてということでございます。

この税につきましては、ただいま町田議員がおっしゃいましたように、市政の根幹をなすものでございまして、そしてまた等しく住民の方に御負担をいただく。そしてその公平性というものが一番求められるわけございまして、さらにはその対価として、どんなサービスがあるのかという状況にございます。壱岐市の税、ざっと申し上げまして21億円余りでございます。

ところで皆さん、今おわかりのように市の一般会計は200億円を超えておるわけでございます。したがって10分の1の収税であるということを、まず皆様にお知らせしたいと思っております。そういった意味では、私はサービスについては税を上回るサービスがあっていないかと自負をしているところでございます。

ところで、先ほどおっしゃいました市民税ほか4税ほど金額を大ざっぱで申し上げます。市民税滞納額が2億8,300万円、国民健康保険税3億4,900万円、介護保険料2,800万円、病院会計2,200万円、まあ、給食費については一般会計ではございませんけれども950万円ということになっております。

そして、そのほか税、その他いわゆる市が徴収をしなければいけない、市が市に入れていただかなければいけないというのが御存知のように上下水道の会計、あるいは簡易水道特別会計がございまして。それから分担金、負担金、手数料、使用料、保育料などでございましてけれども、そういったもろもろを合わせまして、申し上げたくございませぬけれど8億3,200万円が壱岐市が、今徴収をしなければならぬ滞納総額でございます。

そういった中で、私は議員御指摘のように、過去に徴収係を4年間いたしました。そして、対住民の方々といろいろ御相談してまいりました。私は、今、壱岐市が非常に素晴らしい収納成績を上げている。というのは、私はそのほとんどが善良な納税者だと思っております。ですから、どうしてもやむを得ず滞納しているという方は、本当に払えないんだという人だと、私はそう思っているところでございます。

そこで、その対策といたしましては、実は税務課の収納特別対策班、これは10名おります。これは専門的に徴収に当たっておりますけれども、そのほかの例えば保育料とか、介護保険料とか、そういったものについては、2人、3人の担当者がそれぞれ徴収に当たっているということでございます。

そこで、やはり債権でございますから時効を中断しなければいけません。そういったことで話し合いの中で分納制約をしていただいたり、実際に分納をしていただく。あるいはお約束、誓約書を書いていただくというのが一番いいわけでございますけれども、そして、またその返済計画といったものを御相談している。これが現実に現場にいる者が仕事をしているということでございます。

そして、その徴収の哲学というのは何かと、私は当初申し上げました。公平なんだと、公正でないといかん、これが私は税を徴収する上で皆さんにわかっていただかなければいかん。一定の基準に従って課税をしておりますので、それは皆さんおわかりいただきたいと、そのことを繰り返し御説明することが、私は哲学だと思っておるところでございます。

ところで、そういうふうに払いたいと思ってもどうしても払えない、そういった方にはやむを得ず差し押さえをしております。その差し押さえというのは、税法で申し上げますと督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには滞納処分、差し押さえをしなければならないと書いてございます。どうしてもこの税法どおりにいけるはずはないわけでございます。しかしながら、税法というのはそういうふうに徴収者の権利を保障しているわけですね。ですから、それをしない、いわゆる権利の上に坐する者には法は擁護しないということで、時効が迫ってくるわけでございます。

そういった中で、滞納処分、差し押さえをするというのが時効中断の最たるものでございます。実は、そこには基準というのはやはり今申し上げました税法が基準でございますけれども、現実にはやはり先ほど申しますように、職員が相談を行って、そしてどうしても例えば納期内に払う方、遅れてでも払える方、年度末にはやっとならざる方等々ございますが、そういった公平性・平等性の観点から、どうしてもこの場合はだめだといった、いわゆるケースバイケースによって差し押さえをしているというのが現状でございます。

次に、ファイナンシャルプランナー、いわゆる滞納をしている方についてこのファイナンシャルプランナーというのは顧客である個人から、収支、負債、家族構成、資産状況などの、そういう情報の提供を受けまして、それをもとに住居、教育、老後など将来のライフプランニングに則した資金計画やアドバイスを行う職業、職種及び職に就く者、略してFPと呼ばれるということで定義されておりますけれども、いわゆるその滞納の家庭に入って行って、今の生活を分析して、そして例えば娯楽費を抑えるなどして、そこで余剰金を出す、そしてそれを税に払ってもらうと

いうことでございます。

今、私が知っております中で、長崎県で5市2町、大村、平戸、松浦、島原、西海、そして時津町、波佐見町この5市2町で導入をされておるようでございます。

これは御存じのように民間のFPの方と契約するわけでございますから、民間に例えば成功報酬、成功報酬ならいいんですけれども、成功報酬ではなくて委託料を払うとなりますと、これはやっぱりいろいろ問題があると思っておるわけでございます。

それは、しかしながら今、この5市2町がどういうふう実際に運用されているか勉強不足でございます。これらの市町の事例を参考として今後研究してまいりたいと思っております。

以上、申し上げましたけれども滞納分につきましては、先ほど申しますように巨額に上っております。今後も引き続き職員一丸となって、その解消に取り組む決意でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田議員。

○議員（7番 町田 正一君） 市長が言われたように、ほとんどの市民の方、滞納されている方は一部例外を除いて、現実には払いたいけど払えないという方が、私も大部分だと思っておりますよ。

実は、私も議員になる前ですけれども滞納したことがあります。なぜかというと、母親が病気をしたときに、それこそ毎月、毎月、まあ、当時は今みたいな形で高額医療費の補償はありましたけれども、それが数カ月遅れて返ってくるものですから、その都度、入院をしたとき最初するときには、手術費がもう40万円とか入院費15万円として、最初の月に60万円ぐらい払うんですね。後も毎月、毎月ずっと20万円とか30万円単位で払わないといかんから、もう税金どころではないんです。

正直言って、私の母親の入院費を払うだけで、それこそやりくりが、どんなふうな生活を切りつめても入院費に全部払ったら、自分の生活費も出ないという状況で、当時の職員に「俺、どうしたらいいんや」と言ったら、「生活保護を申請してください」と言われましたけれども、まあ、それだけはちょっとやらんで、保険を解約したりとかそういうことで対応をしました。

多分、ほとんどの市民も滞納額が21億円と言ったら、正直言って壱岐市の。（発言する者あり）あっ、8億3,200万円ですか総額で、これは相当な金額、特に国保と市税についてはやっぱり金額が大きいから、1年間滞納するだけで50万円、60万円すぐなるわけです。そうしたら、なかなか次の対応策が取れないというのが現実だと思っております。

それで、市長、民間の活力の導入ということもあるんですが、ファイナンシャルプランナーの導入ちゅうのは、実は委託費なんですよ。3年前に佐賀県の伊万里市というところが、3年前に始めました。これ委託費が年間100万円なんです。年間100万円で長崎県民信用組合の子

会社の社長さんに、年間100万円で委託をされて、年間450件の滞納者の生活相談に応じて、計約1億6,800万円の納付につながったという実績があります。さらに納付の見通しが立った分も含めたら2億6,400万円の伊万里市単独だけで、非常に実績があったと。

ややもすると、行政は滞納額の、もちろん議会の議員も滞納を何とかせろ、滞納を何とかせろとずっと言うことが多いから、ともすれば滞納額の減少ばかりに目を向けて、ことし1年間はそういう形で差し押さえなり何なりして滞納額を減らしたとしても、それが継続して収税に結びつくかという、私は多分、それは結びつかないだろうと。

だから、ぜひ今からは収税対策というのは、むしろ変な言い方ですけど、税はもちろん公平じゃないといかんから、ある人は払ってある人は払わんと、同じ生活レベルにあるんだったら当然、税が公平じゃないといかんのですけれども。

どうしても例えば家族に病人が出たとか、そういった特別な理由で滞納がずっとふえていくという形の方がほとんどだと思います。その方は、住宅ローンの見直しだとか、それから保険の見直しだとか、今その方の掛けておられる保険の見直しだとか、細かいですけども例えば携帯の電話料金のもう少し低くしなさいとか、そういったことまで生活相談に応じて、市民が払いやすいような形、ある一定程度順調に払い出したら、それはそんなに滞納につながらないと思うんですよ。

だから、その取りかかりとしてこういった制度も私は、市の職員の場合はどうしてもやっぱり滞納をしているほうも身構えてしまいます。市の職員が来られると、もうわかっておるわけですから滞納しておることが、私もそうだったですから、どうしても身構えてしまって、収税に払ってもらわんといかんというのはわかるんですけども、それが収税に結びつかないということもあると思います。

だから、僕は生活相談というか生活支援というか、そういった面が今からは非常に重要になってくるだろうと思っております。ぜひ、このファイナンシャルプランナーの民間の導入については、市長、検討に僕は値すると思っております。ぜひその点について答弁いただきたいと思えます。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員、今おっしゃるように払い出したら、やっぱり払い癖といいですか、意識がそこに行くんですね。これは私も過去の経験から、いかに払い始めさせるか、私は正直申し上げて100円からお願いしました。「きょう来ますから100円ください」と。

そういったことで、今、町田議員がおっしゃる計画をして、例えば今月こうしたら1,000円貯るじゃないですかと、この1,000円を払いましょうよと言ったその辺から、月に例えば何

万円という納付額があっても、月に1,000円からでも払いましょうよと、私はそのことが第一歩だと思っておりますので、今の御意見については参考にさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） ぜひ要するに民間の力の導入、こういった滞納対策について。年間100万円程度の委託料で、これだけの収税効果があるというから、多分、長崎県のほかの自治体もこういった形で取り組んでおると思っていますので、ぜひこの面については検討していただきたいと思えます。

それから、次、2番目、高騰化している燃費の対策ですが。

前々回、漁師が市長も行政報告の中で、漁業は前年比漁獲高、要するに魚を売って収入が入ってくるのが15.98%、前年15%、16%近い落ち込みを見せております。また、漁獲量においても27.15%と大きく落ち込んでいます。

これは、今、箱崎漁協で聞いたらリッター当たり95円70銭程度のA重油の価格なんです、特に、今政府は円安誘導で輸入する原油が、これもまた非常に割高、今後また、どんどん高くなっていくという懸念があります。

私はその面で、前々回、政府が打ち出しているセーフティネット対策の中身は、余りにも貧困だというふうに質問をしたんですが、まあ、詳しい説明は、一方においては政府も離島の重要性というのは、非常に最近言い出したんですよね。特に、国境離島というのは領海の保持とか、例えば漁業が持つ領海の監視機能、この前テレビでも、実は五島列島の西のほうの領海のところで、今までは漁師の人たちが中国の漁船なんか来ると、かならず全部海上保安庁に通報しておいて対応をしておったと。

ところが、今は出漁する漁船が少ないから、もう大量に何十隻も中国からやってくる漁船の位置把握とか、海上保安庁への通報とかそういう機能ももうできなくなっていると、もう半分諦めみたいな形でしゃべられておった漁師さんがおられました。

余りにも今までは、漁業についてはハード面ばかりが対策として打ち出されて、こういったソフト面、現実に農家には戸別所得補償制度があって、まあ、漁業には僕は戸別所得補償制度というのは基本的にはない、それはもちろん難しいと。それだったら燃費に対して出漁できる燃費を、漁師が安心して出漁できる燃費じゃないといかんと。それで、前々回、セーフティネット対策について質問をしたんです。

ところが、まあ、市長は多分もう勉強をされていると思えますけれども、このセーフティネット対策というのは、多分、国の予算では年間10億円程度にしかありません。これ過去5年間の、

なぜかと言うと普通セーフティネットと言ったら、ある一定の基準の例えばリッター70円とか60円とかいう基準になっておいて、今95円になっておるんだったら、その差額分を国が、これだけ出漁に、その差額分を私は国が補償するんだと、それがセーフティネット対策だと私は思っていたんですが。

政府が今、現状やられているセーフティネット対策というのは、そういう仕組みになっておりません。過去5年間の燃費の平均を、全部過去5年間にとって一番高い、5年間の中で一番高いところと一番低いところの値段をカットして、過去3年間の平均が基準額なんです。だから今1リットル当たり多分八十数円になっております、この基準額が。

だから、今のそれと、今の燃費が95円になったその差額の十何円について、政府と国が今までは1対1だったんですが、今度政府は多分1対3にすると。本人自己負担額が1で国が3の分について補償しようという、これが政府が新しく打ち出すセーフティネット対策なんです。これは基準額が非常に曖昧というか、基準額が八十数円の基準額では、これは漁師が出漁できません。

最低やっぱり、この前市長も長崎県の平均がリッター60円が基準になるように、長崎県としても要望しておると言いましたけれども、私も60円、高くても70円が基準になって、それ以上については国が補填をすると、そういった形じゃないとこれはこのまま漁獲高はますます私は落ち込んでいく一方だと、私の同級生に漁師がおりますけれども、それは高すぎて出漁しないのが稼ぎぐらいにしかみんな思っていないんですよ。

ぜひ、この面については、市長も全国の離島の協議会の会長でもありますし、ぜひこのセーフティネット対策、一つはセーフティネット対策については、今度、本人負担が今までは1対1だったですけれども1対3と、今度、国のほうが1対3に補償すると、1対3と本人負担が1で国が3出すということで、まあ、それは一定の効果があるとは思いますが、ぜひこの基準額の算出基準の見直しこれをやってくれんことには、基準額がどんどん、どんどん過去5年間のうちの3年間の平均をとって現在との価格差をやると、基準額そのものがずっと上がっていきますから、現実にはなかなか漁民のセーフティネットに現実にはなっていないと。

だから今、勝本とか東部は加入をしておるけれども、郷ノ浦とか石田とか箱崎なんかは、ほとんどこれに加入していないという状況です。質問は、市長も新しい形で、今度の行政報告の中でも漁業の高騰する燃費対策について述べておられましたので、まず、質問ですが、燃費の今の状況、特に前回質問をしてから円安によって、今後さらに燃費が高騰していくと考えますが、その今の状況を御答弁願いたいと思います。

それから、2番目にいろいろ漁協のほうから聞いていますけれども、新しい形の対策を取り組んでおられるように聞いておりますので、ぜひそういうのがあれば、その内容についてお答え願いたいと思います。



○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田正一議員の2番目の質問、高騰する燃油対策ということでございます。

おっしゃいますように、私は現在の燃油価格は漁業の存亡の危機に立っていると思っております。危機に瀕していると思うところでございます。

そこで、今の、まずセーフティネットのことを申し上げますけれども、実は私も国に出かけて行きましたし、全国離島振興協議会長として国境離島の問題、先ほど申されました防衛あるいは監視、そういった機能があるんだということを今までずっと、ずっと訴えてまいりました。

しかし、そういう中で今のセーフティネット、町田議員がおっしゃるように非常に複雑でございます。今、基準が一応80円となっております。そして、それを超えた分について1対1だということでございます。なおかつ今月5日に特別対策発動ラインということが発表されました。それは今、町田議員がおっしゃるように1対3です。しかし、この1対3のラインは95円なんです。ですから95円を過ぎないと1対3にならない。それまでは1対1だと。

で、長崎県と我々は、まず国にその基準を変えてくれということを要望してまいりました。まず一つ目に、発動基準を高騰が始まる前の平成16年4月に下げてくださいと、平成16年4月は47.7円でございます。その後急騰が始まったわけでございまして、前回、平成20年の10月から平成21年3月まで市としても一般財源で補助をいたしました。そのときは5円でございます。そのときの値段は96.76円でございます。

ところが、その後、平成21年には67円、平成22年には74円、平成23年には86円と一度下がって上がってきた。そして、現在は97.24円でございます。したがって平成20年に5円の補助をしたときの数字になったということでございます。そしてまた、円安誘導でございます。原油の価格はさほど変わらなくても購入価格は上がってくるというふうになります。

ですから、私はここで手を打たないと大変なことになると思っているわけでございまして、実は、漁協長会と2回にわたり協議をいたしました。そしてセーフティネット問題、そしてほかに方法があるのかとそういったもろもろの協議をいたしました。実は昨日、そのことについて要望書が上がってまいりました。

会期中において、大変不謹慎な話でございますけれども、この問題は急を要しますので、財源の手当ての見通しがつき次第、補正予算を組まさせていただきたいと考えておるわけでございます。現在、漁業が本当に存亡の危機に瀕しているということは、私は本当に今そう思っているというのが実情でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田議員。

○議員（7番 町田 正一君） 市長も認識が、非常に深刻な事態であるという認識はされておると私も今感じて、非常に心強い思いがしております。

本当にできたら、80円が基準ではないんですよ、一つ誤解がないように言っておきますけど。要するに過去の5年間の分の上と下をカットして、3年間の平均額が基準額なので、80円じゃなくて80円近い金額が基準額になっておるはずなんです。80円ときちんと書いておりません。それは80円程度に今なっておるということのはずです。

だから、それはどうでもいいのですが、平成16年に47.7円、リッターが。これ47円ちゆうたら、今はなかなか47円までと今の差額の分97円を全額、それを補填するとなったらこれは一つは非常に大変な、これは国策でやってもらわんと、これは壱岐市が対応しようと思ったらとてもじゃないけど50円ですから、恐らく年間6億円から7億円かかる補助額になりますので、これは壱岐市単独ではとてもできる金額ではありませんので。

僕は、一つはもちろんセーフティネット対策で1対3、そして個人では非常に手続きが面倒、だから小規模な沿岸漁民にとっては、もう漁協で一括してこれを1対3の1が自己負担分ですから、できたら、これは漁協が一括してそれを全部やって、その分について、まずセーフティネット対策としては、壱岐市が市長も言われたように補填をするという形、あとの3は国がやるわけですから壱岐市ができるのが、その残りの1の自己負担分、要するに基準額よりも相当上がった分について壱岐市が1対3の1の自己負担分について、壱岐市が補填をするというとか、あるいは市長もこれ御存じだと思いますけども、財源の手当てというのは多分、単独で一般会計、まあ、市長、これきょう答弁しにくいかもしれませんが、例えば過疎債の利用とか、もちろん未来永劫そんな過疎債をずっと利用するわけにはいきませんが、例えば2年とか3年とか区切ってこの過疎債を利用して、一時的なこの燃費対策について2年間の時限でこれを使うとか、そういう対策はできると思うんですよ。

現に、長崎県でも小値賀町は年間これ6,000万円、御存じだと思いますけどこれ過疎債を使って漁業対策ということで、年間6,000万円小値賀町は出してくれています。こういったセーフティネット対策の自己負担分の補助と、もう一つ過疎債を利用した財源の手当てがこの2つができれば、大体、それは市がどのくらいの財源の手当てができるかというのもあると思いますが、その基準額がどうのこうのじゃなくて、現実にはリッター70円とかその前後にならないと、漁師は出漁できないのですよ。それ以上上がると、それはどんな対策をしよう、後からセーフティネットで後から補助金を返してもらおうが何しようが、出漁しないのです。だから漁獲量がこれだけ落ちるんです。

しかも、漁業に関してはT P Pとか何とか言っていますけども、農産物については非常に規制をかけていますけれども、魚の輸入規制なんか本当に全く新聞紙面にも出てこないし、輸入魚についてはほとんど野放し状態、今、国内生産量の大体半分くらいが今、輸入魚という状況なので、別に農業がどうのこうのじゃなくて、国の施策として、そもそも漁業について国内漁業を保護するという観点を僕は、国は本当に持っているのかと正直言って疑問に思っております。

市長、ちょっと2点だけ、財源の手当て、要するに結局どうやって財源をひねり出すかということなんですが、一つはセーフティネット対策の本人負担分の1対3の1を市が補填すると、これはそんなに大した金額にはならないと思います。

もう一つ、2番の例えばこれについては過疎債を期限を決めて、これを利用すると。過疎債の国の補填が70%ですかね、70%を国が後から補填をしてくれるわけですから、要するに壱岐市の負担は出資額の30%、年間2億円出せばそのうちの6,000万円が壱岐市の負担だと考えますけれども、こういった過疎債の利用というのは短期的にそれはできないのかどうか、現に小値賀はやっておるわけですから、壱岐市ができませんことはないと思っています。ぜひ、この2点について市長、もう一回答弁をお願いします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の追加質問にお答えをいたします。

漁獲量、漁獲高が激減しているということは、私は町田議員が御指摘のように出漁していないんだということでございます。平成22年に1万1,300キロリットル、燃油が消費されております。平成24年8,914リットルでございます。実に21%の減でございます、これだけ出漁していないから、それだけの漁獲高にとどまっておるといふこと、これはもう明白でございます。

そこで、やはり出漁できない、それを何とかしなければいけないということでございます。その中で、例えば1万1,300キロリットルに対して一部分を例えば市が払うといたしまして、まあ、100円近くなっておれば2分の1のときに10円払わないといかんと、そうなりますと1万1,300キロリットルは1億1,300万円になるわけでございます。

そういった中で、確かに95円以上は1対3だけれども、大した金額にならないということではない、大した金額になるわけです。しかし、いずれにしても、そのさっきおっしゃいますように、その金額が来るのは補填金が出るのは年度末なんですね。じゃ、年度末に来るから出漁してくれよということが通るのか、漁民が、よし、そんなら行こうということになるのかというのは、やっぱりこれはハートの問題もございまして、その辺はどういうふうな対策をとるのか、これは、やはり私は漁民が一番喜ぶ、漁民がすぐにでも出ようという気持ちになる、そういった対

策をとらなければいかんと思っているわけでございまして、それはぜひ、近々行います組合長会との相談に任せていただきたいと。組合長会いわゆる漁民が一番喜ぶ、資金も限られております。その中で一番喜ぶ対策を講じたいと思っておるところでございます。

2番目に財源の問題でございますが、過疎債、これは確かにその充当率は別にいたしまして、償還金の7割が交付税でみていただけるということでございしますが。これにつきましても、壱岐は2億2,000万円ぐらいの当初の割合でございました。今回、よそが使わないからということで2割程度にまでその枠が広げられました。

しかし、既にそれも有利な起債でございしますから、既にほとんど消化をしているのが現実でございします。先日、国に参りまして、その枠を特別にもう少しくれませんかというお願いをしてみました。11月ごろにはわかるということでございしますけれども、それは待っておれませんので、私はこの緊急事態に鑑みて、過疎債であろうがなんであろうが、とにかくせんといかんという気持ちでございしますので、先ほど財源のめどがつき次第と申しました。有利な財源を探すのが基本でございしますが、そうではなくても、一応、私は手当てをして、もし過疎債が来れば振替させていただくというふうに考えておりまして、これは喫緊の課題だと考えておるところでございします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 市長、多分きょうの中継を聞いておる漁民が見たら、非常に心強く思うような答弁で感心しました。そこまで私も多分、市長が答弁できんのじゃないかなあと、正直言って思っておりましたけれども、本当にありがたい話だと思います。

あとは要するに、僕は漁民が出漁できるのは、多分今は本当は低ければ低いほうがいいんですが、まあ、70円だったら、今97円とかそこらあたりになっている、リッター70円まで何とかすれば、時限的に2年とか3年とかそういうふうな形でやれば、その経過を見て対応できると思うんですよ。

そうせんと、これ漁業がこれだけ衰退したら、僕は今、選挙であちこち回っておりますけれども、これ農業をしておる人からも、「今の漁師は大変だ」ちゅうてから同情の声を、もう何件も聞きました。僕は余り農業についてはほとんど質問をしたことありませんけれども、ぜひ、リッター何とかしてリッター70円を目指して、財源の問題はあると思いますけれども、ぜひ市長には前向きに、これについて検討していただきたいと。何とか模索していただきたいと本当に切に思っております。それが、切なる漁民の声だと正直言って思います。

時間はありますけど、最後に市長、ありましたら何か。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 70円台としても、やはり今の値段からしますと20円ということになるわけですね。これは非常に正直申し上げて厳しい。

そこで、私はぜひ提案でございます。一つ漁民の方、そして漁協そのものもセーフティネットに頑張ってもらいたいです。そこで幾らかのマイナスがございます。そして市が別途で補助をするということになれば、今おっしゃった金額に近づくのではないかと。

ところがそのセーフティネットの掛金さえも掛けられんという状況にある方もいらっしゃると思います。そこは、やはり組合に返ってくるわけですから、組合がそれはやっぱり考えるべきだと思っております。

また、先ほどちょっと答弁忘れましたが、小口の漁業者については漁業協同組合が加入すると、代表して加入するというふうにならなりました。さらには、昨年まで年度ごとの加入でございましたけれども随時加入ということで、なおかつ計算は四半期ごとということで年に4回計算するというのでございますので、大変加入しやすくなっております。ぜひここは漁業協同組合と市が手を携えて、そして漁民の方の御理解をいただきながら、この行政を進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田議員。

○議員（7番 町田 正一君） 市長、市長の提案も非常に僕は前向きだと思います。国も今度、小規模漁業者、要するに燃油使用量が年間50キロリットル以下の漁業者についても、漁協が一括して、そのワン口座で全部対応できるようになっています。それから、さっき言われたように随時加入もできるようになっています。

ぜひこのセーフティネット対策と、あと市がやる分についても僕は時限立法で構わないと思っておりますが、そういった形で何とか出漁できる燃費の基準を、ぜひ達成していただきたいと思います。そうしないと、だからセーフティネット対策プラスこういった財源を、それはもちろん行政の権限なので、私がどうのこうのということはありませんけれども、できたら、ぜひ過疎債の利用等も含めて2本立てでやっていけば、現在の高止まりしている97円とか、下手したら今後ますます高騰する可能性もあります。ぜひ基準を70円程度に、最低ランクとして70円程度において、壱岐市でもし単独でできないのであれば、県のほうもせつかく部長も来られておりますから、長崎県のほうにもこれについては本当に深刻に考えてもらいたいと、離島漁協の存亡の危機だと私も認識しておりますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

まあ、一般質問で私が時間を残してやめるというのは、今回、生まれて初めてなのですけれども、きょうは市長の本当に熱い答弁を聞きまして安心しました。ぜひ期待しています。よろしく

お願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、町田光浩議員の登壇をお願いします。

〔町田 光浩議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 町田 光浩君） おはようございます。4番、町田光浩が通告に従い、市長、教育長に対し一般質問を行います。

1番、2番、町田、町田で続いてしまいまして、ちょっと混乱をされないようお願いをしたいと、最初にお断りを申し上げておきます。

先ほど漁業関係の質問が出ておりまして、今回、私は1番目にはちょっと農業関係の質問をしたいと思います。私自身農業に従事しているわけではありませんので、農業に関して大して詳しいわけではございませんが、漁業ももちろんそうですけれども、農業もなかなか厳しい現状がずっと続いていることにはもう間違いないわけでございまして、農業者の所得をどうにか上げる方策がないかと思っておりましたところに、先般、ことし3月31日付で農林水産省のほうからある通達が出ております。「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」というのが出されております。

相変わらず行政の言葉というのは、非常にわかりづらくて、これだけぽっと見せられても何の事だかよくわからないわけですが、簡単に申し上げますと、これまで農地に太陽光発電用のソーラーパネルを設置するのは、農地転用に当たるということで認められておりませんでした。それを、今回一時転用という形で認めるという方針を打ち出されております。

これで、農地にソーラーパネルの設置ができるようになってくるわけですが、ただ、その許可条件が若干ございます。大まかに言えば3つほど挙げられると思うんですが、ソーラーパネルの支柱の基礎部分については、一時転用許可の対象とする。一時転用許可期間は3年間、ただしこれには但し書きがありまして、問題がない場合には再許可が可能という意味のことが書かれております。

2番目に、一時転用許可に当たり、周辺の営農上支障がないかのチェックが必要である。で、3番目に、一時転用の許可の条件として、年に一回の報告が義務づけられております。また、農産物の生産等に支障が生じていないか、そういったところをチェックするようということになっております。

こういった条件はあるものの、新しい農業の形が実現可能な方針が打ち出されたということでございます。売電価格も若干下がりはしたものの、まだまだ当分、売電もある程度の金額が見込める。そして、ある程度安定した収入につながっていくのではないかと考えております。

自然エネルギーの推進に関して、市のほうも施策も出されておりますので、今回のこの通達によって、市がどのような考えを持っていらっしゃるのか、そういったところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、町田光浩議員の御質問にお答えをいたします。

ソーラーシェアリングの御質問でございます。支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備について、農地転用許可制度上の取り扱いについてということでございます。

農地というのは守らんといかんのでございますから、全面的に、全部太陽光パネルをするというのはなかなか難しいと思っておりますけれども、実際には、やはり許可の出たところもあるようでございます。

ところで、今回の取り扱いにつきましては、ソーラーシェアリングと称しまして機械作業ができるように支柱を高くしてパネルの間隔をあけて、一定量の日照を確保して作物を栽培するという、農業と発電を両立させていくという動きということが目的と承知をいたしております。

内容につきましては、農地は農地として活用されるわけですから、転用されるのは支柱の部分だけということになるわけでございます。ところで、その農地はやはり農地でございますから、適切な営農が維持されなければいけません。そのため要件として、定期的に報告を下さいということがまずございます。それから、光がさえぎられるわけでございますから収量が減ります。ほとんどの作物の収量が減ると思っております。

今のところ2割以上減収した場合とか、品質が劣化した場合、機械が効率的に利用できない場合という場合には、営農が適切に継続されていないと見なされまして、支柱を含め発電設備の速やかな撤去が求められるということございまして、大変リスクの大きい私は政策ではなかろうかと思っております。

現時点では、県下ではこれはゼロだということのようでございます。データ不足でもございますが、市の対応としまして、やはりあくまで営農優先ということございまして、営農に対して

減収があるというようなことについては推奨できないと、私は思っているところでございます。

収量の確保、優良農地の確保という観点から慎重に調査をいたしまして、関係機関からの意見も聞き、許可権者である県に対して意見をしたいと思っております。どんな作物が日照をある程度さえぎられても余り影響を受けないのか、そういった作物がわかりますれば、私はそれもまた一つの方法だと思っているところでございまして、年間の日照率、気候なども検証する必要があると考えております。

近々農水省から支柱の構造や高さなどの基準、減収の判断、日照量を保つための設計基準などの具体的な数値や指針、個々のケースを想定したQアンドAが出されるということでございますので、それに準じて県あるいは関係機関と慎重に協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） 確かに新たなビジネスでありますし、儲かるためにはリスクが必要というのはこれは世の常でございまして、ただ、今言われた作物の種類なんですけど、私も今回、これを調べていて初めて知ったのですけれども、光飽和点というのがあるそうです。

素人が考えると、作物というのはとにかく十分な水と肥料と、日照時間が十分にあればよく育つというふうに考えてしまうのですが、この光飽和点というのは、ある一定のところまでの日照を受ければ、それ以上は発育は余り関係ないといったものです。

それで、このデータとかも出されております。いろんな作物に関して光飽和点がいろいろと違うわけですが、これはあともって資料をご覧になっていただいたほうがわかりやすいと思います。そういった日照時間がそこまで、とにかく日光が当たっていなくては育たないというものばかりでもございませぬので、その辺は研究の価値があると考えております。そのリスクの部分で、先ほど市長も言われたんですが、営農環境を今より悪くしないということが一番大きな基準の考え方になっていると思います。

ただ、なぜ私これ取り組んでもらえたらいいなと考えたかといいますと、放棄地、これが使えないかなと思っております。今、実際に営農されている農地であれば、もちろん市長が言われるリスクは非常に高いものになってきます。それなりに支柱も高く設置せざるを得ませぬので、台風の影響等も懸念材料となってくるわけですけれども。

これ農水省の担当者のコメントとして出ていたんですが、「休耕地、放棄地については一旦営農を再開した後、通常のソーラーシェアリングとして認める」ということをおっしゃっています。であるならば、まず最初に、またその休耕地を一旦農地に戻すという作業が必要にはなってくると思うんですが、そうすれば、営農環境を今より悪化するという、その一番大きな基準はさほど



難しいハードルにはなっていないのではないかなと考えたわけですが、そういったところ、市長はどうお考えになるのかお聞かせをいただきたいというのを、まずそこをお願いいたします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど光飽和点、それは勉強不足でございますけれども、その作物が、じゃ、一体壱岐の土壤に合うのかということも、その作目もやはりいろいろ出てくるかと思っております。しかし、いずれにしましても、ぜひ担当課に研究させたいと思っておりますので資料をよろしく願います。

それから、耕作放棄地、私は耕作放棄地にその太陽光パネルをやるというのは、私はそれはそれなりでいいと思うんですよね。それはやっぱり僕は転用がいいんじゃないかと思っておりますが。なぜかと言いますと、耕作放棄地というのは管理がしにくいから耕作放棄地になっているわけでございます、耕作放棄地を、また耕してそして耕作をする、管理をする。これはなかなか厳しいんじゃないかと、何もなくても営農がしにくいから耕作放棄地になっておる。もちろんそればかりではございませんけれども、そういうところが非常に多くございますので。それはしかし、御提案として承っておきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） もちろん市長が言われるとおりになんですが、ただ、現状のままで放棄地をそのままにしておくよりは、まだ可能性があるのではないかと考えております。

やはり長いこと耕作放棄地ももう何年にもわたって、なかなか解消が進まないというような現状もございますので、もしこれで何らかの作物がそこで少しでも栽培をして、太陽光の発電ができるのであれば、例えば持ち主の方ではなくて契約で団体の方とか、法人の方とかというのがやろうという方も出てくるやもしれないと思っております。

1次産業の振興、振興といいながらなかなかいい手が打てない状況が、もうずっと続いておりますし、国の政策を待っていても決定打というようなものは、まず見込めません。しかも、今回TPPの問題もございますので、何かできることが少しでもあればと思っておりますので、ぜひ市のほうでも、ほかの地域に先立って先行的に研究をしていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。IT教育というふうに題しておりますが。

先般より教育用パソコンについて、予算委員会等で質問をさせていただいておりました。以前から疑問を持ってその点について質問をさせていただいているわけですが、先般の予算委員会の折だったと思っておりますが、今の教育用パソコンのやり方を根本からちょっと考え直して、一例とし

て挙げさせていただいたわけですが、タブレットPCを活用するとかそういった方向で考えることはできないのかという質問をしておりましたところ、佐賀県武雄市こちらが公立の小中学校でタブレットPCを全児童生徒に配付するという政策を打ち出されております。

教育長のほうにも、ぜひこういったことを検討しておいてくださいと申し上げておりました。その状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、町田光浩議員の質問にお答えをいたします。

子供たちが生きていく社会は、知識基盤社会と今は言われております。グローバル化が進んでいるとも言われております。そういった社会を生き抜く上で力をいろいろとつけなければいけないことがございますし、それらの力を総合的につけていくことが学校教育に課せられた課題だと受け止めておるところでございます。

必要な情報を主体的に収集をし、判断をすること、処理をすること、編集をすること、表現をすること、発信をすることあるいは伝達をしていく、そういった情報活用能力を身につけさせねばならないと思っております。

壱岐市におきましても、学校の情報機器の整備を図ってまいりました。おかげさまで各学校のパソコンの中身は大変充実をしております。議員御指摘のように、その活用状況がとても重要になります。今年度の活用状況も調査をいたしましたところ、各学校では必要に応じてその活用が図られています。

例えば子供たちは情報を活用するためのパソコンの操作をする能力が大変高まっております。教師のほうもわかりやすい授業を行うためにプロジェクターを使用したり、デジタルテレビを通して具体物の提示や動きを子供たちに見せる等の効果的な活用にも努めております。

私ども壱岐市教育委員会は、毎年、全小中学校の学校訪問をいたしまして、全ての子供たちの授業の様子を見、先生方のほとんどの授業の姿も見させていただいております。その中でこういった情報機器を活用しながら、子供たちを主体的にさせながら授業に取り組んでいる姿をいつも見させていただいており、その活用はおおむね図られているものと判断をしております。

教師のほうは、子供と向き合う時間を確保するために、県教育委員会が開発をいたしました公務支援システムというのがございます。それを活用しながら通知表の整理、指導要録の整理等事務処理の効率化も図っているところでございます。

多額の費用を使って導入しているIT機器の活用が、一部の先生方の活用にとどまらないように、各学校では全教師を対象にこういった機器の活用を図る校内研修にも取り組んでおりますし、壱岐市教育委員会もそのお手伝いをしているところでございます。

町田光浩議員のお話しの武雄市は、総務省の事業を活用して平成23年度に2つの小学校の4年生以上の児童に、このタブレットPCを配付することを初めとして、平成26年度に市内全部の小中学校の児童生徒に配付をするという事業を発表したところでございます。この取り組みの施行の中では、児童の学力や学習意欲に成果が見られたという報告もあるようでございます。

壱岐市教育委員会の学校教育課でも、担当指導主事たちはタブレットPCの特性や操作等についても課内研修をし協議をしております。パソコン室といった限られた場所での学習はもとより、各教室で情報機器を活用して学習を進めるということが、このタブレットPCのよさだと捉えております。一方、全ての学習において、これを使って授業を進めるということにもならないだろうとも思います。

こういった教育機器は、あくまでツール、いわゆる道具でございます。指導内容や学年の特質、発達段階に応じて、それを教師は考慮しながら、いかに効果的に使ったらよいかということで学習活動の中に取り入れているところでございます。そういった指導も含めて教育委員会はしているところでございます。

幸い長崎県教育委員会は、タブレットPCの有効性を検証することもできる事業として、長崎県教育ICT化推進事業を今年度から27年度の3年間立ち上げました。子供たちの学力や情報教育能力についての成果とともに、整備に必要な機器や経費等が明らかにされます。

この事業の経過は、随時、県下の市や町の教育委員会にも提供されます。効果的な活用方法等の研修会も行われる予定です。壱岐市としては、その成果を踏まえた上で、子供たちにとってより効果的な学習につながるための視点を持って、さらに検討を深めたいと考えます。

冒頭申し上げました、充実をさせていただいております情報機器の導入が、平成24年3月と、平成24年12月に17校が更新をいたしておりますので、向こう5年間はひとまず現在の情報機器でもってその活用を図りたいと考えます。あわせて今年11月30日でもって5校がその更新を迎えます。その更新を迎える5校については、これまで実施している17校の学校の代表者等を招いた中で、教育機器導入の検討委員会を開きながら、どのような機器をそのまま学校に取り入れたがよいか、この機器については少しとどめたほうがよいかといった検討をしながら、大切なお金の使い方として十分検討をしていくつもりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） 色々検討をいただいているようで、ありがとうございます。ただ、県もそういった形で3年間事業を進めて検討をやっていくということでございますが、仮に長崎県が主体となってそういう事業を進めていった結果として、タブレットPCでの教育が、これは

非常に効果的であるという判断になった場合に、じゃ、壱岐市でも導入をしましょうかというような話に進んでいくのかなと思います。

今、教育長、期せずしておっしゃいましたが、教育用パソコンは各校で契約期間がバラバラなわけですね。一応5年間のサイクルがあるわけですがけれども、これもしタブレットPCのほうへという転換しようという方針になった場合に、これは今の教育用パソコンの契約の最終を待って、契約が切れたところから導入をすることにやはりなるんでしょうか。

私としては、もしばっかり言ってもしょうがないんですけども、そうなった場合にはきちんと市内の生徒たちが同じ状態に、公平に使えるように持って行っていただきたいのですが、そういったことが可能なかどうか。契約上の問題もいろいろあるかと思いますが、それが可能なかどうか、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 町田光浩議員の追加の質問にお答えをいたします。

パソコン契約にかかわる契約内容がございますので、その契約を途中で解約をした場合にはいろいろなリスクがございます。いま一つ明確に言えることは、例えば小学校の統廃合等が起こった場合の契約にかかわっては、内容に明記をしておりますので一定経費等も必要がないかとは思いますが、おっしゃるような契約終了の期間を待ちながら有効な移行ができればよいとは考えております。

ただ、先ほどから申し上げますタブレットPCについては、まだ幾らか超えなければならないハードルがたくさんございます。これから県教育委員会が検証をいたしますが、私どもといたしましても3つのハードル。

1つは、経費の問題でございます。どういった経費がこれに付随してくるか。ランニングコストとしてどういったものが想定されるのか、不用意に導入をした場合にお叱りを受けないように、しっかり検証をしなければと思います。

2つ目には、このタブレットPCを使う場合には支援員が必要になります。担当教師一人だけでは20名、三十数名の子供たちのトラブルに対応できかねることがありますので、ICT支援員が一つ一つのそれを使う授業の中で必要とするというのが、これまでの検証の中で言われていることでございます。

3つ目の課題としては、このタブレットPCを保管する場所、教室の中で保管をするのか、あるいは家に持ち帰り等もできる軽いものもございます。盗難、ウイルスの侵入、そういったものに対してどこまで私どもが対応をしてこのことの導入に当たるか、そういった超えなければいけないハードル等をしっかり検証させながら、先ほど言われるような方向で、より子供たちに有効

な教育活動として機能するようであれば、そのことを前向きに取り組んでいきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（４番 町田 光浩君） 今３つのリスク、問題というのを提示していただいたんですが、まあ、経費はこれしょうがないといっちはおかしいのですが、それなりにかかってきますでしょうし、ただ、以前、私が質問をしたときにも申し上げたんですが、今の教育用パソコンの経費を見れば同等以下には私はないのではないかと考えておりますし。

２番目のICT支援員が必要である、もちろん支援員がいてくださればそれにこしたことはないのですが、そこは先生方にいろんな研修をしていただいて、大体の対応をしていただくように、やはり持っていくべきではないかと思っております。今、携帯電話は皆さんほとんどスマートフォンと呼ばれるものに変ってきています。

タブレットPCも、基本操作としてはスマートフォンとそう大きく変わりはありませんので、基本操作は今、実際に教壇に立たれている職員の方々もほとんど使われていますから、それを教育用にどう扱っていくのかということになってきますので、支援員の要請も必要かもしれませんが、先生方の研修である程度賄えるのではないかとと思っておりますので、その辺もこれから県と一緒に進めていっていただきたいと思っておりますし、３番目の保管場所、これは竹内さんが試験的に導入されて、大きいボックスをそのクラスの生徒分のタブレットPCが収納できるボックスをつくられています。ご覧になったかどうかわかりませんが、そういったこともされておりますので、十分参考にされて検討していただければ、結果は早く出るのではないかとと思っております。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、常々子供たちの携帯電話の使用について、PTAも含めて学校関係者の間でいろんな議論がされております。いわゆる危険なサイトへの接続とかそういったもので、もうここ10年近くずっとそういう討議がされておりますけれども、学校でそういったタブレットPCを使った、まあ、授業に活用できるような使い方を学習する場ということももちろんなんですが、児童生徒たちに将来必ず子供たちも携帯電話もスマートフォンから、その先のもっと進んだものになっているのかもしれませんが、必ず持ちます。

今はフィルタリング等で、とにかく入らせない、使わせないという方向でずっと進んでいるんですが、じゃあ、高校を卒業して島外に出て全く自分がフリーになったときに、やっぱり興味本位でいろんなことをやってしまうわけですね。そこに知識も免疫もなければ被害者になる可能性というのは、ぐんと上がってしまいますから、やはり使い始めるときもしくは使い始める前に、そういった教育も必要なのかなと常々思っております。

ですから、授業に活用するという本来の意味プラスそういったネットトラブルに巻き込まれな

いための教育にも活用できるのではないかと考えておりますので、ぜひ早い段階にどんどん進めていただいて、子供たちに、どうかすると小学生でもスマートフォンを持っているんですよ。そういう児童もいます。これはもう家庭の事情等でそうなっているのだらうと思いますけれども、

ですから、そういった部分では行政のほうが社会の流れに比べると遅れているというのは否めないところだと思いますので、ぜひ早く動きを加速していただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 町田光浩議員の追加の質問にお答えをいたします。

先ほどから御指摘いただいた形のICT支援員等の教師の研修については、行政としても責任を持って進めていって、できるだけ問題が起こらない形にいろんな場合にもするということは事実でございます。

お話のように、子供たちを学校教育の中で育てていくときの社会への順応性とか、免疫力とかそういったものは、このICT教育にかかわらず全ての機会ですうでなければいけないことだと思います。

そのことについては、地域や保護者の御理解がとても必要になってまいります。そういったことを学校でさせてというお叱りを受けることもあります。間接的、直接的な体験活動を積むことによって、心も体も免疫力が育つという場面もございます。そういった意味では、また幅広く校長を通じながら各学校の中で御理解を求めていくことになろうかと思っております。

先ほどから御指摘いただいているタブレットPC等の導入一つに取り上げましても、全体のことを考えた中で、市教委としても総合的な見地から取り組んでまいってまいります。現在のところ、各学校に導入しておりますパソコンのほうで、この情報機器能力等について子供たちに身につけさせていくつもりでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） ぜひよろしく願いいたします。あわせて現在の教育用パソコンの活用に関しましても、さらに有意義な活用ができますように重ねてお願いをしておきます。

最後の質問に移らせていただきます。観光施策についてということでお尋ねをいたします。

今回、平成25年度の部局行動目標というのが示されております。拝見をさせていただきましたが、その中でいっぱい聞きたいこともあるんですけども、時間も残りございませんので、今回は観光関係にちょっと絞ってお尋ねをさせていただきたいと思っております。

企画振興部の部局行動目標の中で、観光客、宿泊客実数の3%増というものを重点項目という

ことで上げられております。その中に8項目ほど取り組み内容が示されております。私、この実数の3%増というのがちょっとクエスチョンマークでございまして、3%という数字を設定したその根拠がどういうところから出ているのかなと思ひまして質問をしております。重点事項の観光客、宿泊客実数の3%増の目標設定の根拠をお聞かせください。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番目の町田議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市におきましては、行政を推進するために各部局、そして担当課に行動目標を年度当初出させております。そして10月時点で中間検証、そして年度末にその検証をさせるようにいたしておるところでございまして、今回は企画振興部の行動目標ということの中で、どうして3%なのかということでございます。

申し上げるまでもなく、交流人口、観光客これをふやすというのは、もう壱岐の活性化につながる第一番であると思っております。その中で、実は議員の皆様にもお渡しをいたしました2012年から2014年の壱岐市観光振興計画でございます、「玄界灘の宝石箱・壱岐～二千年の歴史と美食を求めて」ということで、昨年3月に策定をいたしております。

これは、15名の委員で構成をしております、チームリーダーは長崎から長崎地域政策研究所菊森淳文さんを委員長といたしましたけれども、あとの14名は全部、壱岐の観光関係のメンバーでございます。私はこの計画は、本当によくできていると思っております。そこで私は、全ての計画に計画書作成のための計画であってはならないと、この計画の内容をいかに実行するか、それがこの計画なんだと常々僕は申し上げております。

そういった中で、この振興計画の48ページにございますその計画の内容が、実は基準が平成22年度でございまして、22万7,157人というのが観光客でございまして、平成26年の目標として24万7,000人、9%の増という計画をしておるわけです。3年ですから3%ずつだということやっておるわけでございますが、ちなみに24年度中終わりましたけれども、24年は23万3,988名でございまして、22年と比べますと103.0、かろうじて3%を達成したということございまして。ですから、ことしもまた3%を達成するべく計画を設定しているということでございます。

また、長崎県の観光振興基本計画においては、平成27年度までの増加率を11%と設定をいたしております。したがって壱岐市においても、これに準拠するという方針でございまして、26年度までに9%、そうするとこの11%が見えてくるということで設定をしているところでございます。

また、インバウンドについては毎年200名ずつということでございますが、これは残念ながら

ら平成24年に182名という実数が上がっております。このインバウンドにつきましても、やはり考えていかなければいけないと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） はい、わかりました。ただ、私がちょっと疑問に思った、なぜ3%なんだろうと思ったのは、通常の計画どおりの年度であればそれでいいと思いますし、頑張っって3%をクリアしていただきたいと思うのですが、ただ、ことし、来年に関しては大きな事業がいっぱいありますよね。その辺がカウントしないでいいものなのか、それとは別個に考えているんだよと言われれば、それで結構なんです。それも含めた上で考えているのであれば、その振興計画ではもちろんそういう形で立てられていいと思うんですよ。あれ私も本当によくできた計画だと思っていましたから。

ただ、この行動目標に関しては、その単年度のその部局の行動目標なわけですから、ことしと来年はその目標をはるかに上回るんだという格好で重点事項として上げていただいてもしかるべきだと、私は思うのです。その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は観光客というのはずっと右肩下がりでございます。先ほど22万7,000人、平成22年度基準といたしましたけれども、23年はそれよりも800人ぐらい低くて、その23年と比べますと実は103.4%ぐらいあったんです。しかしながら、24年に幸いにして100.9%という、今まで右肩下がりだったのがコツンという音がしたということでございまして、さあ、これから右肩上がりを持っていくぞということで、先ほど申しました27万人の目標に向けましてやっっていく。

確かにことしは、全国の大会、県の大会、それから国体のリハーサル大会等々ございます。そういう特殊要因がございます。しかしながら、これで来年ガクッと、今、山を高くして谷に落ちたら大変でございますので、やっぱり実際には私はおっしゃるように、ことしはやっぱり5%ぐらい上げないかんのではないかという気があります。

しかしながら、やはり目標は26年ということで持っていくために、そういう特殊要因を省いた中での実数を検証していかなければいかんと、この特殊要因の御来島なっ方は、離島甲子園でも400人が4日も居らすわけです。それはものすごいあれになるわけです。ですからその辺は、取ったところで本当は数字をやらないかん、それぐらいシビアにいかないかんと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕



○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） はい、わかりました。そういう意味の実数という書き方だったわけですね。じゃ、ぜひ実数の3%クリアを頑張っていたきたいなと思うんですが。

先ほど市長、答弁の中でインバウンドの話もちらっとされたんですが、今、九州各地で、特に福岡なんかは非常に力を入れられています。お隣の対馬もいわゆるインバウンドに入るわけですが、一所懸命早くから取り組まれていますけれども、壱岐ではなかなか外国の観光客というのはほかの地域と比べれば、非常に少ないのではないかと思います。

今、九州福岡を初め九州各地で、インバウンドの動きも大きく動いているわけですが、見ていまして感じるのがアジアに向いている。これは確かに近いですし、いろんな昔からの交流とかもありますから、アジアに向くのはある意味、本筋なのかなと思うんですが。

実は欧米の方っていうのは、こういう島に対してアジアの方とはちょっと違う感覚を持っていらっしゃるように私は感じているんですね。特に、ヨーロッパのほうは離島に対する政策とかもちょっと見てみますと、日本とはまた根本的なものの考え方がちょっと違いますから、ヨーロッパの方は割と島に対する憧れというか、そういう魅力を感じる部分というのをたくさん持っていると思いますので、数は当たらないと思うのですが、攻めていく価値はあるのではないかと思います。

じゃ、どうやってやるんだと、あんなところまでと思われると思うんですが、それこそインターネットを使えばいろんな仕掛けができるんじゃないかと思いますので、私もまだ具体的な話もわかりませんが、以前、ちょっと知人がヨーロッパのほうから遊びに来たときに、いろんな観光名所を回ったと。でも、壱岐の島は全然引けを取らないよということを言ってくれました。まあ、お世辞半だったのかもしれませんが、余りお世辞を言うような性格の人間ではなかったもので、私はそれをちょっと信じて、もう一回私なりの研究もしてみようかと思っておりますので、市のほうも、もしインバウンドでちょっと頭打ちであるのであれば、新しい考え方ということでちょっと模索していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） インバウンドにつきましては、確かにヨーロッパそういったものもいいかと思いますが、私はそのことももちろん頭にありますが、やはり近くの国からということ、まず考えないといかんと思っています。

御存じのように、10年ぶりに長崎県ソウル事務所が開設されました。私もレセプションに行きまして。釜山市にも行って参りました。そういった中で、やはり今ハウステンボス、空前の利益を上げられた。そういう中で、あるいは平戸、福岡非常に韓国の方が多いです。今、円

安ウオン高でございますから非常にふえた。

そういった中で、壱岐には全くいらっしゃらない。やはりそういったところに、まず私は目を向けなければいかんと思っています。そのためには、今、割と旅館などが積極的でございますので、私は韓国のお客様を歓迎する宿泊所の方に手を挙げていただきまして、そして一緒に向こうに営業に行きたいと思っております。

そして、やはりお隣からまずお願いしたいのと、特に7月からソウル長崎が週3便、定期便が通いました。ソウルでもお話ししたところ、私は船が苦手でなかなか壱岐にということでしたけれども、いや、いや、長崎から壱岐に飛行機がありますから飛行機で来れるんですよと、そういう話もしたところでございます。いずれにしましても、近くも遠くもインバウンドを誘致したいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） ぜひ市長が、また率先して頑張るということでございますので、成果を期待したいと思います。

ちょっと時間がなくなってしまいました。1点だけ、そうやって観光のことをいろいろ申し上げて、先ほどインターネットを使った発信も大きな効果を生むんじゃないですかということを申し上げたんですが、市長、インターネットで動画とかご覧になられますか、ユーチューブとか。

以前は画像が中心だったのですが、今はインターネットも随分進みまして大容量のデータ送信ができますから、動画が主流になってきています。観光情報に関してもいろんな動画が使われているところも多いんですね。

私、壱岐市はどうなんだろうと思ったら、壱岐市のユーチューブチャンネルがございました。いや、壱岐市もやっているんじゃないかと思っておりましたけれども、2012年8月2日、3本の動画がアップされておりましたが、けさももう一度確認をしてきましたが、いまだに3本だけです。「うらふれ体操」関係の3本が壱岐市動画チャンネルというところに載っておりますけれども、ぜひせっかくなつくられているのですから、いろんな発信をするために活用していただきたいなと思います。答弁は結構でございます、もう時間が来ましたので。

はい、以上で終わります。

〔町田 光浩議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、町田光浩議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 呼子 好君） 午前中は両町田議員の水産と農業について、私、昼から畜産について市長に質問をしたいというふうに思っています。

まず、今回4点ほど質問事項を上げております。まず、最初に肉用牛の減少対策についてというそういう項目を出しておりますが、本来なら肉用牛の増頭対策というふうに銘打ちたいわけですが、余りにも減少がひどいということで、こういう名目をつけてやりました。

市長もおわかりのように、6月の3日の成牛市、そして1日、2日子牛市に市長みずからお見えでございました。その内容等については御承知というふうに思いますが、特に、3日の成牛は約250頭出たということですね。これが全体の現在6,000頭ぎりぎりの数字にまでなっておるという状況でございます。

以前は7,200頭という大きな数字を出しておまして、それを機会に8,000頭に持っていこうという機運が高まったわけですが、その後、高齢者の減少等もございまして、このように激減をしてきたという状況でございます。

畜産につきましては、壱岐の経済を支えておるというふうに私はいつも言っておりますし、24年度の牛販売でございますが、これが今年度は31億7,800万円でございます。昨年が32億5,500万円ということで約5,000万円の販売高が落ちたということでありまして。ちなみに言いますと子牛が50万円のときに4,000頭牛が減っておりますから、その分が販売高が落ちたという状況で、それ自体が農家の収益が落ちたというふうにこう思っております。

このままいくと5,000頭近くまで下がるんじゃないかというそういう危惧をいたしておるわけですが、これ以上下がると、今度は子牛価格に影響してくるというのが現実でございまして、一回の入場に最低でも750から800頭欲しいという状況がございまして。そうしなくては600頭ぐらいでは遠くの購買者、お客さんが来ないという状況でございまして、購買者が来なければ民宿もホテルも、また、ほかの店等についても潤わないという状況にございまして、どうしても最低でも7,000頭近くまでは持っていく、そういう政策を今後早急に、この短い期間で積極的にやるということが必要ではなからうかというふうに思っております。

先ほど言いますように、牛がおって壱岐の経済はなっておると、そういう中で牛糞があつて有機飼料ができるし、あるいは田畑の景観も保てると。そして雇用も畜産関係の雇用者がかなりお

ります。その雇用も保てるという状況にあるわけでございますから、ぜひこれについては、一大産業の中でも最高の対策をお願いしたいなあとというふうに思っております。

市長が、現在この減少対策について考えてある対策等につきまして、御答弁ありましたらお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、呼子好議員の御質問にお答えいたします。

肉用牛の減少対策についてということでございまして、現在、子牛価格は大変安定しているけれども、高齢化等で繁殖牛が激減しているというその対策についてでございます。今おっしゃいますように、壱岐市の農畜産物の販売高というのは肉用牛がその65%を占めておるわけございまして、壱岐の農業生産の大きな柱でございます。

そういった中で高齢化後継者不足によりまして、飼養戸数の減少が避けられない状況でございます。議員おっしゃったように25年6月の成牛市において250頭の牛が出ました。成牛が出ました。それに関連して13戸の飼養農家が減少いたしております。廃業されております。

平成24年4月1日の頭羽数調査において飼養農家の年齢構成を見ましたときに70歳以上の方が29%、60歳以上の方が27%、59歳以下が44%でございまして、頭数につきましても、これは先ほどおっしゃいました平成20年度に7,198頭、この数をピークに平成24年度においては6,080頭、平成25年5月末で6,140頭、25年6月市後、現時点でございまして、数字の上では6,007頭、今や6,000頭を切るというところまで来ております。

そういった中で、後継者の確保が必要と認識をいたしておるわけでございますけれども、なかなかそれをとどめる決め手はないということでございます。そこで、この対策に考えはということでございます。私は、現在行っております畜産に対する増頭の補助あるいは増頭の補助はもうそれでいいわけでございますけれども、淘汰維持の補助金等を出しておりますけれども、これはやはり私はおやめになる、維持する補助金というのは1年後にやめようかと思っていられる方を2年あるいは3年に延ばす、そういう効果しかないんじゃないかと思っておるわけでございます。したがって、根本的なこの減少をとめる対策というのは、やはり新規和牛飼養農家を育てるということではなかろうかと思っております。

そういった中で、アスパラは当然のごとく堆肥がなければならぬわけございまして、アスパラ農家の中に堆肥が要るから牛を飼っているんだという方もいらっしゃいます。そういった中でやはりアスパラの部会と申しますか、そういった方々と畜産のあるいは畜産何とか組合とかございまして、そういった組合等々のクラブはできないのかということ。それから、やはり

これは沖ノ島の例でございますけれども、沖ノ島は400頭ぐらいしか繁殖牛はおりませんけれども、今度、畜産に力を入れるということで建設会社にその話を持っていっております。

それで壱岐が先進地だということで、その業者の方も壱岐に視察にお見えになりました。今度、私は沖ノ島に逆に視察に行きますよと申し上げたところでございます。そういった異業種の方の参入はできないのかと。

やはり私はそれよりもっともっと大きいのは、やはりJA、これはもう畜産経営についてノウハウがございます。まだ全然組合長等々とはお話しはいたしておりませんが、畜舎の空き具合、あるいはいろんな施設もJAはお持ちでございます。会社と申しますかJAを中心に一つの組織をつくって、そこで雇用をして繁殖の経営ができないものかと、そういったものを考えております。

いずれにしても、今まで畜産農家の方に増頭をお願いするあるいは維持をお願いする、これでは減少対策にならないと思っております。新規参入をどういうふうにして促すかということが、大きなテーマであると認識をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） はい、ありがとうございました。

今、補助金の淘汰とか維持とかありましたが、このものについては母牛が年をとって更新せんばいかん。増頭しきらんが維持だけはしたいということでございますから、やっぱり維持があつて全体の頭数はふえるわけでございますから、これらについては、ぜひ継続をお願いしたいなというふうに思っています。

それから新規に育てるということで、私もちょっとここに通知書に書いておりますように、若い人ですから、やっぱり学生のころから牛に親しみを与える、そういうやっぱり触れ合うそういう機会も必要ではないかと思っておりますし、あるいは高校に行っても牛のそういう触れ合いとか、あるいは奨学金を出して、あと後継者になるとか、そういうことも一つ育てる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

建設会社のことも言われました。私も沖ノ島に行きまして建設会社を視察しました。あそこで生まれたやつを肥育して東京に出荷して、いい金儲けをしておるわけでございます。そういうのもやっぱり壱岐ではかなり建設業者は多いし、仕事もないということでございますから、そういうところにも協議を持ちかけてやるというのも、一つの手ではないかというふうに思っています。

それと、農協につきましても現在この繁殖をやっております。ですからこれではもう少し足りないということですね。私は今の頭数ぐらいの、あと200頭、300頭の牛舎を建設してもらって、そして農協みずからそういう運営をやるというのも、一つ壱岐の活性化になるんじゃない

かというふうに思っておりますから、そういうのも今からは例のT P Pの関係で、かなりの施策が出てくるだろうと思っておりますから、そういうのを積極的に利用するというのもいいんじゃないかなというふうに思っておりますから、ぜひ市長におかれましても、そういうところを目配りしていただきまして支援策をお願いしたいなというふうに思っておりますし、私自身、農協にもそういうことで声掛けをしながら農協みずからやりなさいよということを言っていこうというふうに考えをしておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それと、この和牛につきましてはいつも言いますように、今回のT P Pの協議に入ることによって米国では重要5品目を除外する、そういうことも言っておりますから、私は逆に日本一、世界一おいしい肉を世界に売っていくというそういう戦略をしていただきたいと思っておりますし、この前から岩手県はマカオのほうに出荷をしております。

九州では宮崎の高崎工場という工場が一つありますが、そこだけしか処理ができないということもございしますが、長崎がそのところちょっと遅れておるかなと思っておりますから、そういう外国に向けたそういう販売戦略ということも必要じゃないかなというふうに思っておりますから、それらにつきましてもお願いをしたいというふうに思っております。

それから、次の2番目の件でございます。この2点目につきましては、午前中、町田議員のほうから話があつておりました。総額の滞納金が8億3,200万円という状況でございますが、私は、今回提案しておるのは、昨年度24年度の税の総額がどのくらいあるのかと、できれば業種ごとに、わかっておればお願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番目の呼子議員の御質問にお答えいたします。

市税の24年度分について聞きたいということでございます。

24年度の市税の滞納額は3,725万6,000円でございます。内訳といたしまして、市民税1,321万2,000円、今のは個人市民税でございます。法人市民税125万8,000円、固定資産税2,109万6,000円、軽自動車税169万円でございます。

国民健康保険税につきましては4,925万7,000円で、その内訳といたしまして一般分が4,847万5,000円、退職分が78万2,000円でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 3,725万6,000円という、24年度の未収金があるということでございますが、この間、特に国民健康保険税がかなり高いと思っておりますし、これも今後、年をとるごとにふえてくるそういう要素があるんじゃないかなというふうに思っておりますから、

これにつきましてもいろいろ職員の皆さん方につきましては、先ほど午前中の話でありましたように、努力されてあるということはよく承知をしておりますが、さらに御努力をお願いしたいと思っております。

それともう一点は、午前中給食の、直接のあれはないんですが、950万円ぐらいあるということがございますが、これが古いのはいつごろからあるのか、もしわかっておればお願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 2番、呼子議員の質問にお答えをいたします。

竜崎市学校給食センターができる前は、4町の各給食センター及び自校給食の状況がございました。その中で昭和55年ぐらいから滞納がございまして、平成22年まで、約720万円ぐらいありました。その後、担当職員等の努力で少しずつ減っております。平成23年度、24年度滞納額が幾らかずつある、そういう中で、けさほど市長が申しました6月10日時点では約950万円ぐらいの滞納総額ということがございます。

24年度の分についてもお尋ねでしたか。

○議員（2番 呼子 好君） わかっていれば。

○教育長（久保田良和君） 平成24年度の分が、一応今217万円でございます。督促は続けておりますので、少しずつ回収はできておりますが、先ほど申します6月10日時点ではその金額になっております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 特に、給食費につきましては古いものがあるということで、これをどのようにされるのか、あるいはほかの税の古いやつ、これについてもこのままでずっといくのか、不納欠損で処理するのか、そういうところを早く、ある程度規定を決めて処理する必要があるんじゃないかというふうに思っておるわけでございますが、今24年度の給食費217万円という、かなり大きい数字が出ておるということがございますから、これの回収方法というのは、何か具体的につくってあるんですか。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 呼子議員の追加の御質問にお答えをいたします。

私どもも、この未納額につきましては大変頭を痛めておりまして、給食センターに勤める職員、学校現場の校長、時には力を借りましてPTAの会長さんを初め、役員の方のお力を借り

ながら未納額のお知らせ、あるいは2カ月滞納した場合の督促状、そういった取り組みを順次進めております。

昨今、壱岐学校給食センターとエリアが広がった中での滞納状況が、かつての4町時代とは違う状況もございますので、校長等の意識にその辺をしっかりとっていただきながら、未納のお忘れはないか、督促等を進めているところでございます。

先ほど御指摘がありました不能欠損の取り扱いについても、先の6月7日の学校給食運営委員会の中で77万円の不能欠損として、ひとまず処理をさせていただいております。これにつきましては、居所が不明の方が2名、証明付き郵便を送りましたが、返ってきた方が6名、つまり8名の方々についての昭和56年から平成17年までの、いろいろ飛び状況はございますが、総額77万9,111円ということについての不納欠損処理を徴収委員会のほうの指摘も受けまして、学校給食運営委員会のほうで承諾をしているところでございます。

平成22年以前の分も含めて23年、24年度、そして今年度の分についてもその不納、未納状況の場合については、先ほど申しますような校長を含めた、未納対策マニュアルに基づきまして、2カ月過ぎれば督促状、しかしその前に、まず学校としてはお忘れではありませんかという形のお知らせ等を学校長名、PTA会長名等で保護者の方にお知らせをする形で取り組んでいるところでございます。

ひとまず平成24年度に限って申し上げますと、給食費の収納率は98.09%でございます。現在、少しずつ回収ができてはおりますが、大きな改善とはなっておりません。いま一つ、児童手当につきまして引き落とし等の取り組みができないかという御指摘もいただきましたので、5月に入りまして早速、未納をされている方、対象者に児童手当からの引き去り同意のお願いということで、給食センターから学校を経由いたしまして、保護者の方に依頼をしたところでございます。

その中で返事が返ってこない方のほうがむしろ多く、57名の方にお送りをいたしました。返ってきたのが8名で、8名の方は引き去りをしていただいてよいというのが6名、ほかの2名は納付書をもらいに来てすぐ納めます。6月、8月の児童手当から引き去ってくださいと、そういう形の処理で少しずつは努力はしておりますが、なかなか未納される方の同意というのは、今のところ一度では当然できないと思っておりますので、繰り返し、繰り返し根気強く進めていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 私もこういうところ、集金に行った覚えがございますので、今教育長が言われますように、大変担当課については大変だろうと思っておりますが、ぜひ全体の子



供たちのために御努力をお願いしたいというふうに思っております。

それから、動産の差し押さえの件で、公売の関係でちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、売却等については大体1回といいますか、年に2回か3回やっておりますが、大体1回でどのくらい売れているのか、あるいはインターネットでどのくらい売買があっておるのか、そのところがわかればお願いしたいなと思っております。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 差し押さえ品の売却状況でございますが、インターネット公売を平成24年の6、8、10月、そして25年の1月の4回行っております。出品件数が117件のうち、公売件数79件でございます。税の充当額は21万4,915円でございます。

また、平成24年12月と25年の3月、2回開催をいたしました地元公売会では341人の市民の皆様の御来場をいただきました。出品件数は257件、うち公売件数は103件ございまして、税の充当額は26万5,925円でございます。結果、24年度の税の充当額合計は48万840円でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） やっぱり中には高価なものもあろうかと思っておりますが、こういうのは積極的に続けてお願いしたいなというふうに思っております。

それから、この件の最後でございますが、納税報償金の件につきまして、今度27日にその報償金のあれがあるようでございますが、これらについては今年度は100%、来年が70、次が50というそういうパーセント提示でいくのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 26年度分まで100%だと思っておりますが、済みません、ちょっと担当部長もちょっと確実でないようでございますので、しばらくお待ちください。

失礼いたしました。現納税報償金制度を26年度で廃止いたしまして、次の経過措置を実施することといたしております。平成25年度報償金は、いわゆる26年度に支給するという意味でございますが、平成25年度の報償金は平成24年度実績の70%、平成26年度の報償金は、平成24年度実績の50%ということにいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 27年度はもうゼロという考えですか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 27年度から壱岐市自治公民館納税活動等交付要綱というのをつくりまして、交付基準は割愛いたしますけれども、そういった新しい制度で、いわゆる法に抵触しない形で交付をするということにしているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。

これも一部公民館の運営費に充てている自治体も結構あるものですから、そのところ慎重にお願いしたいなというふうに思っております。

それでは次の3点目でございます。

この3点目につきましては、私は岩手県の久慈市というところに知人がおりまして、そこといろいろ話をしておる中で、現在朝ドラの「あまちゃん」というそういうテレビがっておりますが、これでかなり交流人口がふえたという話を聞きまして、特に、壱岐はいろいろな面でもロケ地に適しているのではないかということで、こういうのが来ればかなり活性化なるなあと、ちょっと考え方を市長にお伺いしたいなというふうに思っているわけでございます。

私が聞いたところでは、スタッフが毎日50人から100人その現場に行きやるといって、そういう話を聞いておりますし、もうあそこはロケは終わっているようですが、終わってからもやっぱり1日平均2万人ぐらい、ここで撮影をしたんだというそういうあれで観光客が来ておるといって聞いていると聞いておりますし、ゴールデンウィークあたりはかなりの人出だったとそういう話も聞いておるわけでございます。

また、テレビで1日じゃなくて連続出るものですから、やっぱり壱岐を売るためには、そういう連続とかあるいは視聴率が高い、こういうものにアプローチしながらやったほうがいいのではないかと考えているのですが、これのきっかけは何かと言いますと、脚本家、この方がそのイメージを東京から出て行って、海女さんを希望して、また東京に帰るといってそういう脚本家の方が積極的にこの久慈市を支援したという、そういうお話を聞いておりますので、こういうことも一つの交流人口の拡大につながるなあと考えておりますし、今回、幸い壱岐にも海女さんが一人来られております。

私は、この海女さんにつきましては、よそにない海女さんがあるんじゃないかと考えております。八幡の女の海女さん、渡良の男の海士さん、そういうところも私はよそにない海女さんの活動の場、そういうところにも観光客が行くとか、そういうことも一つ考え、新しいスポットとしていいのではないかなあというふうに思っていますが、ぜひそういうものを勉強しながら、でき

ればNHKあたりに事前に相談に行くとかそういうことをしていただいて、やっぱり壱岐を売り込むという態勢をしていただきたいと思います。市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番目の呼子議員の御質問でございます。NHK連続テレビのロケ地にどうかということでございます。

まさにテレビをはじめとするメディアの影響というか、効果というかこれはやっぱりすごいものがございます。たまたま合口香菜さんですけれども、連ドラがあつてうちのほうで地域おこし協力隊の合口さんが来たということで、それだけでも、今相当メディアの取材があつております。

そういった中で、私はテレビ番組の誘致というのは、もう大変重要だと思っております。昨年は、御存じのようにKBCテレビ「笑顔まんてんタビ好き」これは前川清さんでございます。テレQの「きらり九州めぐりあい」野村将希さん、BS12で福田健次の「花鳥風月」、それから石野眞子さん、また婚活が主になりましたが「ぐるぐるナインティナイン」にも取り組んだところでございます。

本年度におきましても、先日、TBS「旅ログ紀行九州あつぷ旅路」のロケ対応を行つておまして、後日放送の予定となっております。

御質問のございましたNHK、特に連続ドラマ小説は半年間の放送と長期にわたることから、放送効果が非常に大きいと認識いたしております。私自身、NHK長崎放送局にはしょっちゅう訪問をいたしております、このようなことから来年3月、再びNHKのど自慢の放送につながったものだと思っております。連続ドラマ放送となりますと、人物や知名度など全国放送に耐え得る素材の高さが求められます。そしてまた、その壱岐をステージとした原作が必要でございます。

そういった中で、実は壱岐出身で大阪在住でございますけれども、芸能人の奥さん、本人も芸能人でございますけれども、その方が最近自伝的な書籍を出版なさいました。そういったものも私は、それは大阪が半分、壱岐が半分ぐらいの内容になっておまして、こういったものをそういった素材にさせていただけたらなと思っております、いつかそれは話してみたいと思っておりますのでございます。

また長崎県を舞台とした映画、ドラマ等のロケ活動を支援する組織の長崎県フィルムコミッションがでございます。そこと連携して映画のロケ誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

実は私、NHKもそうでございますけど、NBC、NIB、NCC等々をずっと訪問をいたしております。しかしながら、そこで気づいたのは、NHKに限って言えば料金体系が福岡になつ

ているということで、長崎のNHK放送局を呼ぶには、こういうイベントをしていますから来てくださいと要請をしなければいけません。もちろんしておりますが、ということになりますと、福岡の放送局にやはり働きかけんといかんということになります。ですから、福岡放送局にそれぞれこの関連いたしますKBCであるとかKTNでありますとか、RKBでありますとかそういったところを訪問しないといかんなど、思っているところでございます。

また、これはテレビではございませんけれども、西日本新聞の社長さんの父方のおばあさんが壱岐出身だということでございまして、実は来年の3月1日には合併10周年のときに御案内する予定でございますけれども、その社長に、実は西日本新聞の福岡版、福岡のやつに壱岐のコラムをつくってくれませんかとお願いをいたしております。

先日の福岡壱岐の会で、私からそういう注文を受けておるから1週間にいっぺんぐらいは、そういうコラムがでんかなということ、今検討をしておるということもおっしゃっていただきました。やはり150万人を超えました福岡市への情報発信、これを力を込めてやっていきたいと思っておる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 市長の、今いろいろ話をされた中で、ラジオ、新聞等を通じてさらなる努力をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、最後の4点目でございますが、学校跡地の売却についてということで質問をいたしております。

跡地検討委員会等があつて、その状況等につきましてはあともってお願いしたいと思っておりますが、一住民から運動場とかテニスコートとか、そういうのは売却できないのかと、いつもぼろぼろしておるじゃないかと、もったいないじゃないかとそういうお声が聞こえてきたものから、きょうこういう形で質問をしておるわけでございますが。現在の取り組み等を、そして売却が可能なのかあるいは行政財産から普通財産に変わっておるのか、そういうのもいろいろ問題があろうかと思っておりますが、そのところの見解をお願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の4番目の御質問、学校跡地の売却について、いわゆる購入の要望があつたら売却するのかということでございます。

今、申されましたように壱岐市中学校跡地利活用検討委員会というのを設けておりまして、その中で今やっております基本的な考え方でございます。1点目に、従来利用、まあ、学校施設でございますけれども、この従来利用に入る施設、代替施設の有無、それに変わるものがある

じゃないかというようなこと。それから、建物の維持管理経費など財政負担について十分検討した上で、公共施設としてずっとそのまま持続していくのかということが1点。

2点目に、将来的に公共的な需要が見込まれない場合、民間による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付などを検討する。

3点目に、耐震基準に適合しない校舎あるいは体育館、屋内運動場でございますけれども、速やかに解体撤去を検討するという、3つの視点でこの跡地利用の有効活用を図っておるところでございますが、今、議員が申されたのは、この2点目の売却や貸付などを検討するということであるかと思えます。

現在、方向性が出ておりますのは箱崎中学校運動場を社会福祉法人「博愛会」に無償譲渡するという、これが一つでございます。また、渡良小学校の中学校移転要望の2点でございます。地域の活性化、まちづくりに役立つ御要望等につきましては、御提案いただいて本委員会において協議・検討することになります。現時点で、こちらのほうには正式には売却の申し出はあつておらないというところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 正式には来ていないというように思っていますが、もし一住民が正式に申し込みをされた場合には、検討するという形でいいんですか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 検討委員会の中で検討の結果、そういう結果が出れば売却するということになると思っております。

その折に、その後の活用につきまして、いわゆる評価額がどういう感じで出すかということについては、いろいろなこともあるかと思えますけれども、基本的にはそれが売却することが適当であるとなれば、そういうふうに行っていくことになるかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） 売却につきましては個人的には無理かと、個人と言いますか全体に公募を出してするというのが筋だろうというふうに思っておりますが、そういうところはよろしくお願いをしたいと思いますし、この跡地利用の、運動場でもテニスコートでも校舎でもいいんですが、もう全部行政から普通財産に変わっているのですか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） この件につきましては、リーダーでもあります中原副市長に答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） ただいまの件でございますが、行政財産から普通財産へ移管をされております。ですから、中学校跡地委員会を私のほうがトップとして、今、検討委員会で協議をしているところでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） はい、ありがとうございました。副市長、跡地の関係で何か市として、こういうのを検討しておるといのは具体的には出ていないと思っておりますが、どういふ話が出ているのか、よかったらお願ひしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 幾つかあるわけでございますけれども、代表的なものをちょっと申し上げたいと思ひますけれども。

実はある業者の方から、あの学校は朝から晩まで日が照ると。ひとつ私たちがソーラーをつくる場合は貸していただけるのかというお尋ねが、まあ、私にありましたから、これはプライベートであったかと思ひますが、そういうお話もございました。

また、校舎につきましては、まだ実行いたしておりませんが、漁場藻場研究所、日本漁場藻場研究所が鯨伏中学校をどうだろうかという話もしておるところでございます。あと具体的な話は、まだ少のうございますが、今申し上げましたソーラーなども検討に上るのではなかろうかと思ひしているところです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 呼子議員。

○議員（2番 呼子 好君） はい、ありがとうございました。跡地検討委員会がありますので、早急にそういうのをある程度目をつけて、やっぱり維持管理がかからないようにお願ひしたいというふうに、お願ひをいたしまして私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上を持って、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時55分といたします。

午後1時44分休憩

.....  
午後1時55分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 豊坂 敏文君） それでは、きょうの4番目のバッターで、今から35分で終わりたいと思いますから、よろしく願いいたします。

それでは、一番最初に日韓トンネルの早期実現についてということで挙げておりますが、日韓トンネルの交渉については、日本と韓国とを結ぶ本建設に2009年1月に両国首脳による合意ができております。

2009年2月には初会合がありまして、以来、翌年2010年の10月に日韓両国の有識者によって「日韓新時代共同研究プロジェクト」の報告書の中に、海底トンネルの推進という項目を掲げ、その必要性を取り上げております。

本件につきましては、日韓トンネル研究会並びに日韓トンネル推進長崎県民会議により、2000年から建設計画に向けた取り組みがなされております。今年2月末に長崎県民会議から対馬市議会へ「日韓トンネル早期建設を求める請願書」が提出されて、3月定例議会で「アジアと日本の平和と繁栄を目指す日韓海底トンネルの早期建設を求める意見書」とともに、3月議会で可決・採択されて内閣総理大臣、衆参両議院議長、ほか関係大臣に提出がなされております。新しき未来を開拓していくことが大であると思いますが、市長の現在のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

先ほど同僚議員からの答弁の中に、ソウル10年目についての事務所の再開、それから近い国からの誘客ということも出ておりました。そういうことを踏まえながら、市長の御意見を願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（市山 繁君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 11番、豊坂敏文議員の御質問にお答えいたします。

日韓トンネルの早期建設についてということでございます。

日韓トンネル計画につきましては、日本国内及び韓国と双方に関係団体がございまして、十数

年来、建設に向けた取り組みがなされ、現在調査のためのトンネルが掘られ、地質調査等が行われていると伺っております。過去において、壱岐市でも既に数カ所の地質調査が終わっていると認識をいたしておるところでございます。

また、佐賀県では日韓トンネルのルートとなる2県3市、佐賀県、長崎県、唐津市、壱岐市、対馬市での合同勉強会の立ち上げを検討された経緯もあるようでございます。

本計画は総延長約235キロ、事業費は7兆円とも8兆円とも言われている壮大な計画でございます。これが完成すれば人と物の流れが拡大し、極端な話、日本からイギリスまで電車あるいは車で行けるという、そういった時代が来ると予想されまして、日・韓・中の経済圏が強化され、東アジア全体の経済発展に貢献すると言われております。

私としましても、この壮大な構想が実現いたしますと、壱岐市はまさに日韓を結ぶ交流拠点都市になると考えております。過去に2回ほど関係者がお見えになりました。そのとき私は賛成ですよと、ただ、地下を通るだけではいけませんと、壱岐に駅をつくってくださいということを申し上げました。ですから、これを賛成するには壱岐のところでも陸上に上がっていただいて、それで乗れるようにしていただきたいと思っておるところでございます。今後、国や関係団体の取り組みを注視いたしまして、関係自治体と連携してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 現在の交渉についてちょっと要望等も出ておりましたが、現在の企画の中では、唐津市のほうから、鎮西町のほうからですが、壱岐に上がって、対馬に上がって、それで済州島に上がる、そういう計画が現在出ております。（発言する者あり）巨済島ですね。上がるように計画がなされておりますが、この実現に向けて今後、当初10年であればもう実行できるという方向づけもあったんですが、この早期実現に向けて私もいろいろ具現をしていきたいと思えますし、この早期実現についての市長の御協力をお願いして、この質問を終わります。

続きまして、水産振興についてですが、先ほど同僚議員から、もう燃油対策についてございましたが、ここの中で、現在漁協長会からの要望内容あるいはこれについては、先ほどセーフティネットの関係も出ておりましたが、あるいはこのセーフティネットに併用した一時的な補助、これも考えていいんじゃないかと思えます。

これは一昨日の6月の10日に日刊のみなと新聞、これ漁協がとっている新聞がございまして、この一面に自民党の水産部会、そして水産基本対策小委員会が水産庁が7月から漁業用燃油緊急特別対策に加え、さらにもう一步踏み込んだ対策として、漁業経営セーフティネット構築事業加入者を対象に燃油使用料に応じた緊急対策の助成を決めております。



これについては、今年度の補正予算の中で具体的に検討がされてまいります。その中で国のほうでも緊急対策に向けてこの燃油対策は堅持する考え方があります。市のほうもこの併用した案でいくか、あるいは漁協長会の要望等もあります。今からの振興策の中で市の単独予算でも結構ですから、緊急対策として補正で対応願いたい、早期実現を願いたいというふうに考えています。

そういう中でこの円安の対策を、今の漁業者の苦難を早く漁獲が上がるような体制づくりができるように、市長の特段の政策をお願いしたいと思いますが、これについて市長、ありましたらどうぞ。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6月10日の新聞についてはまだ情報をいただいておりません。今最新の私の情報では、6月5日に95円以上を1対3にするよというその対策まででございます。

そして、実は昨日、漁協長会からいただきました要望書の中に、この厳しい現実を鑑みて、市として何らかの対策を早急に打ってくれというそういう文言でございます。先ほどから申し上げますように、組合員、いわゆる漁業者が「よし」と「出漁しよう」というそういう気持ちになるには、何が一番いいのかと。

そしてまた、今議員がおっしゃいますように、あわせてセーフティーネット、これもやっぱり国の制度でございますし、国のお金が出るわけでございますから、これも活用しない手はないと、私は思っておる次第でございます。ぜひここ近いうち二、三日うちには組合長会からも、きつとどうするかという要求と言いますか、会議の申し出があると思っております。その中で十分練って、対応していきたいと。いずれにしましても議員おっしゃいますように、早急な対応をまいります。議会におかれましても、ぜひ御協力賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） セーフティーネットについては、現在、長崎県下で362隻の加入がっております。ただこれについては、今後この事業が緩和されてくるとまだ加入者もだんだんふえてまいります。漁協のほうも推進していくということで考え方もあっておりますので、この点についてもお願いをしておきます。

続きまして、農業振興についてお願いをしておきます。

施設園芸のアスパラガスの推進について、今なすべきということで、いつやるか「今だ」と思っています。これは昨年日本農業賞大賞を受賞したこともあります。壱岐のアスパラの普及振興、これが実を結んで、一昨年平成23年度は2億8,000万円、ことしは3億円を達成しています。アスパラ売り上げが3億円になっています。

最終的に27年度には20ヘクタールの計画があります。現在のところも14ヘクタールの作付がなされておりますが、これについて、まず、あと全体で6ヘクタールありますが、施設の初期投資、これについて何かの対策をしないと、これは畜産も同じですが、今やらんとできんと思います。初期投資についての基金の活用あるいはリース事業なり初期に金が要らない対策を、こういう農政をすべきだと思いますが、市長の考え方をどうぞ。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 農業振興についての御質問でございます。

まずアスパラ、昨年、日本農業賞大賞を受賞いたしました。今やらねばいつやるかと、どこかで聞いたような言葉でございましたけども、「今だ」というようなことでございます。

施設園芸のアスパラガスの推進策につきましては、現在、施設園芸品目の中でも特に、作付面積、出荷量等、年々伸ばしております。昨年の日本農業賞大賞は県下一の平均反収と資源循環型農業等が評価されたものでございまして、農家のこれまでの御努力、関係機関の指導等のたまものであると考えています。

アスパラガスの推進策はどの御質問でございます。現時点で施設整備の助成、新植・改植等の助成等を行っておりますが、その内容につきましては10アール当たりの施設が、ハウスが約800万円かかると言われております。そのうち県が10分の4、市が10分の1でございまして400万円の助成となります。また、苗、あるいは堆肥等々につきましては、苗につきましては60%の補助をしております、7万円程度かかる。堆肥についてもそのくらいかなということでございますけれども、いずれにしましてもその堆肥、苗はちょっと横に置いておきまして、ハウスだけで申し上げますと、その後の400万円補助残の400万円を8年間で返していただく、これは無利子でございまして年間50万円の返済で10アールの施設ができる。

現在この内容で作付と言いますか、施設をふやしていただいているという状況でございます。今、議員がおっしゃいましたその初期投資、例えば大規模化等々について、例えばキットをリース的にやって将来的に自分の物になると、そういった方法もないのかというようなことだろうと思っておりますけれども、その辺につきましても、十分関係者と相談していきたい。対応できるものがあれば取り入れていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） このアスパラについては電気も燃料もA重油も要らない。これについては自然の、あるいはハウスだけでいいんです。これが今農業振興の中でもアスパラは今メニューです。この振興は、今、すべきです。この振興策について、リース事業なりこうい

うことも検討していけば、このアスパラ振興もまだ伸びてまいります。アスパラは今やるべきです。

それから、先ほどちょっと一緒に言い忘れましたが、畜産振興について先ほど同僚議員からも出ておりますが、市長、私は増頭よりも今は維持、更新はもう年齢が10歳以上になった牛は更新すべきです。系統の悪い牛もこれは更新しなければなりません。今必要なのは維持が大事です。ですからこの維持については、もう少し思い切った政策をすべきだと思います。

それともう一つは、現在、昨年の実績を見ましても、死亡牛の一時保管庫、あるいはBSEの対策で保健所で焼却している分を含めて354頭おります。これについて、まず各予防の牛の予防接種あるいは予防管理、これの徹底をすべきだということを、きのうの畜産の地区別説明会もありましたから、農協のほうには具現を呈しておりましたが、行政のほうにはきょうだけしか言えませんので、きょう話しておりますが、この予防管理の徹底について、もう少し重点を置かなければならないと思います。354頭、普通の成牛市よりも頭数が多い。この対策を強化すべきだということを堅持をしておきます。

それからあとは、現在維持について、五島市は1頭20万円の維持対策費を出しておる。これについても、今2万円の維持費ではできない、これも緊急対策と思いますが、維持対策について維持をさせるなら、それぐらいの振興策は必要だということをと思いますが、市長のお考え方を願います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 畜産振興について、豊坂敏文議員の御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃいますように、私、345頭ではないかと思うんですが、いずれにしても300頭を超える異常産があっております。これにつきましてはゼロ月、いわゆる生まれたときにもう既にとという牛が231頭おったということを聞いております。

この異常産でございますけれども、その、いろいろございまして、特に今は出ておりませんが、アカバネ病というのが蔓延する年があるというようなことで、そのアカバネ病を主として、そういった牛異常産混合不活化ワクチンというのを投与すべきだということ、これは昨日、家畜診療所長にいろいろお話を伺いました。

現在3,957頭、約4,000頭がこの予防注射を打っているということでございまして、ぜひ皆さんにもこれはやはり6,000頭ですから、あと2,000頭になるんですけども、ぜひ予防接種していただきたいなと思っておるところでございます。その中で、やはり大きなこの畜産振興については、大きなことをまず予算化しなければいかんということですから、一つワクチンは個々の家庭でもう3分の2にされておりますから、あとの3分の1につきましては頑張ってい

ただきたいなと思っているところでございます。

そしてまた、その維持、今、うちは2万円でございます。また新規につきましても県は20万円という金を出すというふうに決めました。私、先ほど申しますように、私の考えが少し違うのかもしれませんが、維持の本質が少し飼育年数を伸ばすだけ、もちろんわかります、10歳過ぎたらですから20頭もおれば、毎年2頭は更新しなきゃいかんわけですね。ですからその辺も、まあ、ちょっと私も資料不足でございました。それにつきましても、関係者ともう一度協議をしてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 現在、その予防対策はインフルエンザの予防接種もあります。異常産の予防接種もあります。異常産についても農協のキャトルセンターの牛でさえ注射をしていない、予防接種してないものがあります。市場に出てきます。こういうこと自体がおかしいということを、きのう直接言っておりましたから。

キャトルでさえ注射していない、任意だからこれは本人の申請もあるわけでしょうが、農協が経営しているキャトルでさえ注射していないというのはおかしいという形で、きのう言っておりましたが、こういう予防策についての管理、これについてはこれをやると一時保管施設の利用も少なくなってくると思います。

こういうことについての対策が必要だと思いますし、それから、現在畜産農家では牛舎のモニター、牛舎にカメラをやって、こういうカメラがあつて自宅においてテレビあるいはパソコンで、携帯にもつながってくるわけですが、携帯があれば旅行していてもそれにつなぐことができる。

自分の家にテレビを見ながらあるいはパソコンを見ながら、パソコンは動画ですが、テレビはもう静止画面になってきます。そういう中でのこういうモニター機器の導入もあります。こういうことで管理体制を確立して堅持をしなければならぬというふうに考えております。

それから、維持の考え方については、今市長が、先の意見よりもちょっと答弁がやわらかくなりましたから、20頭おるものは10年では2頭ずつせないけんというのは確実にそうです。そういう中で、今維持をしておかんと今の農地の荒廃化が、今度もう6,000頭を切る、あるいはそういうふうになって5,000頭になってくると購買者も来ない、あるいは農地の荒廃化が進むということにもなります。こういう対策についても、今、すべきだということを強調しておきますので、よろしく願います。

はいじゃ、教育長いきます。教育長、はりきって願います。あと5分ぐらいで終わりますから。せいじゃ、教育長、いきます。

教育施設の下水道の、また来たと思うでしょう、下水道施設の接続計画について、実績状況、

実績状況ちゅうても今までなかったわけですから、特に無理と思いますが、以前、改善計画等もありました。

そういう中で、この学校の現在耐震化工事、今度の補正予算にも出ております。耐震化と同時にこの接続、浄化槽なり、あるいは下水道なりこの対策はしていくということで、今回、2校の補正予算がなされております。

こういう対策の中で、一番気になったのが体育館のこの接続ができて、プールとかグラウンドのトイレ、これの接続の計画がない、予算に計上されてないと思いますが、教育長、もし私の見解が間違っていたらできませんので、これは計画に上げているという答弁であれば、もうあとはいいませんからよろしくお願いします。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 11番、豊坂議員の御質問にお答えをいたします。

3月の議会からも熱心に、このことについて取り上げていただいております。御承知のように24年度末までの壱岐市内の現状について、まず報告をしておきたいと思いますが、市内には9つの幼稚園、分校を含めた20の小学校、そして4つの中学校がございます。合わせて33の教育施設だとお捉えいただきたいと思いますが。

この教育施設のうち水洗化等の接続整備が完了している施設が9園、11小学校と2中学校だとひとまず捉えております。よって、未整備と上げました9つの小学校とか、2つの中学校におきましても、本校舎については既に水洗化はきちっと済んでおります。接続済みでございます、浄化槽等については、付属する建物、例えばプール、体育館、グラウンド、相撲場とかテニスコートとかそういったものになっているということはおわかりだと思っております。

そういう意味で、今ご指摘のように、計画的には耐震化工事に合わせてできるだけ進めていくということを基本に据えて、明確な年次計画までの策定は出来ておりませんが、この耐震化工事について御承認いただける中で取り組んでいきたいと思っております。ポイントになる御指摘のグラウンドのトイレとプールのトイレの費用については、明確には盛り込まれていないと、こう一応、捉えていただきたいと思っております。

それ以外のことにつきましても、実は非常に知恵を絞っております。工夫をしておりますので、そういった点、含みの上でこの児童が安全で安心した学校生活、地域の人たちが利用していただける学校の教育施設等になるよう、先日申し上げました取り組む方向で経費等の面、配管工事の面等々検討はしているということをお伝えしておきたいと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 教育長の検討というこれは、3月の議会では私の検討は実行する検討だということを知覚しておりますが、今んとは実行してないですね。知恵をまだ働かせなでけんです。どうやったらできるか、どうやって予算をとるかちゅうことは教育長の使命で、まず、一校一校完全に浄化槽に接続をし、あるいは下水道に接続することが大で、何回も諸経費ばかり入れたらできんとです。

これについては一校一校完全化をやっていって、全部体育館だけとかあるいはグラウンドは後から、プールは後からという問題ではないです。行政が早く下水道につながんと行政の立場がないです。

市民には下水道にかたれ、あるいは浄化槽をつくれ、これを推進するのは行政で、行政がまだこういうとに接続ができてない、これは推進する立場じゃないです。教育長、検討はやるという検討ですか、もう一回お願いします。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 豊坂議員の追加の質問についてお答えをいたします。

市内で下水道の施設が完備した中での下水道接続については、現在、盈科小学校のプールの部分にまだ残っております。郷ノ浦中学校は相撲場の隅にある着替えを含めた小屋と申しますか、その中に男子用の小便器のあるトイレが1基ございます。その利用につきまして聞いたところは、相撲をする年間の中での今の時期だけでございます。5月の20日ぐらいから6月の15、16日までそこを利用する。そしてそのくみ取り状況はどうかと聞きましたところ、実質、自然濾水みたいな形に、あるいは揮発みたいになっているという状況でございました。特段くみ取りの状況もなされていないので、ここについては校長の言葉を借りれば、直接市の下水道に接続するまでもなからうということで一応聞いておりますので、現在のところ盈科小学校につきましては、先ほどの御指摘のようなことから早急にこの設備が整いました下水道にしたいと思っております。

議員のお話はもうわかるわけですが、先ほど申しますように、本体の校舎建物外にあるトイレ等についての整備が今遅れているわけですが、本体等についての整備については市内全小・中学校・幼稚園等に平等に何とかできております。そういう中で、たまたま外にそういう利便を使って、できておりますトイレ等につきましての取り組みが遅れていることは、私の力不足だとは思いますが、その辺も含めて、今後はせつかくあるものとして、その利用頻度等もさらに考慮させていただきながら、やはりきちっとした形でさせていただきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 教育長、本体だけやってもでけんとです。自分の家でも本体だけやってほかんところはせやったらどうもならんとです。今のを保健環境部長に聞いてもよかですが。本家だけやって隠居はせんでよかつですか。そういう器量人だったら行政の方向付けも間違っています。

前の教育長から私は下水道については5回以上言っております。それでも今までできていない。プールとかあるいは今は全部落としです。落としに今小学校の児童が行くこと自体が怖いわけです。今言われました相撲場のトイレ、あれは全部乾いてしまいよったら、乾いたところは今度は恐ろしくて行かれん。教育長一回そこでやってみんですか。

そういうところも全部トイレがあるから下水道につながないけんとです。利用度がなかつかそういう問題はでけんとです。教育長、そういうところも全部完備するということと言われれば、私はこれで、もうあと4分で終わるので、もう一回答弁を。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 豊坂議員のさらなる質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、先ほど一つの例を挙げました郷ノ浦中学校相撲場の男子だけの小便器のその活用状況につきまして、あるいはそれに対するこの後の対応につきましては、私の見解そのものについては不十分さがあつたことをお詫びをしたいと思います。

安心・安全な学校生活そのことを基盤にして、安全ということは私どものほうとしては何よりも優先をしている、学校施設を預かっている者の責務でございます。そういう視点で、物事を総合的な観点から判断をしながら事業としては進めていく形に考えは持っておりますので、本日いろいろお尋ねになった、あるいはお聞かせいただいた御意見等も、その総合的な中で判断をさせていただくということになります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 答弁が弱いですね。安全・安心の立場で言いよるなら教育長、これは全部一校一校、完全に事業を接続していくべきです。これはやる、あれはやる、これは後回し、そういうことでは諸経費が余計要ります。

こういう形の中で一校一校詰めていかないと、いつまでたっても改善にはなりませんし、せいじゃ、トイレやったから、今度は今から手洗い場なり足洗い場をやると、これも一緒にやるべきで、こういうところは後回しにする、利用度が高いところからやると、そういう問題じゃないです。汚いところから先にやるとが教育長です。そういう環境の問題については順番じゃなくて、

一校一校全部潰していかないとできないと思いますから、教育長の最後の答弁で、やる腹があるなら、もう一回答弁をお願いします。なかったらもう一回いきます。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 豊坂議員のさらさらなる質問にお答えをいたします。

お気持ちは十分受けとめさせていただきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 最後に市長、決断の答弁を、そしたら私も終わります。もうやると言ったら、それだけで終わります。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） この問題につきましては、私も現場をよく知っておりませんが、教育長としてもなかなか予算化の予算面を教育委員会で持たんもんですから、はっきりした答が出せなかったんだろうとっております。教育長と相談いたしまして、一校一校豊坂議員の言われるように完結をしていくという方向で検討させていただきたいとっております。完結をしていくという方向で検討したいと。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） どうもありがとうございました。

これで、今期の一般質問を終わるわけですが、また16分の1で出てきたいと思います。そういう中で、もし、その次の9月の補正に出ておらんかったらもう一回いきます。よろしくをお願いします。教育長、四役の1人ですから、教育長は予算は取れるわけですから、よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

---

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日6月13日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時32分散会

---





議事日程 (第 4 号)

平成25年 6 月 13 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 3 番 音嶋 正吾 議員  
1 番 久保田恒憲 議員  
1 3 番 鵜瀬 和博 議員  
8 番 今西 菊乃 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (19名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君  |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 13番 鵜瀬 和博君 |
| 14番 榊原 伸君  | 15番 久間 進君  |
| 16番 大久保洪昭君 | 17番 瀬戸口和幸君 |
| 18番 牧永 護君  | 19番 中田 恭一君 |
| 20番 市山 繁君  |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

## 午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。

昨日から、議会の一般質問の質問者の放映の仕方が変わっております。アップの映像が流されております。私も、おふくろがけさ、申すもんですからメイクをしてまいりました。ニベアクリームをですね、そこにありましたのでぱっぱつぱつと、いかがでしょうか。（笑声）まあ、悠長な話ばかりではございませんが、3番、音嶋正吾は、市長及び代表監査委員に対し一般質問を

いたします。

昨日来、同僚議員から、専門的な見地での質問がございましたので、私は別の立場から質問をいたしたいと思えます。

例えば、繁殖牛が減るならふやさねばならん。お客が減るならば喜ぶことをすればいいじゃないか。大きな努力で小さな成果を求める考え方を重視する発想で質問をいたします。

大きくは2項目でございます。私自身、知ることと行動、いわゆる知行合一の精神に添わぬ点をお許しを願いたいと思えます。

まずは、農業問題から質問をさしてまいります。

本市の経済の中において、順調に推移しておるのが、まずは農業ではなかろうかと考えております。特に、畜産振興、施設園芸等を中心に、生産集団を中心にして特定農業団体を牽引力として、壱岐の風土を生かした農業振興計画が進められておることは大変喜ばしいこととあります。

その成果と申し上げまして、子牛販売価格が44万5,000円、年平均。全国において8位の好成績をおさめております。そして昨日も申されておりましたがアスパラガスが日本農業大賞に輝く、そして6年連続県下1位の収量を誇っておるということは、喜ばしいこととあります。

水田全体で県下1位の反収、そして新たな取り組みとして昨年、つや姫の作付が開始をされております。懸念材料としては、高齢化、そして本年3月末現在、繁殖牛頭数が6,080頭に減少しておるということが懸念をされます。

そして、まず問題点から網羅してまいります。

そして、漁業におきましては、同僚議員からも申されておりましたが、燃料価格の高騰、漁獲量の激減、魚価の低迷等々、漁業集落を脅かす存亡の危機に瀕しておるということは紛れもない現実であります。私は漁業者にとっては、いわゆる油は血液であると考えております。この燃料価格が高くなると、漁業者は貧血状態に陥ります。全くどうしようもない事態に陥ります。

専門的なことに関しては同僚議員から申されました。ここで、国そして自治を預かる我々が、何を成すべきことができるのかということに着眼をしていかねばならない、そのように考えております。A重油の価格は、平成20年でリッター101円83銭、そして21年度は69円36銭、22年度で74円29銭、23年度平均で93円30銭、24年度平均で95円50銭、そして、本年4月、5月の平均価格が98円19銭と高どまりをいたしております。それに伴い、漁獲高の推移を見てみますと、平成16年度をピークに63億1,710万円であったものが、20年度は51億8,520万円、22年度が45億6,380万円、平成23年度が45億6,380万円、平成24年度38億3,450万円、なんと激変をいたしております。

このピーク年度の平成20年度に、魚種別に考えてみますと、イカが122億1,200万円。そして魚類、魚、38億2,800万円、ウニが約6,000万円、海藻類が約7,700万円の

水揚げをしておったわけでございます。こうした実情をまず申し述べておきます。

次に、観光であります。中でも本市の経済を牽引してきた観光産業の衰退は、本市経済の振興に暗い影を落としております。その原因には、国内の経済動向並びに顧客のニーズの変化による影響はあるにせよ、地域エゴ、事業所間のエゴを一掃しえない体質も指摘をせねばならないと私は考えております。オール壱岐であるべきというふうに考えております。

観光客の推移を検証してみます。平成19年度は、観光客が28万3,141名、観光消費額が139億8,700万円、これがピークであります。そして飛ばします。平成22年度は22万7,157人であった。観光消費額は77億9,706万円、そして24年度は観光客実数が23万3,988人、観光消費額が73億9,284万円であります。半減になっておるわけであり。これだけの外貨が壱岐市に流れ込んでいないということにほかならないわけであり。まず実数から全て申し上げます。

商業について申し上げます。さきの3月市議会において、実情については私も申し述べさせていただきます。まさに自体は深刻であると考えております。地元小売店の陳列棚から商品が消え、閑散たる店内に変貌をいたしております。由々しき事態であります。商工会が実施した景気状況アンケートがございましたので、参考までに申し述べておきます。

平成24年10月から12月の売上高を比較すると、やや悪い、悪い、非常に悪いと回答されたのは、70%に上っております。申しおくれましたが平成25年1月に会員150人を対象に調査を実施されております。やや良い、良いと答えられたのは7%であった。この中で、特に悪いと答えられたのは13%に上る、このような現状であります。

次に、建設関係に触れてみたいと思います。

合併後、大型公共工事が実施をされましたが、地元企業の参入の機会が少なかったのではないかと指摘をいたします。私は、育てて力をつけさせ、自立可能な企業育成を望むものであります。建設産業は地方、特に過疎地域においては、有効な雇用の場であることは否定できません。

合併特例債が本年末現在で、事業費204億円、合併特例債発行高101億6,900万円の事業が実施をされております。このうち、私が、地元企業が参入したのはどれくらいあるのかということ調べてみました。反論があれば反問権を行使していただきたいと思います。50%弱ではないかと私は考えています。

2項目めに、雇用環境の悪化について、市政の打開について通告をいたしております。私が市内の津々浦々で相談を受けるのは、子供の就職先はありませんか。自分自身の就職先に関する切実な問題であります。いわゆるハローワークが有効求人倍率を出してございましたのでその推移を調べてみました。参考までに申し述べてみます。

平成16年度の壱岐市の有効求人倍率は0.44、対馬市が0.21、五島市が0.29、長崎

県が0.58、全国で0.86、これが平成16年度であります。

そして、平成24年度にシフトチェンジします。壱岐市が0.49、対馬市が0.38、五島市が0.56、長崎県平均で0.65、全国で0.82と、いわゆる3離島のうちでは壱岐は高い。高いと申し上げるのは大変市民の皆さんに語弊があるかと思えます。これはあくまでもハローワークに出向かれた方の合計であるということをもっと頭に置いていただきたいと思えます。

それで、本市の月別の雇用状況を分析した場合、4月から10月までの有効求人倍率は平均値より低く、3月から9月は平均値より高いという結果が読み取れます。すなわち、公共事業発注頻度に連動しているというふうにも考えられるわけであります。ちなみに、有効求人倍率というのはどうしたものかと言いますと、仕事を探す人1人当たりには何件の求人があるかと、1社が求人をしておいて、私が申し出た場合に、有効求人倍率は1ということであります。

次に、島内に貨幣が滞留するシステムについてお尋ねをいたします。

先ほども申し述べましたが、合併後、事業規模は大型化をいたしました。公共事業の発注及びIT関連事業、機器の保守点検、施設の業務管理、清掃管理等々、島内に本店を有しない事業所の参入が顕著に見受けられるのは、私は元来、外貨を稼ぎ、また地方交付税交付金、県交付金によって住民自治を施行している自治体として、大変常々遺憾に思っています。

さきの議会一般質問においても、卵からひなが誕生し、そして成長する過程について、例えて質問をいたしました。私は今まで、もろもろの産業に関する壱岐市の現状を申し述べてまいりました。合併後、平成24年末までの発行、いわゆる合併特例債の発行は101億7,000万円相当であります。もろもろのことを考えたときに、なぜ地元企業を育て、島内にお金がとどまるような仕組みに、一刻も早くシフトチェンジをされ、されておるとお考えでしょうけど、私は若干疑問視するところがございます。

本日は、吉田代表監査委員に御出席を願い、壱岐市の監査代表者としての立場にお立ちいただき、大所高所見地からの予算執行のあり方について、常々は監査報告書での所見は拝読、拝聴はいたしておりますが、改善する必要があるなら改善すべきではないかと、所見をお尋ねをいたします。そして市長には、今申し述べました1から3に関する答弁を願いたいと思えます。簡潔にお願いをいたします。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の質問にお答えをいたします。

音嶋議員にはただいま壱岐市全体を大きく捉えた御質問をいただきました。それにつきまして答弁を申し上げます。

まず、政権交代後の経済政策、いわゆるアベノミクス、これただいま、もてはやされている感

じがいたしますけれども、都市の一部においては景気改善の兆しがあるようでございますけれども、壱岐市の景気については、このアベノミクスの恩恵はまだまだまいっておりませんで、依然として厳しい状態にあると受けとめているところであります。

まず農業でございます。

先ほど農業は、元気があるじゃないかと。できていないんじゃないかというお話がございました。平成24年度の壱岐市農協の生産販売額を見ますと、51億7,000万円でございます。前年と比較しますと2億2,000万円の増となっております。これは農家の皆様のたゆまない努力のたまものと思っております。しかしながら、急激な円安によりまして、燃油、生産資材等の高騰によりまして、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。また、本市が抱える最大の課題である担い手や後継者の確保にも鋭意努力し、認定農業者や集落営農組織にも引き続き、安定経営を促す施策を講じてまいります。さらに、長崎県の県民所得向上対策に基づき、活力ある壱岐農業を実現するため、基幹作目・施設園芸のさらなる振興と付加価値をつけた収益性の高い産品による営農形態の確立を図ってまいりたい所存でございます。

次に、同じく基幹産業であります漁業でございます。

これは、昨日来申し上げておりますように、非常に厳しい状況でございます。先ほど議員も御説明されましたけれども、減少率を見ますと、24年度を23年度と比較したとき、漁獲高で16%、漁獲量で26%の減少を見っております。単年度でこれだけ下がるということは先ほど死活問題、いわゆる存亡の危機に瀕しておると認識をしておるところでございます。

特に、燃油対策につきましては喫緊の課題でございまして、国の制度の創設とあわせて対応したいと考えております。昨日申し上げましたように、この対策については、急を要しますので早急に取り組みたいと思っておる次第でございます。

次に、観光でございますけれども、行政報告でも申し上げましたとおり、平成24年度の観光客数は増加に転じたものの、日帰り客が増加傾向にございまして、そのため、観光消費額は伸びを欠いております。また、東日本大震災から、ここ1、2年、西のほうに観光客がふえておりますけれども、それが東北回帰という動きが出てございまして、4月の末から5月上旬のゴールデンウィークの乗降客数を見ますと、昨年より減少いたしてございまして、大変心配をしておるところでございます。

今、1月から5月までの乗降客数を見ますと、前年度並みの99.9%となっております。昨日、観光振興の話もいたしました。3%のアップを見ておる。これについて非常に心配をいたしておるところでございます。

商業では、商工業者の業績が悪化している。これはもう先ほどアンケート調査の結果、全くそのとおりでございます。要因といたしましては、やはり、小売業では大型店の進出による競争の

激化や、需要の停滞、購買力の他地域への流出、販売単価の低下などがあると思っております。製造業につきましては、需要の停滞や原材料価格の上昇なども考えられます。

宿泊業では、先ほど申しました日帰り客の増加、そしてまた観光客の低価格志向及び個人旅行へのシフトなどによりそれぞれ厳しい状況にあると考えておるところでございます。

建設業関係につきましても、公共事業の減少及び民間需要の停滞に加え、材料価格の上昇など、今後も厳しい状況にあると考えております。壱岐市といたしましては、建築関係でございますけれども、内需を掘り起こすための住宅リフォーム補助事業を開始したところでございます。

次に、2項目めの雇用環境の悪化が深刻化しているということでございます。

長崎労働局が5月末に発表いたしました4月の県内雇用失業情勢によりますと、県内の有効求人倍率は、前月を0.01ポイント上回る0.71倍で、4カ月連続の上昇となっております。

その中で壱岐市におきましては0.55倍と、前年4月からは0.09ポイント上回る数字となっております。やはり厳しい雇用環境が続いておりますけれども、その中にもわずかではございますけれども、改善の兆しが見えているんじゃないかならうかと思っております。

また、平成25年3月卒業の高校生の就職希望者でございます。56人の希望者がございましたけれども、内定率が100%でございました。そのうち壱岐市内の就業内定者は、20人の状況となっております。この高校生の100%というのは、壱岐と五島であったという報道がなされました。

市といたしましても、平成25年度におきましても、国の基金事業を活用した緊急雇用創出事業を2事業実施し、28人の雇用を図るとともに、また追加事業の検討を行っているところでございます。

次に、厳しい御指摘でございました島内に貨幣が滞留するシステム形成がないのではないかということですが、私は常々申し上げております。特に建設業、あるいは発注事業におきまして、市内でできるものはぜひ市内でやるというこの考えに変わりはありません。島外企業への事業の発注、委託業務の発注頻度が著しく高いということでございますけれども、私は常々、ただいま申し上げたように、市内でできることは市内でという方針に変わりはありません。しかしながら、6月5日に契約議決をいただきました消防救急デジタル無線システム整備工事等につきましては、特殊通信機器でございまして、平成28年5月31日までにデジタル方式への移行をしなければならないため、全国的にも現在工事が集中しておりまして、本市におきましては、国の平成24年度補正予算繰越分による補助事業でございます。また、消防本部庁舎建設にあわせて、今年度中に完成しなければならないものでもあります。

市内企業との特定JVも考えるわけでございますけれども、市内に電気通信の特定建設業の許可を持っている企業は非常に少ない、まあ2社でございますけれども、そういうもろもろの理由



から、直接通信機器メーカーを指名したところでございます。

しかし、島内で下請けできるものはしていただき、島内に金を落とさせていただきたいと思っております。

この入札の際にも、市内の業者を使えるのは使ってくれということ、業者に言っておるところであります。ちなみに平成24年度の工事発注件数を申し上げますと、400件中、島外企業の受注が18件、4.5%、金額は2億円でございます。また委託業務につきましては、測量設計調査、保守管理などがございすけれども、962件中、島外受注が305件、31.7%、金額にして5億7,800万円でございます。これは特殊機器等の保守管理やシステム保守業務について、施工業者が開発元でなければ他の業者では取り扱えないなど特殊性のあるものについて、島外企業への発注となっておりますところでございます。

島外企業へ発注した業務委託で例を挙げますと、一支国博物館の指定管理業務の(株)乃村工藝社へ4,958万5,000円、壱岐地区漁港施設機能保全計画策定業務では、株式会社三洋コンサルタント長崎支店へ4,840万5,000円、戸籍住民基本台帳システム等の改修業務及び保守管理で、日本電気(株)九州支社へ7,652万2,000円、焼却灰等の廃棄物処理委託業務で太平洋セメント(株)九州支店へ3,586万9,000円など、市内企業で対応が難しいものが、島外企業への発注を余儀なくされておるところでございます。

なお、今回の国の経済対策に呼応して、地域経済の活性化と雇用の創出にもつながるように、地域の元気臨時交付金等も活用いたしまして、市の単独事業を6月補正予算に計上して取り組むようにいたしております。

6月の補正予算の計上としては、事業費4億8,188万6,000円でございますが、うち元気臨時交付金を2億3,430万円充てておるところであります。いずれにいたしましても、今後とも変わらず島内でできるものは島内でやるという方針で取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと存じます。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

○議長(市山 繁君) 吉田代表監査委員。

〔代表監査委員(吉田 泰夫君) 登壇〕

○代表監査委員(吉田 泰夫君) 音嶋議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。特に、予算の執行のあり方ということでございますけれども、御存じのように監査は結果論でございますので、その点から、若干簡潔に御説明を申し上げたいと思っております。

予算の執行のあり方につきましては、それぞれ自治法あるいは財務規則等に基づきまして、特にここにあります企業の工事の発注等につきましては、指名それから競争、それから随契といろいろございますけれども、それぞれの参加の手續につきましても、適正に処理されて入札が行われ

ておりますし、特に1点、前回に指摘といたしますか、改善できる面で努力を願いたいということで、特に見積もり入札といたしますか、見積もりで行う契約につきましては、数社を選定していただくような努力をお願いしたいということで申し述べておるところでございます。

以上、私のほうの結果でございます。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） まず、農業問題から若干提言をしてみたいと考えております。もう時間もございませんので、足早に進めてまいります。

いわゆる繁殖牛の増頭対策としては、共同繁殖牛施設を新設して、皆さん達がいわゆる退職をされた方が帰農する、そして皆さん達が退職金でもおもらいになったら、その牛に投資するというぐらいの気概を持って、産地ブランド確立のために、やればやれるんですよ。やりましょう。減らさんごとすればいいじゃないですか。簡単明瞭な提言であります、よろしくお願ひしたい。

そして、何よりも私がここで、農業、全ての水産に関して申し上げたいのは、やはり、生産物を取得する、そして加工する、そして販売までする。いわゆる六次産業化の推進こそが、壱岐市にとって戦略的取り組みであるというふうと考えております。

農業、漁業時間ございませんので、一括的な話になりますことを御容赦願ひたいと考えております。

そしてまた、私は、漁業におきましては、新規漁業者認定漁業者制度を取り組んでおられますので、さらなる拡充をお願いしたい。そして、離振協の会長としての立場で、漁業の戸別所得補償制度の新設をですね、強く要求すべきであります。農業にできて何で漁業にできないのか。それぐらいの気概を持って取り組んでいただきたい。なぜかと申しますと、壱岐市はですね、食料供給の基地にすべきであり、食料自給率を向上させることが国家の喫緊の課題であります。今の食料自給率によりますと、一般的には42%と言われておりますが、もっと低いんです、現実ですね。それをとめられてみませんか、有事のときに。何より困るのは国民ではありませんか。第2次世界大戦の勃発がそうではなかったですか。私は国家の戦略としてですね、一次産業、いわゆる農業、漁業、食に関することを保護しないで何でできるかということ強く申し述べるべきであると考えます。

地方自治体独自でしなさいと言ってもできっこないですよ。漁業者にとっては、重油、油はですよ、我々の血液なんです。そのことを強く申し述べていただきたい。そのように思っております。

そして、観光につきましては、日本で一番行ってみたいと外国人が思われるところは皆さんどこと思いますか。どこと思いますか、ランキングナンバーワン。私も意外でしたがね、広島市の

原爆ドームのある原爆平和資料館なんですね、本当びっくりしました。日本に来たなら必ず行ってみたいと、行かねばならないというふうに、皆さんが口コミ、思いで足を運ばれるんですね。

壱岐市もそうした観光地にすべきである、そのためには何かと、結論から申し上げます。産官民一体となった意識の醸成にほかならない。私はそう思います。あの人はこっち、この人はこっち、方向、いわゆるベクトルが一方向に向くことが必要であろうと思います。皆さんに反感を買うかもしれませんが私は思ったことはずばずばと申し上げます。そうすべきである。オール壱岐で全て取り込むべきということで、足の引っ張り合いはやめるべきであると。あの人がよくなったら蹴落とすとか、そうした感覚では地域の発展は私は望めない、そのように考えております。

そして、市長がですね、島内にできる事業は島内に貨幣を滞留させるためには極力努めていると、市長の意思はわかるんです。それを末端まで届くようにですね、指令を下してください。決裁は確かに市長が印鑑を押します。末端まで届くように目を届けていただきたい。監査委員もぜひともそのことを、私は頭を下げて、監査委員こちらを見てください。よろしく願います。決算委員会でまた新たに数値をですね、できているか否かの検証をさせていただきます。

そして次に、大事な問題でありますので、2点目に。もう答弁は要りません。この件に関してはですね。市長が私の質問の趣旨、そして市民の思いを酌み取っていただけるものと確信をします。ですので次の質問に移ります。

市民病院の夜間透析の整備についてお尋ねをいたします。

本問題の一般質問は今回で3回目であります。病院の改革もつぶさにルールに乗りつつある喜ばしい便りを聞いております。

私も市民病院に足を向けてまいりましたら、職員の顔が明るくなりました。何か入った途端にぱあっと一条の光を浴びたような、そんな喜ばしいムードを醸し出してくれました。だから私は今からお願いをしたいんです。

私のほかにですね、今は亡き中村出征雄議員も平成23年6月市議会で透析施設増設の必要性を主張されました。

平成20年11月25日には、壱岐市腎働会会長、野本勇次郎氏により、市民1万1,728名の署名を添え陳情書を提出されたことは、市長、御記憶にありますね。当時の答弁、もう時間がございませんので、今までの経緯を踏まえて、そしてこれからの現状を、今の現状を考えたときに私は増設並びに夜間6時以降のですね、夜間透析をふやして、患者さんのニーズに応え得る拠点病院としての市民病院の役割を果たしていただきたい。その思いで質問をいたしております。

市長の答弁を求めます。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2点目の質問、市民病院に夜間透析の整備促進をという御質問でございます。

先ほど申されましたように、壱岐腎働会のほうから切実な思いの陳情書が出たということは、もちろん今、そこにその写しを持っておるところでございます、人工透析をなさっている患者さまの苦しみ、つらさ、そういったものにつきましては、本当に大変だと思っておるところでございます。

そういった中で、初めに現在の壱岐市の人工透析の患者数、施設整備状況を申し上げます。3つの病院に合計36台の透析機がございます。これは、腎働会の要望が出たときと同じ台数でございます。そこで、透析を受けている患者が現在97名いらっしゃいます。平成21年から毎年100名近く、まあ95から98名の方でございますけれども、患者さんがこの3つの病院で透析を受けておられます。

また、新規に透析を開始された患者は、平成18年から23年の6年間で、合計53名、年平均で8.8名でございます。

次に、市民病院の人工透析の整備についてでございますけれども、平成20年6月と23年9月議会において、議員から同様の御質問を受けております。その折に、私は医師の確保が先決であると回答させていただきました。今回、向原総病院長を初め、6名の常勤医師に御赴任をいただきましたけれども、残念ながら人工透析の専門医は含まれておりません。しかしながら壱岐市民病院は、壱岐の中核病院でございます。人工透析のみならず全ての疾病について、地域連携室を中心に、市内民間病院と連携し、力をあわせて、市民の医療、特に2次医療までの島内完結を目指しているところでございます。その中で市民病院の人工透析の体制はどうあるべきかということに向原総病院長が判断されるものと思っております。

私は病院経営について、全権を向原先生にお任せするというので、お迎えをしております。ただ、人工透析の現状、市民の要望、これまでの経緯については、既にお伝えをしております、向原総病院長も十分そのことについては御存じでございます。

本日は、向原先生にもこの場においでいただく予定でございましたけれども、外来でどうしても手が離せんということと、人工透析については、まだ地域連携室で協議のテーマに上げてないということで、明確なお答えもできないということもございまして、きょうは出席できず申しわけありませんとのことでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。

いわゆる透析施設の増設については、前回、前々回も、いわゆる専門医、スタッフの充実を図

らねばならないという考え方はお述べをいただいております。今回に関しては、向原総病院長の意向も聞いてみたいということでしたので、きょうお見えでございませんので、向原さんによろしくお願ひしたいと私は申し上げておきます。

やはり、拠点病院としての機能を果たす、そのニーズ、市民の安心に応えられる、2次医療の可能な限りをですね、市民病院が受け持つ、そうすれば市民病院と、そしてまた、医師会との連携が図れて、ここに40数億円のいわゆる健康保険税、そして厚生年金財団社会保険なんかの保険料が島外に出ておるわけです。3次医療は仕方ありません。その連携により、島内に貨幣が、お金が回るシステムができる、私はこのことをですね、壱岐市の最重要課題であるというふうに位置づけておるわけですね。若い皆さん方は、1日おきの透析ですよ。透析時間1日に4時間から5時間かかります。そうすれば、働く時間帯、勤務場所が制約をされます。子育てをしてある若年層の患者さんは大変なんです。筆舌に尽くせない苦しみを味わっておられるということをお考えをいただき、ぜひとも白川市長の手で、白川市長が就任されて、すぐにお願ひをしたんです。市長の手でお願ひをいたしたい。答弁をお願ひします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 20年6月議会、まさに私が市長に就任したすぐの議会でございます。そのときにまずその話を、その質問を受けたところでありまして、今、音嶋議員がおっしゃることについては本当に私は心から人工透析の方々の苦しみというものをわかっているつもりでございます。

ところで、今、音嶋議員がおっしゃいました2次医療、それを完結させるんだということでございます。そしてまた、そういったことも含めまして、例えば壱岐市民病院が他の2つの病院のように、ただ人工透析機を増設すればいいのかと、そういうことではなくて、例えば重篤な患者さんがいらっしゃった、あるいはまた、次のステップの患者さんがいらっしゃった。そういう方を受け入れるべき病院であるとか、そういったもろもろの専門的な分野について、私は向原総病院長とお話をして、そしてまた向原総病院長も、民間の医師の先生方、病院の先生方とお話されて、本当に今の壱岐の実情に合ったそういった人工透析の体制を整えたいと信じているところであります。どうぞ御理解いただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 私の胸を揺さぶるような力強い答弁をいただきましたので、必ずや実現すると考えております。私は今言いましたようにですね、どういうふうないわゆる医療体制をつくるのかということは、市長の専権事項でありますのでお任せをいたします。私たちの市

民の市政に対する思いだけを酌み取っていただきたい。そのことを強く願っております。昨日の同僚議員の質問の中でも強調されておりましたが、本市の経済状況は予想以上に深刻であると考えます。

働く場の創出は喫緊の課題であります。よく、働く場の創出には誘致企業の進出等々の論争が選挙のたびに語られます。こんなことはユートピアですよ、壱岐においては。私はですね、みずからが壱岐の置かれた環境の中で、それぞれが企業家としての企業を興しですね、家としての使命感に燃えてやるならば、必ず雇用の場の創出はできると。農業においても漁業においても可能であると。漁業においては今5漁協ありますが、やはり生産体制、やっぱり養殖等にシフトチェンジし、そしてそこに雇用の場を創出する、そして東アジア、台湾等への輸出を加速する。そうした新興国への輸出等も考慮に入れれば、必ずできるというふうに確信を持っております。

壱岐の著名人であります松永安左エ門翁が、言われておるではないですか。松永さんがこんなことを言われておるそうです。壱岐は国土面積が狭いからなど。どうしましょうかと言えば、埋め立てをすればいいと。できるほうに方向づけていくことであります。それぞれの市民がですね、私は協調の精神を反映をして、先ほどから申しますが、オール壱岐でですね、平凡なことを徹底してやるのが、必ず道を開いてくれるというふうに確信をいたしております。国民の三大義務、いわゆる納税の義務、勤労の義務、教育の義務があるということは皆さん御承知のとおりであります。やはりそれを果たす、果たせるような環境づくりをするのは我々の使命であります。行動を起こそうではありませんか。

民信なくば立たずを肝に銘じ、市政の遂行を誓い質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。久保田議員。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 久保田恒憲君） それでは通告に従いまして、1番、久保田が一般質問をさせていただきます。

けさ、天気予報を見ながら洗濯、物干しをしていましたので、ちょっとどうらんを塗る時間がなくて、ちょっと脂ぎった顔で、あら、うけなかったかな、こりゃ。（笑声）ちょっと見にくいかもしれませんけど。

大きく4点。で、先ほどいろんなデータについて、壱岐市の現状とかいうようなデータは、まあ昨日もそうですけど、いろいろ市長のほうから説明がありました。

私のこの質問の中で、そういう過去の、過去っていいですか、現状のデータとかいうのは、再度お答えをしていただく必要はありません。ぜひ今から先の議論で進めていただければと思っております。

今、テレビではプロ野球でですね、ボールが飛ぶ、飛ばんというような話が起きております。見てますニュース、大丈夫ですか。

で、私は思いますに、壱岐市の状況、例えば現況は、野球でいえば、例えば不景気っていう、何て言いますか、相手にホームランを打たれたとか、私はボクシングが好きなんでボクシングに例えてもらえば不景気のパンチをくらってダウンしたとかですね。じゃあダウンしたときにどうするか。いちいち分析している暇はないんですよ。すぐ立ち上がらないかん。なしくろうたとやろうか、ですね。なしホームラン打たれたやろうかと、野球でいえばそんなの後からスコアラーとか何か状況分析すればいいことであって、じゃあすぐに立ち上がって、どうか対応しなくちゃいけない。だからそういう前向きな議論にしていきたいと思っております。

それでは、第1項目、改正離島振興法の活用計画についてということで、市長は御存じのように、全国離島振興協議会の会長に再任されました。この改正離島振興法をどういうふうに活用するか。まあ本来は運用というかもしれませんが、活かすかというのを考えたときになかなか答えが出ない。そしてあるとき新聞を見てましたら、5月22日に長崎県で、長崎県離島シンポジウムが開かれるという小っちゃな記事を目にしました。おおこれはここで何かいいヒントがもらえるんじゃないかと思ましてですね、ただ長崎まで行くには我々には政務調査費がありません。だから、行く価値がないとなかなか行けない。離島シンポジウムだから離島で開いてくれるんじゃないかと思って主催者に電話しました。離島で開く予定はあるのか。今のところ考えておりません。じゃあこれは行くしかないと思って日帰りで長崎に行きました。で、市長もパネリストとして参加をされておりましたので。

そのシンポジウムのことを繰り返すつもりはありません。シンポジウムというこの難しい横文字は何か研究発表会とか、何かそういうらしいんですけど。で、今からの離島のあるべき姿とか基調講演があったり、研究発表があったり、もうそんなのは聞きましたから。誰だってそのぐらいのことはわかるんですよ。じゃあそれを受けてどうするべきか。改正離島振興法をどう使っていくか。その具体策を市長にはお答えいただきたい。

例えば、現時点では、具体策は考慮中でもかまいません。とにかく取り組めるような具体策があればお答えをいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1 番議員、久保田恒憲議員の御質問にお答えをいたします。

1 番目の質問は、改正離島振興法の活用計画について。現在、具体的な計画があるのかということでございます。

議員も御承知のとおり、今年の6月に離島振興法が改正されました。これは従来の22カ条に14カ条を追加して36カ条となったところでございまして、非常にすばらしい改正やったと思っております。

今回の改正の特徴につきましては、離島の抱える雇用、介護、自然環境、エネルギーを初め、医療、福祉、交通、情報通信、教育、文化、観光、防災など、あらゆる分野にわたり離島住民の定住にかかわるソフト事業支援を国の責務とされたところでございます。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るための離島活性化交付金が創設されました。先ごろ、法律の規定に基づき、各離島地域が作成した計画案を踏まえて、長崎県が離島振興計画を策定して、国へ提出をしたところでございます。

また、改正離島振興法の成立により創設されました離島活性化交付金等につきましても、同様に長崎県が離島活性化交付金等事業計画を作成し、国に提出をいたしております。

議員の御意見にもありますように、離島活性化交付金を初めとした改正離島振興法に基づく制度を活用して、本市の振興を図ることが必要と考えておりまして、本年度の離島活性化交付金事業として、主要3品、漁業、農業の主要3品の輸送コスト支援、それに加えまして、今年8月に離島交流事業、離島甲子園を開催いたします。その経費を申請いたしております。今後さらに追加といたしまして、交流人口の拡大、インバウンド対策等の要求をしていきたいと思っております。

定住促進などの活用策を検討してまいります。あわせて現制度の対象事業がソフト事業に限られております。また、条件が非常に厳しい、離島活性化交付金といいながら、10億円でございまして、非常に使い勝手がよろしくないということもございまして、この対象事業の拡大を国へ強く要望しておるところでございます。

御参考までに、壱岐市の離島輸送コストの支援事業について3,260万円、離島交流事業の経費といたしまして1,750万円、事業費総額5,010万円を現在のところ要求をしているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕



○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） まあ、どっちかっていうと使いにくいということですね、はい。わかりました。じゃあ1項はですね、引き続き使いにくい中でですね、どのようなことで使えるかというのを検討いただきたいと思って終わります。

2番目、産業間の連携で市の活性化をという、まあ大きな質問、大きくまとめればそういう質問にしております。

私、今まで壱岐市の中で、農業、漁業、まあ観光、どれかが壱岐市を牽引すれば、引っ張っていけば、まあほかの産業もついてくるんじゃないかと思ってですね、議員になってから一生懸命、じゃあ自分が何ができるかっていうことであれば、壱岐市の宣伝であるということで、観光のほうには携わってきました。

先日、市長が、西日本新聞のほうが取り上げてくれるかもしれないとおっしゃってましたけど、市長御存じのように、私、2年前から読売新聞かわら版という福岡15万部発行されている地域ローカル折り込み版に壱岐の情報を毎月1回出しております。おかげさまでそういうことが少しずつ成果も出てきております。大きな成果ではないですけど、野球に例えれば、まあ2塁ベースぐらいのヒットじゃないかなとは思っております。

でですね、しかし、やはり農業、漁業も、当然壱岐市の中でどうかせにやあいかなのじゃないかっていう声をいただきました。私、農業してないんですよ。米は大好きですけどね。漁業もしてません。魚大好きなんですね。で、この米と魚をあわせた寿司はもっと好きなんですよ。そういう消費者の面からね、どうかできないかということ、初めてですね。初めてといたら農業、漁業の方にちょっと怒られるかもしれないですけど、農業は農協さんに、漁業は漁協さんに、プロに任せておけばいいんじゃないかというような気持ちでございました。しかし、消費者の面でちょっと考えましてですね。実は、私の場合はとにかく足を運ぶんですよ。今回、連休の最後に、熊本県宇土市というところで、うどんイカ祭りというのがあってということで、NHKのテレビでありました。これ、イカ祭り、呼子のイカ、壱岐もイカ、これ、宇土がすごかったら壱岐もやばいと思って、福岡から熊本陸続きだからじゃあ行ってみようかということで、私も行ってみました。うどんイカ祭り、ここにチラシがありますけどね。あの、はっきり言ってですね、行ってわかったことは大したことはなかったんですね。もう多くを語りません。はっきり言ってNHKのテレビで見たときはすごいなと思ったんですけど、壱岐みたいに入り口が1個じゃないですからね。あるいは4個、港、空港、道路だから幾つもありますからね。私はもうどっか高速をおりて宇土市に入ったら、うどんイカ祭りののぼりが立ってるかと思ったら、わかりやせんのですよ、はっきり言って。で、最終的にどうかしてたどり着いたんですけど、本当に遠路はるばる来たお客を悲しませるようなうどんイカ祭りでありました。これは以上、御報告とさせていただきます

ます。

で、そういうときにですね、じゃあこれはいいけど、まあほかのって、先ほど言われました、農業でいえばアスパラ、これもかわら版で宣伝してすごい反響がありました。漁業の干しもの、これもすごい反響がありました。もちろん焼酎もありますですね。壱岐牛もあります。ただ150万都市の福岡を控えてるから、反響があったからそこで売れるかって別もんなんですよ。だからそこは多分、ほかの壱岐から福岡に、まあ輸出じゃないですけど、売り込もうとしている人たちとは同じ認識なんです。激戦区の福岡で簡単に壱岐のものが売れるのかと、そんな簡単ではありません。それはいろんな、まあ私も福岡にいろんな関係者が、お友達になったりしていますので、よくわかっております。そういうことを踏まえてですね、何かないかな。漁業は漁業体験で何とかってあったんですよ、これもテレビで。昨日インターネットで、漁業体験で漁協が潤ってるっちゃうのがたしかテレビであったから、ちょっと探してみようかなと思ったら、すぐに見つかりました。

それは漁業体験ではなくてですね、今ある交付金です。農山漁村活性化法によって、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度があります。これは、早速ですね、私、九州農政局に電話したんですよ、これ、生きてるかまだってですね、生きてますよって。で、壱岐の農水産担当に聞きました。聞いたことはありますけど、現在は扱っておりませんと。まあ郷ノ浦の大っきな冷凍施設は強い漁業なんとかでやりましたと。じゃあ今既に使えるもの、それこそ、今、皆さん我々が悩んでいる漁業の衰退、あるいは農業の衰退、そういう現状を打破するためにつくられたのが、農山漁村活性化法であり農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度なんですよ。ぜひ研究ちょうか見ていただいて、既に20年から、対馬、松浦、五島、諫早は使っております。23年度、島原市もその交付金制度で事業をやっております。すごいおいしい交付金かどうかは、私もまだ詳しくは調べておりません。今、お話しているのは、すぐにそういうところが見つかったわけです。だからやはり、アンテナを常に張って、一つの交付金もらったから、よしこれでやったやったじゃなくて、貪欲に、次もほかにもありゃせんかっていう、こういう発想でいたら、今後もいいものが見つかるんじゃないかと思っております。ですからまずこの、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これにまず取り組んでいただきたいと。

で、どういうふうにして取り組むかと。一次産業の六次産業化とよく言われますね。私もそれ考えたときに、まずこの使用方法是そういう六次産業化へ向けたハード面も施設面も対象となっております。ですからそういうものを壱岐は、こういうものを売り出そうと六次産業化しようとして、じゃあそういう計画を立ててそれをこの交付金に乗せれば、それこそ建設業も潤うでしょうし、それに付随するところも仕事ができるはずですよ。そういう大っきな計画を立てながら、私が言いたいのは、今あるものをくっつけようと、これが一番手っ取り早いんです。

そのヒントはですね、八日市でですね。朝、健康保健課と一緒に健診のチラシを配って、漁協のかき祭りに行きました。ちょっとおくれてやったかき祭りですね。そのかき祭りを食べて、次に私ちょっと、何て言いますかね、がらでもないんですけど、川柳の会に誘われたんですね、川柳の会に行ったんですよ。川柳の会で島外から3、40人お見えになってました。そこに、川柳の途中の時間があつたときに、島外からの人が八日市に行かれたんですね。で、八日市に行かれて、いやきょうはよかった、今まで見たこともない市があつてですね、そこでいいものを買ってきたんですよ。イベントをバラバラにして、イベントが盛り上がらないのもありますよね。今、壱岐のイベントの多さで。逆に、同じ日にいろいろなイベントがあつてるのもありますよね。くつつけりゃいいじゃないですか。かき祭り、八日市ですね。ウニが取れてりゃウニ、アスパラ、今あるものをくつつけるということがまずできると思つてですね、そうすれば観光が呼び水になつて、いや消費者の立場でいうとそれが一番楽じゃないですか。小っちゃいところに一遍にあつたらですね。そういうものもぜひですね、取り組んでいただきたいというのが、私の2つ目の提案です。

この件について、すぐ取り組める、取り組めないは別にしてですね、まあ取り組む方向であるかどうかという答弁をいただきたいと思つます。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 久保田議員の2番目の御質問で、産業間の連携で市の活性化をということでございます。

六次産業を進めるということ、そしてまたいろんなメニューを活用して、仕事をする、あるいはイベントをくつつける。すぐやるかやらないかということでございますけれども。

今、六次産業、壱岐でされておりますのは、農業で言いますと、壱岐市農産加工部会のいき壱岐納豆、あるいはみそでございます。そして30年来の長きにわたって経営していらっしゃる壱岐柚子生産組合、あるいは農事組合法人の原の辻、大左右ファーム等々がございます。

また、水産関係につきましては、養殖アワビを利用した煮貝などの高付加価値化商品が、平成23年に六次産業という認定を受けております。また最近では、自社で養殖した昆布を利用した食品の加工・販売があつておるところでございます。これは、1漁業者、1事業者が取り組んでおるところでございます、大変すばらしいなと思つているところでございます。

ところで、先ほど申されました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これについてはですね、正直申し上げて壱岐では活用していないということでございます。

壱岐の今までのいろんな交付金、補助金等の使い方というのは、こういう事業を組み立てる、じゃあ、それを助成する補助金はどつかないかという、こういう方向で常に仕事をしております。

何かをくわだつ、じゃあ有利な事業はないかと。ところが今、久保田議員がおっしゃるようにですね、1つの制度ができる、その中にあるものを探して、これはうちでできるんじゃないか。この視点が、ある意味足りなかったのかなと思っているところでありまして、この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、すぐ研究させたいと思っております。

また、先ほどおっしゃいました観光とイベント等をくっつける。私は常々申し上げておりましたけれども、単発で何とか祭り、何とか祭り等ございます。そういったことじゃなくて、壱岐が1週間イベントがあるよと、1週間、例えば郷ノ浦の八日市、次は勝本の何とか市ですね。まあ平日もなるわけですけども、そういう方策も、壱岐に行けばこの週は何かありよるといようなことですね、そういったこともいいんじゃないかと思っておりますけれどもですね。今、すぐにどうのという、実行委員会もございますし、どうのということはなかなか難しゅうございます。今、観光とイベント等をくっつける事業等については、すぐにできるというものではないと思っておりますけれども、貴重な御提案として研究したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） とにかくですね、何でも私が思うのは、今まで、前回は瀬戸内芸術何とか祭っていうのを提案しましたよね。これ、長い間やってるって。だからいろんなパターンを提案しているんですよ。ですから一つ一つやっぱり真剣に考えていただいてですね。よくわからなければ私もお手伝いしますから。私、今までそういうスタンスですからね。自分で行政ができないものは自分がやってみるっていうスタンスで来てますんで、ぜひですね、真剣に考えていただきたいと思っております。

で、もう一点、ヒントというか、アスパラで、まあ御存じだと思いますけど香川県のオリジナルの品種で、さぬきのめざめっていうアスパラがあるんですよ。50センチぐらいらしいです。これもテレビで偶然見ました。50センチもあるこのアスパラをどうかして活かそうということで、香川県でかなり前から取り組んでいるらしいんですけど、あの小豆島ですね、小豆島でまた、レストランのシェフさんがこれを活かそうということで、アスパラを使って何か、ジェラートっていうんですか、何かアイスクリームのぐじぐじしたやつとかですね、とにかくアスパラ料理をつくられていました。小豆島っていうのは御存じのようにオリーブとかいうイメージがあるんですけど、本来違うんですよ。醤油の産地。で、その醤油があるから、じゃあその醤油を使ってつくだ煮をつくらうやって、じゃあ醤油をかけてそうめんを食べようやと。そういう発想があるんです。驚いたことに、改正ではわかりませんが、離島振興法の唯一ちゅうか、大きな島、対象外だそうなんです。それは基盤整備っていうのは、結構元気でできているから。更新の、離島による、こうなんちゅうんですか、疲弊ちゅうか、それはしてないかららしいんですけど。

で、私も小豆島に行きましたからね、議員視察で。そのときはアスパラを食べてなかったのだからわかりませんが、やはり元気なところはそういう特産品をすぐに採用して、オリジナル料理とかそういうものをやっています。こういうこともぜひ農協さん、あるいは漁協さん、いろんなこう、粋なマリンを使ったりですね、壱岐牛を使ったり、アスパラを使ったり、じゃあこれを全部、壱岐の食堂で出すというような取り組みもしていただければと思っております。

で、一次産業、例えば漁業で燃油をうまく補助して、漁師さんが出られて出漁されて、魚をとって帰って来られたとしても、その魚価が安かったらどうなります。今現実的にそういうことがありますよね。だからそれもそういう補助も当然考えて、その補助を目指しながら、先ほど言いました漁業体験をするとかですね、そういうことも一つの作戦として考えなくちゃいけないと思っておりますが、それを簡単に考えてはいけないというのはあるんですよ。

これは福岡市のいろんな重点の施策というのが、これも、私の知り合いが送ってくれたんですけど、農業もそうですけど、漁業もそうですけど、福岡の糸島ってありますよね、西区。あそこの伊都菜彩っていうJAの直売店があります。御存じですよ。僕らも行きましたけど。めっちゃくちゃすごいですよ。それから熊本に行ったときも、宇土の帰りに宇城市、宇宙の宇に城って書くんですよ。デコポン生産日本一とか、道の駅、そこもすごいですよ。

で、福岡市の方が車で走って、伊都菜彩に買いに来るんですよ。偶然同僚議員と、壱岐出身の人に会いましてですね、こんなとこ何しよるとやって、日曜日やから買い出しに来たんだって、1時間ぐらいで来ますね。じゃあそういうとこJAの壱岐がどう勝負できるかちゅうのがやっぱり考えないといけないと思うんですよ。漁業でもそうです。

で、福岡の、福岡市の新しい農林水産局の水産振興課の方針は、かき養殖技術とかブランド化とか、一次産品、海外マーケティング拠点とかですね、こういうものに取り組んでおります。じゃあ勝負するのかわかるかな。

で、例えば壱岐に、魚釣りに来てもらうファミリー、同じく糸島半島に海釣り公園っていうのがあって、海釣り公園海底環境整備事業を新しくすると、これも開設から27年が経過し、ちょっと魚釣りに悪い環境になってきたと。海釣り公園、こういうところが整備されます。そうすると、こういう情報を壱岐市も持つかないと、壱岐で一生懸命イベント、福岡市民が今度やってくるぞって思ってうっても、水際でとめられたら何にもならないでしょうということですよ。だからそういう情報も、幸いに福岡事務所がありますし、福岡市に出向している職員もいますし、そういうところから情報を得て、まあそのすき間をぬってじゃないですけど、離島でできる、大都市とでも勝負できる、そういうものを一次産業の中からうまくつくっていかないかなっていうことを考えております。

今、単なるアイデアですけどね、私の今のアイデアに対する市長の見解、まあ、しょぼいよっ

ていうことでもいいですけど、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいまの、情報を、やっぱりすばやくキャッチする、そういったことについては非常に重要なことだと思っております。またこれ、今、久保田議員おっしゃった行政の範疇を超えた、いわゆる行政あるいは生産団体等々と、直ちに発展するのかなと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） ぜひですね、例えば私が漁協の組合長方、農協の組合長に出向いでですね、でっかい話をするっていうわけにもいきませんので、ぜひそれは市長であったり担当の産業とか農林とか、そういう人たち、あるいは担当者、もっとそういうセクションと密に関係を持たれてる職員の方々、その人たちと、やはり情報を共有してですね。で、よりよいものを提案していきたいと、いけるようにしていきたいと思うわけですよ。漁協の方、農協の方は、それぞれのその立場からいろんな計画をされるでしょうし、行政はそれをまた、ひとつ受けとめてからですね、行政の立場、あるいは私が言ったように消費者の立場、これは絶対に見逃してはいけないんですよ。私もそう思うんですけどね。例えばさっきの何ですか、ボクシングに例えて悪いんですけどね、観客は無責任なんですよ、ね。やれ、倒せ、ノックアウトしろ。お前やってみろって話ですよ。でも、多くの素人、まあ消費者じゃないですけど、お客さんを喜ばせることがプロなんです。プロの技術を見せようなんて、そういうことは置いて、やはり消費者のほうはどういうふうに求めているかって、それを消費者の要求にいち早く答えるっていう、そういう視点で、私はもうどんどん進めていっていただければいいんじゃないかと思っております。

じゃあ、まあ、第2点の質問はこれで終わることとして、3番目に移りたいと思います。

誰でもできるおもてなしをということで、前回も言いましたけどね、おもてなし、おもてなし。お客さんが来るかどうかかわらんけど、来たときのために準備しておくことはいいことです。で、私は、観光サポーター制度、提案してますけど、これも言わんまいと思ってたんですけど、ちょっとですね、一緒に頑張りましょうと言った手前、ここに出してますけど。まあ数字は簡単に伸びてるか伸びてないかだけ伝えていただいて、まあなかなか伸びないっちゃうことは、それだけの取り組みにくい制度なんですよ。じゃあ取り組みやすいおもてなしということで、今からいろんなイベントで観光客来ます。今度サイクルでも来ましたが、全島民上げて歓迎してますよって、先ほど同僚議員が言われましたけどね。その一番わかりやすい表現、観光客にあるいは観光バスに向けて手を振りましょうという提案をここでします。お金はかかりません。で、まあ

私が1回ちょっとサイクルの人にやってみたんですけどね。まあちょっと、こういうおんちゃん  
が手を振ると、何か違和感があるみたいですね、あれなんですけど。ぜひ子どもたちから取り  
組ませていただきたいと。そしてもちろん大人もですね。転勤者が来てびっくりするのは、子ど  
もたちが横断歩道で車がとまると礼をすると。当たり前なことだけど礼をする。ああすごいなっ  
ていう島外者の話も聞いたことがあります。それこそおもてなしの精神をその表現を、壱岐の子ど  
もたちは全員するんだよということが広まれば、これこそ私は島おこしになるんじゃないかと思  
っております。

これについての見解を市長と教育長に取り組む、取り組まないっていう、まあ簡単にお願ひし  
たいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 誰にでもできるというおもてなしをということでございまして、長崎県  
の総おもてなし運動の取り組み、おもてなし6か条というのがございますが、確認のためにひと  
つ申し上げます。

おもてなしの「お」は大きな声で明るく挨拶、「も」はもっときれいに美化活動、「て」は手  
を振り歓迎観光バス、「な」何かあったらお手伝い、「し」写真で旅の思い出づくりという、こ  
のおもてなし6か条。まあ第1条には、心を込めておもてなしというのがございますが、これが  
おもてなし6か条でございます。

観光客のリピーターをふやすことなどを目的として、平成24年3月に長崎県総おもてなし運  
動推進会議が発足いたしております。その会議が提唱しましたおもてなし6か条、先ほど申しま  
した第4条に、手を振り歓迎観光バスというのがございます。これまでに壱岐市観光連盟を中心  
に、清掃活動や接客マナー講習の実施など、おもてなし運動の取り組みを実施されております。  
当然、訪れられた各施設等においては、出られるとき手を振り、お見送りをされているわけでご  
ざいます。しかしそれは、多くはその関係者がされているものと思われま。やはり、島民全て  
の方がおもいやりの気持ちの運動を起こすことになれば素晴らしいことだと思います。

また、残念なことに、島内には空き缶等のポイ捨てが散見されるのが現状でございます。まず  
はおもてなしの手始めとして、こういったものからなくす必要があるかと思っておるところであ  
ります。

小学生の手振りについては、教育長に答弁をしてもらいます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1 番、久保田議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の教育方針に、心豊かな市民の育成を目指すと明記しておりますし、その教育努力目標の一番目には、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもを育てる学校教育の充実としております。

議員のお話になったことは、この具体的実践につながるものと受けとめております。壱岐市内の各小中学校では、目指す児童像、目指す生徒像というのを掲げ、徳知体、この3つに絞りながら徳の部分で優しい心を持つ、明るい挨拶をする等々を上げ、さらに今は大きな声で、あるいは笑顔で相手の顔を見て、そういった具体的な進めた形の実践に取り組んでいるのが実情でございます。

中学校におきましての部活動も中体連につきましても、感謝、マナーということを基盤に置きながら、1年間の活動を通じ、4校の対抗の中での友人間の調和を保っております。

先ほどお話になるこのような道徳性は、頭でわかっただけではなくて、実行してこそ初めて道徳的实践力が見についたと言えることとなります。

例で申し上げましたように、横断歩道でおじぎをしたり、会釈をしたりする子どもの姿、朝の登下校で各学校が挨拶運動をして、その顔を見ながら、遠くから大きな声で聞こえるようなはっきりした挨拶をする行動に取り組んでいただいております。

いま一つ事例をお話いたしますと、昨年10月24日、愛媛県議会の文教委員会の方々が壱岐に研修視察に見えました。その折に、お聞きした話です。郷ノ浦の宿舎に泊まって、時間があるので近くのスーパーに買い物に2、3人で出かけた。途中で会った小学生らしき子供たち3人が、こんにちはと元気よく挨拶をした。しばらく行って、スーパーの前で4、5人の中学生がまたいた。その子供たちも同じくこんにちはと挨拶をした。壱岐は、どんな取り組みをしているのかと話をされました。

つまり、これこそまさに、おもてなしのお手本ではないでしょうか。日ごろ子供たちに身につけさせている力が生きて働く形として、島外からお見えになった方にもこのようにできる。私どもはそういった意味で、特段イベント的にこのことを持ち上げることなく、日ごろ取り組んでいる壱岐市内の小中学校の学校の取り組みを延長することによって、これからの壱岐市にお見えになる方へのおもてなしの挨拶等についても十分に機能していけるのではないかと考えます。

外からお見えになる方だけではなく、壱岐にいらっしゃる方々にも、目上の方、先輩の方々にも、そういう気持ちを持ちながら、明るく大きな声で顔を見ながら挨拶ができる子供たちをつかっていくことを、今の日常の教育活動を続けながら、このことに対しての取り組みとして定着をさせていき、国体等の機運の盛り上げ等にもなり、壱岐はいいところだ、私たちのふるさとはいいところだと、子供たちが自信を持って自分の育つところを人に言うことができるような形で学



校教育の推進にあたっていきたいと思います。

私みずから、皆さん方と出会うときにも、大きな声で笑顔で挨拶ができるように努めたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 端的に言うと、ですから特段これにこれを取り上げて強調した取り組みはしないということでもいいですね。私が言っているのは、おもてなし6か条、知ってますよ。ただ、取り組みやすいものから取り組みばいいでしょうということなんです。で、これもあるところで、まあ観光にかかわっている人たちとの雑談の中でですね、やはり壱岐の中で観光バスが来たときに知らんぷりしたり、あるいはちょっと迷惑そうな顔ですね、そういう人たちも見かけると。やっぱりそういうのをなくして、皆が歓迎してますよっていう姿勢を見せてもらえればなあっていう、本当に小っちゃな声だったんですけど、私もはたと思ひましてですね、私は観光客とわかれば、まあ愛想よくする場合もあるんですけど、やはり全体的に自分が仕事で急いでいるときに、例えば観光バスがおったら、ああと思いがちですね、自分を含めて。じゃあそれをなくすにはどうしたらいいかというときに、1つのことを取り上げて、壱岐市では一番簡単な、観光バスを見たら手を振りましょうって、これをやりましょうよ、中学校、小学校ではっていうことを教育長にお願いしたいんですよ。全部、全部一緒、当たり前じゃないですか、こういうの。だから逆にいえば、学校教育って、今までの教育がうまくいっておけば、わざわざそういうことを目標としなくてもいい子は出てくるわけですから、あるいは出てきてるわけですから、そうじゃなくて、こういう機運を盛り上げる時期に来ているから、あえてですね、子供たちから観光バスに気づいたら手を振りましょうっていう行動を呼びかけてもらえないかという提案をしたわけです。

ですからもう、こう、時期尚早っていうことであれば、時期尚早あるいは1つ取り上げて、取り組むべきではないっていうことであれば、もう簡単に、そのような返事をいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 久保田議員の追加の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました愛媛県議会の例、この話を聞きますと、私どもは学校長にきちっと話します。校長会でも全部の校長に話をします。そうしますと、それを受けとめた校長がその学校や児童や生徒、あるいは保護者の前でそのような話をして、心が温かくなるほどの教育活動をしているわけです。

そのことが先ほど言うおもてなしにつながっている。よってそれと似たようなことの事例を、これから伺うときには、当然そのような活動を広めていくということは、誰しもわかってやります。改めて観光バスが来たら手を振ろうということも言いますが、それは日常の教育活動の実践の延長として、ことさらイベントとして云々と、国体が終わったらそのことはなしだよと、そういうことではなくて、未来永劫に続けていくものとしての、活動としての位置づけとしては指導をしていくつもりでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） よくわかりました。

それでは、4番目、災害への備え、訓練の充実をとということで、この質問に移らせていただきます。

長崎県による防災訓練が大々的に行われました。私も何度か被災地に足を運んでボランティアの経験もあります。その中で、やはりせっかくのボランティアで集まった人たちの、まあ役目とかですね、そういうのがうまくいかなかったっていうケースも聞いております。私も肌で少し感じたこともありますし、一生懸命にいろんなことを施策で、壱岐が反映しても、万が一の備えができてないと当然いけないわけですし、そういう意味で、県の防災訓練の感想ですね、こういうふうにしたらいんじゃないかっていう新たな視点があれば、それをお答えいただきたいと。

その中で、こちらに提案してありますように、ボランティアの割り振りをうまくするボランティアコーディネーターというものもあります。それから、最近知ったんですけど、静岡県が開発した防災ゲーム、避難所HUG、ヒナンジョですけどね、ヒナンジョかヒナンショか。これが結構ですね、ゲームの中でやっていることが東日本大震災の避難所の中でも役に立ったっていう事例があるようです。ですからこういうことも少し勉強しつつ、災害への備えをしていただければと思ってこの4項での質問にしております。

市長の答弁をお願いします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 久保田議員の4番目の質問、災害への備え訓練の充実をとということでございます。

ボランティアコーディネーター等につきましては、私もなじみの薄い言葉でございまして、勉強させていただいたところでございますが、先ほど申されます、防災ゲームHUGの活用につきましては、これも初めて知ったところでございます。

避難所運営ゲームがHUGというわけでございますけれども、避難所、年齢、性別、国籍やそ

れぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか。また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームということでもあります。ゲームを通じて災害時要援護者への配慮をしながら部屋割りを考えたり、また炊き出しの場所や仮設トイレの配置など、ゲーム感覚で避難所運営を学ぶといった内容もございました。

災害はいつ起きても不思議ではなく、それぞれの災害状況に応じたゲーム避難所の運営を想定することは、災害への対応力を高める上で、防災ゲームは一つの手段であると考えておりまして、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

ちょっと順序が逆になりましたけれども、長崎防災訓練につきましては、今のところまだ主催者がまあ県でもございまして、反省等々は、県とともに検証していく中で明らかにしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） これもテレビでですね、やってたんですけど、北部九州豪雨がありましたよね、近いところで。あのときにやはりですね、北部九州豪雨でもボランティアがたくさん集まって、しかしそれがうまく機能できなかったということで、地域の社協の人たちがですね、今後に向けてそういうことの研修というか、そういう学びの場を設けてますよってということがテレビでも放送されてました。

やはり、地震とかじゃなくても、そういう北部九州豪雨でも、そういうボランティアコーディネーターというか、そういう必要性は求められておりますので、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

で、県の防災訓練ですね、まあ市長という立場であれば、県の見解とかいろいろあると思うんですけど、個人的な意見は述べにくいかと思えますけど、私、個人的に、2つすばらしいなと思いました。1つは長崎県の県警救助隊、私、近くまで行ったんですけど、ビルから人を助け出す訓練のときに、ずっと声をかけ続けていたんです。遠くからだったら多分聞こえてないと思います。それは、例えば、救助を待っている人向けであったり自分たちの仲間向けであったり、頑張れ、頑張れとかですね、絶対助けるからなとか、そういうものの声をかけ続けながら救急車まで運ぶっていう、あれはやっぱりすごかったですね。

それともう一つ、救助犬がいましたよね。救助犬もですね、私、救助犬の人とちょっと話したんですよ。そしたら救助犬は当然民間のボランティアなんで、ああいう訓練が一番助かるそうです。というのは、本来の災害のときには、あのように、大勢が集まると、そういう場所は普通ないと、そういう大勢が集まる場所で、果たしてこの救助犬が冷静に活動できるかどうか。自分た

ちも不安であると。ですから、こういうふう到大掛かりな訓練があれば、ぜひ呼んでいただきたい。それが本当に、本当のいわゆる訓練になるんですというようなことを言われたのですね、私は単にシェパードが可愛いからちょっと近づいて話ただけなんですけど、非常に意味のあるお言葉をいただきました。長崎県警のその救助方法しかり、やはりああいうものは非常に大切なんです。避難訓練の一番重要なことは御存じでしょうけどですね、脳に学習能力を与えるんですよ。何回もやることで脳が学習します。パニックのときにそれが出てくるかどうかは別ですけど、出てくる可能性にかけるんですよ。脳が学習してなかったら出てきようがないでしょう。ましてやパニックのときに。そういうことで訓練は必要なわけですね。やはり今後も、各関係機関いろいろ話し合っていて、万が一にも備える取り組みも忘れないでやっていただきたいと思っております。

もし、市長の答弁があればいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、災害はいつどこで起こるかわからない。そしてまた、どのような対応で起きるかわからないというようなことでございまして、やはり、一つの災害を想定して、繰り返し訓練を積むことがどのような災害に対しても対応できる、一つ、今言われます学習がされるんじゃないだろうか、基本的な学習が見につくのではなかろうかと思っておりますので、こういったことにつきましては、今後も力を入れたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 今回私は、壱岐市の現状を、いろいろ皆さん心配してるんですけど、その中で、自分たちができることはっていうことで、今回も提案と質問をさせていただきました。

私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） それでは、一般質問も残すところ私を含めあと2名となりまして、昼のトップを切って13番、鵜瀬和博が市長に対しまして一般質問をさせていただきます。

大きく1点、定住促進対策について、細かく5点ほど質問をさせていただきますので、ぜひいい答弁をしていただくようお願いをします。

それでは、まず順次質問をさせていただきます。

平成17年3月に壱岐市総合計画基本構想と基本計画を策定し、海とみどり、歴史を活かす癒しのしま壱岐を将来像として基本計画を平成17年から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度までを後期基本計画として策定し、この計画も残すところあと1年余りとなりました。また、過疎地域自立促進計画は、この壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、まちづくりは人づくりに原点があるという基本認識をあらゆる施策に反映させるため、みずから関わり共につくる自然の島づくりを基本理念として平成27年度までを策定しております。これもあと残すところ2年余りとなっております。

その中で、本市の人口も御承知のとおり少子高齢化が進行しておりまして、ことしの5月末現在で住民基本台帳では2万9,129人となっております。平成27年度に2万7,000人台の人口確保を目標として、今後定住人口の減少抑制と交流人口拡大に重点を置いた施策が重要であると明記されております。交流人口拡大策につきましては、ことし4月より観光窓口一本化のため一般社団法人壱岐市観光連盟が発足し、市からも2名出向をされ、がんばらんば長崎事業の壱岐島ごっとり市場プロジェクト採択など、きのうから市長も言われておりました玄界灘の宝石箱壱岐2000年の歴史と美食を求めてっていう、市長もよくできているっていう観光振興計画に沿って官民一体となり努力をされておりますけれども、これまで私も人口減少の危機から何度となく指摘をしてきました定住促進対策につきましては、島外通勤・通学者交通費助成事業以外は具体的な方策がないように感じております。

その後の管理職会議や関係機関との研究の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。農業漁業による助成制度以外でお答えをいただきたいと思っております。

2番目に、市長は日ごろよりこの定住につきましては雇用が必要であると言われております。平成25年度の施政方針でも企業誘致の推進は働く場の確保と地域活性化の観点から重要な課題である。また、人口の流出を食い止める極めて重要な施策であると言われ、長崎県産業振興財団と連携し協力していくと言われておりますが、現在この壱岐島内への企業進出の計画はあるのか、

お尋ねをいたします。

本市はまた福岡に近く、都心に比べ土地が安く、また給料も本土に比べて低く、人も性格も真面目で人柄もよいと。立地人材の利があると思っております。ただ、離島であるがゆえに船による輸送コストがかかるのがデメリットとなりますが、それを関係なくIT関連や先ほど市長が言われました離島振興の中での輸送流通コストの助成についても今取り組まれておりますが、そういう支援をすることによりましてずっといっております学校の跡地活用も含め企業誘致の今言った立地と人材の利を含めたそういった部分を逆に市長みずからがトップセールスをして、いろいろな企業にセールスする必要があると思えますけれども、その市長の所見をお聞かせいただきたいと思えます。

また、新規産業雇用創出のため、県、市、農協、漁協、商工会、観光連盟の異業種で構成されております離島活性化に関わる協議会での道の駅のような壱岐島物産館設立に向け、現在協議をされておりますが、その進捗状況も合わせてお尋ねをいたします。

3番目は、壱岐の島内はほかの離島に比べまして光ファイバー網や官民によるフリースポットの設置によりインターネットただの島プロジェクトが拡大し、そのインターネット環境は全国レベルになっております。

そこで、自然景観もよく、交通の便もいいため、作家などの執筆活動をするにはいい環境と考えます。そういった方がお見えになれば、観光大使としてもいいんじゃないかと考えておりますが、そういった形の新しい生活のスタイル、都会の人にも新たなそういうスローライフの提案を、まあ先ほどのトップセールスとあわせてどんどんするべきと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

また、4番目は定住促進については、まず壱岐に住んでいる人にも目を向けるべきと考えております。市長は施政方針の中で少子高齢化が進行する中、安心して生み育てることができる環境整備が重要になっていると言われております。少子化解消については年月がかかるため、今のうちから子育て環境整備が必要と考えております。6月11日の西日本新聞によれば女性一人が生涯に生む子供の推定人数を示す、合計特殊出生率は全国で1.41と前年をわずかに上回っているそうであります。政府の子ども子育て白書によりますと、18歳から34歳の未婚男女の9割近くが結婚を望み、理想の子供の数が平均2.42人だったそうです。しかし、実際は合計特殊出生率は1.41で理想の子供の数が2.41と現実とは低くなっております。そのため、夫婦で子供を育てられる環境の整備も欠かせないと考えます。このまま定住人口が減り続けると年金、医療、介護などの社会保障制度が揺らぐことになりまして、高齢世代を含む全世代の課題であると考えております。離島においては日本の10年ぐらいの縮図みたいな形だと考えております。現在の出産祝い金制度につきましては合併後旧勝本町のしあわせライフ推進条例の平成28年まで

経過措置以外統一をされておりまして、第2子が3万円、第3子以降が10万円となっております。実は合併前と合併後の合計特殊出生率というのをちょっと調べさせていただきました。平成12年から平成14年度において、合併前なんですけれども石田町が2.39人、これが全国で5位の高さとなっております。石田町の取り組みとしましては、そのときは出産祝い金支給制度については第1子が2万円、第2子が5万円、第3子が10万円、第4子が20万円、第5子が30万円に加え、第3子、第4子、第5子については小学校入学時に10万円を支給するようになっております。これとあわせて保育料もほかの3町に比べ安くなってございました。そして、平成15年から平成19年度壱岐市においても2.09、これは全国これも5位。壱岐市になっても全国5位で全国的にはレベルが高いんですが、この推移からみても2.39と2.09で下がっているような状況でございます。この結果からもわかるように、財政的なものもありますが、こういった各町のいろんな取り組みについては統一するのもいいんですが、再度もう一度内容を、そして支給方法を見直して旧町のように充実すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、5番目です。今度国民一人ひとりに番号を割り振り、所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を1つの番号で管理するマイナンバー制度が平成28年1月から利用開始となります。この結果、行政コストが削減されまして個人の所得情報、社会保障の受給実態を正確に把握しやすくなり、公平で効率的で住民票や納税証明書といった書類も要らなくなり、年金や確定申告などの手続きが大幅に簡素化されるようになってきているみたいです。現在、庁舎建設検討委員会の中で庁舎建設について審議が始まっております。高齢化の現在光ファイバーによりますマイナンバー制度を活用したATMのような機械と、そこにテレビ電話を設置し、例えば地域にあります農協、漁協、郵便局に設置したり、また自宅のパソコンから身分証明が可能となりますのでイメージ的にはe-Taxのようにカードリーダーを附属すれば電子申請ができたりと住民サービス向上のため壱岐市地域情報化計画の実現に向けて早急にマイナンバーの活用方法などを研究すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えいたします。大きくは定住対策についてということでございまして、それを各5項目に分けての御質問でございます。

まず、第1点目の御質問でございますが、今までにいろいろ指摘してきたけれども定住促進の具体的な方策がないように感じるということでございます。その後の研究の進捗状況をということでございます。

人口の減少は市民生活の活力の低下を招くばかりではなく、地域経済や財政にも影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題でございます。定住促進対策は壱岐市の最重要課題であると認識をいたしております。定住促進、つまり人口減少の抑制を図るためには少子化対策、住環境の整備、安心安全なまちづくり、雇用対策、産業の振興、教育の充実など生活している市民はもちろんのこと、市外の人々をもひきつけることができ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるようなさまざまな施策を展開することが重要でございます。

これまで議員は奨励金や補助制度、独身者向けの政策住宅、各種使用料等の減免措置などさまざまな御提案をいただき、ありがたく思っております。市といたしましても部長会等におきまして御提案を含め施策の検討をいたしているところでございますが、一朝一夕に解決する特効薬となる具体的な施策、いわゆる制度設計に至っておりません。今年度におきましては、都会部の人材を活用し、地域の活性化と定住を目指した地域おこし協力隊事業を新規に取り組んでおるところでございます。今後一層の産業の振興と地域資源を生かした新しい産業の創設など雇用の場の確保に努めるなど、人口減少に歯どめをかけるべく施策を講じてまいる所存でございます。

2番目の御質問でございます。私が日ごろから定住や雇用が必要であると申し上げてきたと。そのことについて都会に比べて壱岐市は人件費が安い、あるいは人間性も非常にまじめであると。輸送コストを解決すればトップセールスで学校の跡地活用も含め企業誘致の営業はできないかということでございます。また、県との関連はどうなっておるかということでございますが、県におかれましては、産業労働部企業立地課がその主管課でございます。実質労働部隊でございます。長崎県産業振興財団が企業訪問をし、県内への企業誘致に奔走されておられます。現在のところ離島地域に対して立地要望はないというのが実情でございます。また、企業誘致につきましては、県、市、町による長崎県企業立地推進協議会を平成17年度に設立いたしまして、優遇策づくりの協議や情報交換を行っております。特に本市においては流通コストがかさむなど厳しい条件下にあることから、地理的距離や交通事情に左右されにくく、流通コストが比較的かからないコールセンターなどの情報通信関連企業や軽量・高付加価値品の製造を行う企業の誘致の方向で県と進めております。今までの実績といたしましては、御存じのようにコールセンター1社、製造業1社、そして最近日本漁場藻場研究所などが立地をいただいたところでございます。

御質問にございました現在の誘致計画について具体的な計画に至っていない状況でございますけれども、私自身情報通信関連分野など企業誘致、あるいは事業展開について島内外関係者にことあるごとくお願いをしてきたところでございます。輸送コストの低減化だけでは企業誘致を進めている他地区、とりわけ本土地区とは対等な立場になったとは言いがたいところではございますけれども、離島地区は比較的に人件費は安い面がございます。輸送コストの低減化となれば誘致活動に弾みがつくところでございます。輸送コスト助成については誘致企業のみだけでなく、



これまでに国へ要望しております離島運賃の鉄道並み料金化ということで、輸送全体にわたる料金低廉化を目指していきたいと考えております。

実は先日、壱岐出身の会社経営者とお話をする機会がございました。壱岐に工場をつくってくれないかとお願いをしたところでございます。名古屋に本社がございまして、製品を韓国の釜山へ輸出をしておられます。金属製品でございますので、内容を聞きますと1回につき約40トンの製品を輸出しているということでございます。私はそれをお聞きして、今までの私でございましたらそれは無理だなと思うところでございますけれども、そうではなくて離島特区もございまして。また、壱岐の農水産物とあわせて送ればどうかというようなことも考えたところでございます。そしてまた、社長御自身にどのようにすれば工場をつくってもらえますかということについて、今度、次回直接私と話してくれませんかということも御約束をいたしました。向こうも了解をされたわけございまして、結果はどうか、とにかくお願いをしていくという態度で臨むことといたしております。

それから、現在、JA、JF等々の物産館、壱岐の物産館の建設に向けて話し合いを進めておるところでございますけれども、今のところ少しその話が滞っております。担当課に叱咤激励をしていきたいと思っております。

3番目に、壱岐島内は他の地域に比べて光ファイバー網や官民インターネット環境が全国レベルだと。そこで自然環境、交通の便がいいために作家などの執筆活動などをするにはいい環境であると。都会の方々のスローライフの提案をどんどんすべきと考えるがどうかということでございます。

スローライフという言葉が使われ始めまして10年以上になりますけれども、あわただしい都会での生活から環境のよい田舎でゆっくりした生活を提唱されたものと思っております。

議員御提案のとおり壱岐市でも情報通信基盤の整備が本土並みに整いました。特に無料でインターネットが利用できるフリースポットの設置箇所は市内82カ所ございまして全国4位という設置箇所数でございます。また、つい先日10個のルーターを御寄附いただきました。これを整備いたしますと92個ということで佐渡市に次ぎまして全国で2位の設置箇所数になります。また、自然環境もよく、交通の便にも恵まれてございまして、スローライフを提案する環境は整っていると思っております。

今後定住促進のターゲットのひとつとして、これら壱岐市の魅力を情報発信いたしまして、スローライフを求める方々の活動の拠点としていただけるように努めてまいります。

実は、つい先日スローライフとは逆のことになるわけですが、光の環境が整備されたことで次のような御提案がございました。電算のプログラマー、いわゆるシステムエンジニアSEでございますけれども、顧客とは対面に近い環境でプログラムをつくる、これが常でございます。

しかしながら、今度光の環境ができたわけでごさいます、テレビ電話を使いますと東京都でも北海道とでも、あるいは外国とでも対面していると同じ環境ができる。そのような意味で環境のよい壱岐はおもしろいということがございました。もちろん私はぜひその実現をお願いしたいと申し上げたところでございます。いろんな企業を御紹介いただきたいということを申し上げました。これを何とか具体化できないか。今後働きかけてまいる所存でございます。

これは壱岐市にとってまさにひとつの光が見えたという感触を持っておるところでございます。光に関してさまざまな産業の可能性、企業の可能性を探り、企業誘致に努めてまいります。

4番目の定住については、まず、壱岐に住んでいる人にも目を向けるべきだということで合併前のような子育て環境、出産祝い金について見直し充実すべきでないかということでございます。

旧勝本町の経過措置分を除く出産祝い金の平成24年度の実績でございますけれども、第2子、これは一人3万円でございますけれども、75名で225万円、第3子以降、これ10万円でございます、57名で570万円となっております。壱岐市の出生者数は平成24年度中223名で年々減少傾向にございます。

ところで、壱岐市の平成23年度の合計特殊出生率は2.18でございまして、全国平均を大きく上回っております。その中でも第2子以降の出生者数は132名で、出生者数全体に占める割合は59.2%と高い状況にございまして、現行の出産祝い金制度も一定の効果を得ているものと考えております。

また、前回議会からも御提案のありました、第2子以降が多い理由について、子育て支援拠点施設を利用してあるお母さん方にアンケート調査を行った結果、一人っ子ではかわいそうとの回答が一番多く、経済的支援も充実したほうがいいとの意見も多かったことから、現在御審議いただいている幼保連携子育て支援検討委員会の御意見なども賜りながら出産祝い金のあり方も含め、子育て環境の整備、充実等全般において今後討議を進めてまいりたいと考えております。

私はこの子どもを生み育てる環境、それがとにかく大事だと思っておりますけれども、現在出産祝い金、あるいは出産の前にまず結婚していただきたいということで、婚活の事業をしているわけでございます。先ほど申されました保育料の低廉化、これは今、幼保一元化の問題の中で研究をしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、壱岐市に子供をたくさん生んでいただきたいという気持ちがございます。

5番目でございます。国民ナンバー制が決定をされたということで、庁舎建設検討委員会で庁舎の問題も持ち上がっている。高齢化の現在光ファイバーによる国民ナンバー制を活用したATMのような機械とテレビ電話を設置して、津々浦々に設置してはどうかと。早急に研究すべきだということでございます。

マイナンバー制と申しますのは、御存じのように国民一人ひとりに番号を振り、年金などの社会保障と納税をひとつの個人番号で管理する制度であります。いわゆる税と社会保障の一体化ということでございます。この時系列で運用方針を申し上げますと、平成27年に国民に個人番号を通知すると。平成28年の1月から……

済いません、さっきのは平成27年10月からでございます。平成28年の1月から個人番号カードの交付を開始する。平成29年から行政窓口の手続きなどを簡素化、介護保険給付などの添付書類の提出が不要になる。インターネットのサイト上での年金保険料などの納付状況の確認が可能になる。平成30年から医療情報や民間での活用を含めた利用範囲の拡大を検討すると。こういうスケジュールになっております。

皆さんも情報をいろいろ、海外の情報等をお聞きになったかもしれませんが、現在欧州ではなかなかプライバシーの侵害、情報の流出、なりすまし等々で大変な被害も出ておるようでございますが、メリットといたしましては、本人確認書類となるために各種手続きが容易になる。年金保険料の納付状況や自治体からなどの通知をネット上で確認ができる。生活保護の不正受給や脱税を防止する。などなどございまして、マイナンバーというのは非常に今後の行政には簡素化と申しますか、個人にとりましても行政のほうにとりましても非常に役に立つ制度だと思っております。ただ、今申し上げましたスケジュールによりますと、平成29年からの実用化でございまして、それまでに私はまだまだいろんな制約、あるいはどんなものにやるのか、具体的なものがこの平成29年の実用化までにはあると思っております。研究をする、そして対応する、これはもちろんございます。ただ、早急にというところが少しひっかかっておりまして、十分研究をした上で導入していくというスタンスでおります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） まず1点目の定住促進策について、具体的な方策がないように感じるがという部分については、市長が現時点ではないけれども、ぜひ管理職会議の中で具体的な案ができるように協議をしていきたいということでした。

まあ、この御回答も毎回いただいているんですね。それで、市長も御存じとは思いますが、人口推移ですね、よくいわれますけれども、平成27年度に人口推計結果を出されておりますが2万7,200人、その20年後の平成47年には2万人を切って1万9,307人。これはあくまでも人口問題研究所の推計結果ですから、実際はこうなるかというのは今後の施策次第だと考えます。平成27年と平成47年の、もうこれはあくまでも推計結果ですから、これを単純に見たときに、分析したときに7,893人ほど減になります。この7,893人というのは今の芦辺町の人口と同じなんですね。言ってみれば、芦辺町がそのままそっくりなくなるような状

況なんです。そして、高齢者についても平成32年ぐらいが頭打ちで、それから減少。まあ、国と一緒に。減少をしていきました、生産年齢人口も平成27年度からすれば4,951人減っております。この約8,000人近くが減少予定になっております。この20年というのは、いわばゼロ歳児、平成27年に生まれた子供が20歳になるころには8,000人ほど減っていると。だから、一人でも多く定住していただいて、人口の抑制、そして少子化の歯どめとしてその子育て環境の整備っていうのは早急にする必要がありますし、市長も先ほどから出ておりました全国離島振興協議会の会長であります。その中で特に言われたのが定住の促進を一番主な目的に明記をされております。これは先ほど言われるように、定住の促進と雇用をいろいろ今、領土問題で尖閣諸島や竹島等の問題がありますけれども、やはりこの離島の意味っていうか、人が住まないといけないっていうのを国もだいたい離島の重要性っていう防衛、そして領土っていう部分でかなり重要視をされた結果だと思います。今回、壱岐で全国離島振興協議会の総会がありまして、その決議の中にもありますが、離島活性化交付金事業を充実・強化し、離島定住を促進すること。そして離島漁業再生支援交付金制度等を拡充するなど農林水産業を振興するとともに、観光交流の促進、雇用対策の強化を図ること。まあ一番冒頭には離島におけるこの定住促進がなににもまして求められているっていうことを決議されております。そして、市長が日ごろから言われておる離島航路、航空路の支援の抜本拡充。JR並みの分についても決議をされております。

全国の離島は日本の縮図といいます。そうした中でスピードは今の日本よりも速く少子高齢化が進んでいるような状況の中で国に対して市長が協議会長として提出をされたわけですが、今、皆さん、離島の中でスタート地点に立った状況だろうと思います。市長も御存じのとおり国に行かれますので、新設の交付金制度といっても、やはり国にはパイが決められておりますので、その財政状況を考えればどうやってそのお金をとってくるかっていう部分の費用対効果も含めた創意工夫を尽くした提案でなければいけないと考えます。

また、つまりそれは、我々離島が抱える、それぞれが考えて地元の知恵が一番大切と。常日ごろから市長も言われております。英知を結集してその中で島の振興をしていきたいと。やはりそういうシステムづくりが私は大事じゃないかなと思いますし、実際現在住まれている方においては、やっぱり一人でも多く子供を生んでいただける環境にしていなければならぬと考えます。つまり、2人以上の子供を生んでいただければその世帯の人口は減らないわけですね。今、亡くなる方が400から500人、年間。生まれる方が200から250人。そして、高校生あたりが卒業して500から600人ぐらいは自然減として毎年減っていくと思います。そうした中で、いかにその雇用の場を創出するかという点と一人でも多く子供を生んでいただける環境にするかっていうのは、もう先ほど市長も言われたとおり、最重要課題と認識をされているようですので、早急にその具体的な内容を研究していただいて、それを提案していただきたいと思います。

先ほど市長が言われました光ファイバーについてはかなり充実をして、光ファイバーとインターネット環境についてはかなり充実をしてきておりました、特に学校の跡地活用についても一体的なものを考えるんじゃないかと、例えば空き教室のひとつを事務所として提供するとか、そういう分割した活用の仕方いろいろと提案ができるんじゃないかなと考えております。そうすれば電算の、先ほど言われたプログラマーがテレビ電話をしながら住環境のいい中で、作家だけではなくてそういうプログラムをされる方も十分できるわけですから、そういった部分を何かこう冊子か何かにして、こう提案ができれば、市長がいろんなところへ行かれるときにペーパーで渡してもらえれば逆に口頭だけではなくて、最初のきっかはそれでもいいですが、具体的にぜひ話していただきたいと思います。

特に県のほうから出向されております山下副市長、そして山本部長においてはそういった関係にいらっしゃったとお聞きをしております。だから、そういった部分の人脈を活用して、ぜひひとつでも多くの雇用をつくっていただきたいと思います。

その点について市長、何かあれば再度お願いします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員にお答えをいたします。私は先ほど議員もおっしゃったように、定住というのは仕事場がなくちゃいかんのだと、いつも思っておる。ですから、私は、定住促進策は仕事場創設策だと思ってるわけで、と申しますのも、今、議員おっしゃいましたように、平成23年で例をとりますと、出生が253人でございます。死亡者が491名。自然減が238人でございます。高校生も、高校生の数は今は把握しておりませんが、両高校で300名以上いらっしゃって、平成24年度実績では20人ぐらいしか残らない。これが残ってくれば恐らく私は定住促進策としてやったから、よそから来て定住するというよりも、出て行かないっていうのが私は最大の定住策だと思っておるところでございまして、そういった意味で常に仕事場をとということでございます。そのことにつきまして頑張っていきたいと思っておりますが、ただいま議員おっしゃった、光環境が整っておるんだということについて、たしかにおっしゃるように、私はそのひとつのフローチャートと申しますか、こういった環境ですよっていうのはやっぱペーパーにして、私はずっと持って回る。

まあ、それはひとつの方法だと思いますし、それを持っていることがどこにでもさっと置いていけるという、そういったこともございます。これこそまさにアナログでございまして、デジタルをアナログで宣伝していこうというふうに思っております。

また、両副市長、そしてまた職員にもそれをことあるごとに宣伝していくように指導したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ市長、それを。決意を言われましたので、具体的に形になるようにしていただきたいというのと、あとは経過を報告していただきたいんですよね。私の本音としては、いつまでにしたいってことを言うていただければ一番いいんですが、相手があることですから「今、こういう状況ですよ」「もう少ししたらこうなりますよ」。先ほど言われました壱岐出身の名古屋の方で韓国にいろんな輸出ものをされているような、そういった話をされて、もし我々が一緒に行って加勢ができる部分があれば具体的に動かないかんごとになってくるとやないかと思しますので、そうった部分についてはもう遠慮なくどんどん言うていただいて、よく言われるのは、同じ質問ばかりするなということですが、報告もないからするわけですね。やっぱ、議会と執行部との信頼関係を構築するためにはやっぱりそういった、言われん部分もあるでしょうけれど、そういった前提のもとにいろいろ協議、例えば常任委員会もありますし、その中で話していただくというようなことにしていただきたいと思います。

そしてまた、先ほど職員にも徹底していわれるように言われましたけれども、行動目標が特に山本部長の行動目標の中にも組織の目標像として企業誘致や観光関連産業の発展により雇用の場が増加しているということで、その使命としては雇用の場の創出により人口流出防止を目指すというふうにちゃんと書かれております。その中で定住促進としては、今のところU・Iターンの増加として、この間2月にできた短期滞在費補助事業と今、あまちゃんて話題の地域おこし協力隊事業について書かれておりますし、市長が言われました子供をふやすためにはまず独身の男女の出会いをつくって結婚していただく。これはもう重々力を入れているのはわかりますし、実績として上がっているのもわかります。だから、そういった部分をぜひ具体的に形としてなるようにしていただきたいんですよ。せっかくこれだけの幹部の方がいらっしゃいますので、そこに市長が投げてください、ある程度のたたき台をつくって下に下げるってというようなふうにしていかないと、その場しのぎだけになってしまいますので、やはり一人ずつ人口も減っていくような状況になりますので、市長のさらなる、これに対する意気込みをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員の中でいろんな研究をしていく。もう大事でございます。

それから、皆様方に今、こういうふうですよということを御報告申し上げるのも大事でございます。ただ、そこで私が一番心配いたしておりますのは、不確定なんですよと申し上げても、あたかもそうであるかのような、そういった情報が外に出る。私はここにさっき言われます信頼関

係を築こうじゃないか。なかなか築けないんですね。こういう方向で進もうとしている。いやあ、そうじゃない決まったんだと。私はこういう情報が、間違っただけの情報が出る。そういうことがないようにぜひお願いしたい。そして私は皆さん方と実は不確定だけど、実はこの人にこういう相談をしているんだと。ですから来てくれませんか。そうしたら、私もお願いができます。でも、そのことを言ったとたんに、その人といついつ会うんだ。どうなっているんだ。こういうことでは私は今、議員のおっしゃる本当の意味での信頼関係ができるのかと思っているわけでございます。

しかし、私は今、御提案がございました。極力議会とそういう不確定な部分についても力をあわせて壱岐の発展のために尽くすということで、今後御相談申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ市長の並々ならぬ決意をお聞きしましたので、いい具体案が出ることを期待しております。

先ほど言われましたマイナンバー制度については、実際は平成29年からされるわけですが、その内容については、実は市長も御存じだと思いますけれども、壱岐市の地域情報化計画の中にも書いてあります。特にそういった内容についても本当にどういった問題があるのか、具体的にまだ国からどういった形でするっていうのは出ていないので、なかなか研究しにくい部分はあるかと思っておりますので、それに合わせて先ほどから言います光ファイバー網等のネットワークを使った、駆使した住民サービスの向上に向けていろいろと頑張っていただきたいと思っております。

市長が言われました、ぜひ議会との信頼関係の上で自分としては市の施策を取り組んでいきたい。特に最重要課題と認識をしている雇用対策、そして子育て環境の整備、これについては管理職も含め職員一体となって今後進めていくということによろしいですね。再度市長にお伺いして。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私の気持ちを御理解いただきまして、ありがとうございます。

ぜひ、できるように。できようとしているものができなくなるようなことがないように、できようとしているときには、ぜひ後押しをしていただいて、そして、議会と執行部と力をあわせてこの壱岐の島を盛り上げていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ、市長のリーダーシップの下、次世代の子供たちが輝かしい壱岐の未来について語ったり、そこに住めるような島になるように、私も期待をして、これで一般質問を終わりたいと思っております。

どうぞ、市長の活躍を期待しておりますので、よろしくお願いします。

〔鶴瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、鶴瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時55分といたします。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 今西 菊乃君） 今議会の大トリを務めさせていただきます。今回の質問は、農業、水産業の振興問題、また観光とか経済的な活性化の問題とか、非常にハードな、事業としてはハード面の質問が非常に多かったと思いますが、私は優しく、優しくソフトな面で質問をいたしますので、簡潔な御答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして市長に2件のお尋ねをいたします。

まず最初に、壱岐市の防災訓練についてでございます。早いもので東日本大震災から2年が経過をいたしました。現在、現地では復興に向けた取り組みが全力で行われていますが、被災地では依然として厳しい状況にあるようでございます。特に、原子力発電所の事故による影響は非常に大きく、いまだ深刻な状況にございます。本市も、佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所からUPZ30キロ圏内に約3分の1の地域が含まれ、人口で申しますと半数以上の市民に影響が及ぶとされております。

そういうことで、壱岐市地域防災計画原子力災害対策編が策定されました。

また、長崎県原子力防災訓練も昨年度2回にわたって実施をされ、今年度5月19日には新郷ノ浦港埋立地において、長崎県総合防災訓練が実施されたところでございます。

しかし、これはいずれも県主導によるもので、実際に原子力の災害が起きたときに、また、いろんなほかの災害に起きたときに、このような防災訓練がどれぐらい市民の皆さんに役に立つのかなという思いもございます。

本市では、特に可能性がないと言えない原子力災害においても、避難のための集合場所へ行く手段、避難の場所へ行く手段はどうなっているのか。避難場所と反対の方向の集合場所へ集合しなければならない状況にあるところ。また、直接避難場所へ行けないものなのか、行こうとする



人も出てくると思います。子どもたちはどう避難させるのか。特に問題になるのが、高齢者や障害者、これはどのように避難をするように考えてあるのか。そしてまた、災害が起こるのが昼間と夜間では大きな違いがあります。今は、災害はあるものと想定しなくてはならない時代であります。市民の皆さんの中には、避難をすることに不安を持っている方が結構いらっしゃいますので、市単独での防災訓練、避難訓練は実施すべきだと思います。

それにはまず、自主防災組織これをつくる必要がございます。現在、壱岐市の自主防災組織は26組織ではないかと思っております。市のほうも、自主防災組織をつくるための手引き等を作成なされて、いろんな面で推進はなされているようですが、加入率が戸数割で21.1%と低いようでございます。これでは、防災訓練をしても充実した防災訓練は行われたいのじゃないかと思われまます。壱岐では、災害が起きないのだという、そういう意識が市民の中にも行政の中にも、まだまだ根強いものがあるのではないかと懸念されます。

昨年、総務文教常任委員会で、鹿児島県の垂水市市木の自主防災組織の行政視察を行ってまいりました。そのとき、その市木も災害はないということをいつも思っていたと。しかし、災害はある日突然にやってきた。そして、人の命を奪っていった、ということでした。

今は、いつ、どこでも、どんな災害が起きても不思議ではない時代なのです。あらゆる災害を想定し、災害は起こり得るものと考えて防災訓練、避難訓練は行っておくべきだと思いますが市長のお考えはいかがなものかをお尋ねいたします。

○議長（市山 繁君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 8番、今西菊乃議員の御質問にお答えをいたします。

防災訓練について、長崎県の防災訓練を行ったけれども、自主防災組織を充実させ、自主防災訓練が必要ではないかという御質問でございます。少し答弁長くなるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

まず、自主防災組織につきましては、改めて御説明をさせていただきます。自主防災組織とは、災害発生時はもちろん日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織でございます。一般的には各自治公民館組織で結成がなされております。

その活動については、平常時には防災訓練や防災知識の啓発、防災巡視、防災資機材の購入、災害時には初期消火、救出救護、住民避難、避難所への給食、給水などの活動を行うとなっております。

特に、大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは十分な対応ができない可能性がございます。このようなき地域で皆さんが一緒になって協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図ることがで

きます。自助、共助、公助の連携により人的、物的被害を軽減することができると言われております。個人の力で災害に備える自助、地域で助け合う共助、行政等公的機関が行う公助、その中で自主防災組織は地域で助け合う共助に当たる部分であります。御承知のとおり阪神淡路大震災では、救出された人たちの約6割が御家族や近所の方々により救出されたという事例がございます。自主的な住民組織の有効性が改めて注目されたところであります。

壱岐市も、これまで災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を少しでも軽減するため自主防災組織の育成に努める方針としてきております。

なお、壱岐市の自主防災組織の状況でございますけれども、平成25年4月1日現在の調査では24組織、活動範囲世帯は2,461世帯、組織率21.2%であります。県下の組織率の平均は、48.1%でございます。県下の平均にもだいぶ水をあけられている状況でございます。

これまで、自主防災組織の充実につきましては、毎年開催いたしております自治公民館長会で、自主防災組織とはどのようなものか、その必要性や活動の内容、助成制度などについて説明を行い推進をしてきております。

また、24年度には長崎県において、自主防災組織の結成を支援する長崎県地域の元気づくり防災力向上支援事業が創設されまして、その推進を図るため昨年10月に旧4町ごとに自治公民館長の皆様に再度お願い、お集まりいただき、事業説明会を開催したところでございます。

また、協働のまちづくり出前講座でもメニューに取り入れているところでございます。残念ながら、24年度には新たな結成にいたりませんでしたけれども、25年度に入りまして、先月3年ぶりに2団体が新規に加わり、現在26組織、世帯数2,673、組織率22.8%と若干ではありますが増加となったところであります。

今後も継続して、新規結成の推進と組織結成後における防災活動について、市並びに市消防本部と連携を図りながら自主防災組織の充実を図ってまいります。

議員がおっしゃいました災害弱者について、これはやっぱり非常に大事な問題でございます。災害弱者をやはり地域で守る、これは民生委員、あるいは自治会等々での力が必要になってくるわけでございますけれども、実は要援護者対策についてという、県の厚生労働省が所管する「地域支え合い体制づくり事業」というのがございまして、その補助金を活用いたしまして、災害時要援護者支援マニュアルを作成したところでございます。

このシステムにつきましては、パソコンから今その援護者がどこにいらっしゃるのか、あるいは災害に遭われた方のいろんなデータを書いたペーパーをその方にお配りするなどなど、いずれにしましても災害弱者要援護者等々が、すぐに災害が起こった場合、そこに誰かがすぐに駆けつけるというようなシステムでございます。いずれにしましても、支援マップ、あるいは支援プラン等々をその災害弱者の方について、あらかじめつくっておくというシステムでございます。そ

れらも活用して、今後、防災を支えてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 今西議員。

○議員（8番 今西 菊乃君） 避難訓練、防災訓練は、まだ行う予定はないということですね。自主防災組織ができ次第と……。

避難訓練とか自主防災訓練、これをやらなければならないのではないかというのが、私の本来の質問でございます。そのためには、自主防災組織を確立させることが大事ではないかというのが、質問の趣旨でございます。

なぜ、申したかと申しますと、福岡西方沖地震がありましたね。そして、4年ぐらい前の7月だったと思います。集中豪雨がございました。そのとき、高齢者80歳以上の独り暮らしのお方が私の地域にもいらっしゃいます。そこは、ちょうど鉄砲水みたいに裏山からすごい水がくるんですよね。そして、家の本床、床下をとおってくるもんですから、非常に危険な状態にある方が2名いらっしゃったんです。すごい雨量だったので、私もちょっと気になったから走って行ってみたんです。そのとき、動けないんですね、2人とも。だから、「危ないからこっちに来てください」と、「こっちに、家から出てこっちに避難しましょう」と言っても、実際は動けないんです。全く「もういい」と言っている。動くことができないんですね。西方沖地震のときもそうでした。最初は、地震かぐらいで私たちも簡単に受け止めてたんですが、あまりにも揺れがひどいもので、ほんの家の軒下にいらっしゃる方に「もし倒壊したら大変だからこっちに這っておいで」って言うけど、やっぱり高齢者はそこからすくまってしまって、全く動くことができなかったんです。そういう経験が3件ありました。

だから、災害が起きたときには、本当にどうやってこの弱者を避難させるんだと思ったわけでございます。先ほど同僚議員の質問の中にありましたね、「防災訓練を繰り返し、繰り返し行って、その学習したことを脳裏に焼きつけて行動ができるんだ」と、やっぱりじゃあ台風のときにどうかっていうと、台風のときに危ないなと思ったところの1人暮らしの高齢者はちゃんと避難をしてあるわけですね、避難所に。それは、何度も何度も毎年台風情報がくるたびに、これは来るんじゃないかなと思われるともう前もって避難をされてあります。しかし、急な災害のときには本当に硬直してしまって、どうしていいかわからなくなってそこに立ちすくまっていらっしゃる状況です。

だから、避難訓練は絶対にしなければならないと思います。どれぐらいの弱者がどこにいらっしゃるか、やっぱりその地域が把握して、この方をどんな災害のときにはどこに避難させる。近所の方が家にいる。昼間と夜間は違うんですね。その昼間でも、「いや、消防団が来るから」とおっしゃいます。しかし、消防団はみんな仕事に行っておりません。間に合わないんです。こ

れ市木地区でも言うてありました。行政の助けを待っていたら命を失う。だから、自分たちの命は自分たちで守るんだという意識をみんなが持っていなければ、災害から人災を起こさずにすむことはできないというようなことをコーディネーターさんが言われておりました。

だから、自主防災組織をつくって、ある程度の近所の隣保班で弱者はわかるわけですから、その避難の仕方を検討すべきだと私は思うわけです。

で、本来の目的は、避難訓練をすべきだということで、質問いたしておりますので、そここのところのご答弁をお願いいたします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに今、今西議員おっしゃった自主防災組織の活動そのものだと今おっしゃったと思うんです。

ところで、今、先ほど26組織しかないということを申し上げました。現在、石田町でいえば今2つしかないんですけど、石田の公民館長さんが浦部を全部つくろうということで今立ち上がっていただいて、ありがたく思っております。そういった中で、今、現在のところ市といたしましては、そういった組織をたくさんつくろうと、全部網羅しよう、市内を網羅しようという、そういうところを今とどまっておるわけでございます。

実は、その自主防災組織を立ち上げるときに、やはり計画というのがございます。当然のように防災計画、あるいは知識の普及、あるいは予防活動、初期消火訓練、避難訓練、応急手当の訓練、炊き出し訓練、そういったものもその自主防災組織でやはりしなきゃいかんよということに一応はなっておるわけでございますけども、その指導はできていないというのが実情でございます。

今、しかし今西議員おっしゃるようにそこまで持っていくということが真の防災につながると、災害を克服するということにつながると思っておりますので、その辺も含めて組織の数をふやすこと、そして内容を充実すること、あわせて指導していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 今西議員。

○議員（8番 今西 菊乃君） 明確な御答弁をいただきました。自主防災組織は、県のを持っていますが、100%が西彼杵町ですね。で、南島原が95%、で小値賀が90%、本当に90%台のところもいくつかありますし、その次に80%台のところもまあまあございます。多分、市もあるんです、ちゃんと、取り組まれるようになってるのが、自主防災組織をつくるための手引きというのもございます。多分、これは自治公民館長さん方に配られただけでは、なかなかないと思うんです。中身を見ましても、そんなに難しいことではないように思います。でも、ち

ちゃんと規定なんかもちゃんと案もできております。本当に取り組もうと思えば、そんなに難しくないのではないかと思っておりますので、ぜひまずは自主防災組織の取り組みに御尽力をいただいて、防災訓練、避難訓練を行って災害犠牲者がゼロであるように、人的被害を出さないようにしていただきたいと思っております。

そして、その中でその地域の防災マップっていうものももちろんつくられるようになると思いますが、地域、地域で異なったことがございますので、一刻も早くこのような組織を立ち上げられて、防災に対して取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

次に、高齢者福祉についてお尋ねをいたします。私たち議員は、4年に1度は必ずと言っていいぐらい市民の皆様をお尋ねをいたします。ことしはその年になっているわけですが、そのたびに「高齢社会になったなあ」とつくづく実感をいたします。高齢者のみの世帯が、増加していることは皆さんも御承知なさっているとおりでございます。壱岐市の高齢化率も32%を上回りまして、3分の1が高齢者です。地域福祉計画ができた時点で、高齢者の単身世帯が1,425、高齢者夫婦のみの世帯が1,155となっておりますが、それから2年ぐらいたっておりますので、もうちょっとふえたかなというような気はいたします。そんな中で、24年3月に「皆で支え合い尊重しあい、安心していきいきと暮らせるまちづくり」ということで、壱岐市地域福祉計画が策定されております。

また、今年度には「みんな生き生き幸せ感じるまちづくり」と、「地域福祉活動計画」が社会福祉協議会により策定されております。どちらも連携はしていらっしゃるのですが、同じようなものでございますが、さっき市長も言われましたように、自ら主体的に解決する自助、地域の資源と連携を生かす共助、公的制度を活用する公助を基本にしたものでございました。自助というものは、個人の取り組み次第で解決することができます。公助においては、かなりの公的制度があり、社会福祉協議会等で非常によく取り組まれて、かなりの高齢者がサービスを受けられております。問題となるのは、またその共助というところでございます。地域コミュニティというのが必要になってくるのですが、人口減少や少子高齢化に伴って、そのコミュニティが希薄化し、一部では危機の持続が危惧されている状況にございます。

しかし、市民アンケートの調査によりますと、住民同士が困ったときに助けられる関係をつくりたい、挨拶をしあえる程度の関係をつくりたいというものが一番多いようでございます。多くの市民が、地域での支え合いの必要性を感じております。

また、福祉ボランティア活動に参加したいという意思を持ってある方もかなりいらっしゃいますが、現実にはなかなかふえてきていないのではないかと思います。ボランティアとなれば何となく縛られたような感じがするというような方で、特に女性はなかなかそこまでの意識が上がらないのが現状でございますが、そこまでしなくてもちょっとボランティア、チョコボラという

ものができればよいのではないかと思います。それぐらいのボランティアならば、女性の方は参加しやすいのではないかと受け止めております。向こう3軒両隣、それで高齢者を見守るとい  
う、また民生委員さんや社会福祉協議会とのネットワークがうまくつくれないものかと思ってお  
ります。市のほうの高齢者福祉へのその取り組みは、その共助の分で、どのようになされている  
のかをお尋ねいたします。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員の2つ目の質問、高齢者福祉について、ただいま共助の部分に  
ついてということでございますけど、全体的な答弁をまずさせていただきたいと思っております。

壱岐市の平成25年5月末現在の住民基本台帳による人口は、2万9,129人でありまして、そのうち65歳以上の高齢者は9,561人、高齢化率は32.82%となっております。

また、高齢者のみで構成される世帯の世帯員は約4,700人、うちひとり暮らしの方は約2,200人となっております。このような高齢者のみの世帯に属される高齢者の中には、元気な高齢者もいらっしゃれば介護を必要とされる方、わずかに他人の支援があれば生活が可能な方など、世帯構成や心身の状態はさまざまで人々の生活課題も多種多様となっております。さまざまな生活課題に対する福祉ニーズは、複雑多岐にわたり統一的な公的福祉サービスだけでは対応できない点も見受けられ、課題解決には地域の助け合いによる福祉、すなわち地域福祉の推進、地域福祉力の向上がキーワードとされておりまして、地域の中できちんと助け合い、互いを認め合う、支え合う地域づくりが必要となっております。いわゆる共助でございますが、壱岐市では平成23年度において、壱岐市地域福祉計画（これは24年から28年の5年間でございます）を作成し、地域の福祉力向上、地域福祉推進のための基本的方向を策定いたしました。翌年度には、市の地域福祉計画を基本に壱岐市社会福祉協議会がその具体的な取り組みを示した壱岐市地域福祉活動計画（これは1年遅れの25年から29年まででございます）を策定されたところであります。これらの計画は、今後の地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく事業者やボランティア等の団体、さらに地域住民がそれぞれの役割を担い、互いに助け合い、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現に向け一体となって取り組んでいくことを示しております。

現在、支援を必要とされる高齢者に対する見守りや援助、的確なアドバイスにつきましては、民生委員さん、それから民間のケアマネージャーさん、介護サービス、配食サービスなどを提供する事業所などがそれぞれの立場でかわりをもっておりまして、安否確認が実施されているところであります。

また、地域包括支援センターの地域支援事業として、介護保険の要介護認定を受けておられな

い独居高齢者を対象に安心サポーター養成講座を受講したサポーター27名の方によりまして、216名の対象者を月に1回から2回程度、電話による安否確認、生活状況の把握を実施していただいております。

高齢者の方の支援につきましては、それぞれの立場でかわり必要に応じて連携して医療、福祉、介護、保健サービスの提供につなげております。

しかしながら、ネットワークの構築につきましては具体化までにはいたっておらないというのが現実でございます。今後、サービス提供事業所、社会福祉協議会、民生委員児童委員、安心サポーター等のネットワーク化をどのように進めるか検討したいと考えております。

さらには、光ケーブル網を利用いたしまして、本人からの信号発信により緊急通報や見守りが可能なシステムについて、現在、研究をしているところでございます。

また、地域の福祉課題解決に協力していただける福祉協力員については、社協が策定いたしました地域福祉活動計画により、平成27年度に活動ができるよう自治公民館やボランティア団体、福祉団体などへのお願いや説明を社協と連携を持ちながら実施していくようにいたしております。

議員御提案の向こう3軒両隣、小さなコミュニティの場でちょっとボランティア等々をそれはもう本当に、本当の意味のボランティアと思いますけれども、そういった小さなボランティアがたくさんできる、そういったことが本当は理想だと思っておりますし、そういったことにつきましても担当課で研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 今西議員。

○議員（8番 今西 菊乃君） 小さなボランティアっていうのが、本当に必要な時代になってくるんだと思います。なぜ今回このような質問をしたかと申しますと、約3カ月ぐらい前に、私の知り合いの高齢者の方が孤独死をなされておりました。1週間わかりませんでした。こういうことがあるんですね。高齢者の方で孤独死をなされて1日、2日わからないことは今までも何人かいらっしやいました。それは、仕方がない1日、2日っていうのは、まあ仕方がないかなとも思いますが、やっぱり1週間そのままわからなかったっていうことに対して、やっぱり何かの方策があるんじゃないかと思ったわけです。

で、今回、いろんな女性の方にお話を聞いてみますと、元気な60歳代の女性っていうのは、まだまだ奇特な方が多くて、ちょっとしたお裾分けとか、見守りとか、近所の方に行っていると言われる方がかなりいらっしやいます。

しかし、それができない状況になると、なぜかと言うと、そうしていることに対して近隣の目が何か目的があってしてるんじゃないかというふうを受け止められる。

また、遠くの親戚よりも近くの他人と申しますが、遠くの親戚からしてみればいらぬおせっか

いというところも感じとれることがあるというんですね。だから、何かちょっとだけ行政とつながって、そういうネットワークがあったら、「このネットワークの中で行ってるんですよ、というような、答弁ができるというようなものがあれば、すごくやりやすいんですが」というお話があったわけです、2、3人の方から。

だから、それはそうだと思うんです。もうちょっと困るかなと思うのは、今、健常で元気でいらっしゃるからということで、ちょっとのぞいたり、お裾分けを持って行ったりしてる時に、物がなくなったと言われることです。これは認知症の始まりなんです。こういったときに、もうどうしようもないと、だからついつい持って行かなくなったという方も何人かいらっしゃいました。こういうちょっとしたSOS、ちょっとおかしいんじゃないかなって思うことがあったら、すぐに民生委員さんとか、その社協とか、市の担当者にでも言っていける、相談ができるというような、そういうシステム、ネットワークとかがあったら、もっともっと小さな、小さなボランティアチョコボラがやりやすいのではないかな。そういうものはできないものかという1つの御相談がありましたものですから、きょう質問をいたしたわけでございます。家庭にいる女性は、やっぱりちょっとしたことはできるんです。そして、まだまだ60歳代、70歳代前半は元気ですので、本当にそれぐらいのことはしてあげたいなと思われてる方もいらっしゃるわけなんですね。

で、いろんな問題が、ちょっとした問題が原因となって、それができにくい状態になると。そういうことで、民生委員さんあたりもちゃんとひとり暮らしの方を把握して回られていると思うんですが、やっぱりそれは1カ月に1回か2回になるわけです。ひとり暮らしの方に「いらっしゃいますか」民生委員の方がいらっしゃいますか。と尋ねたら、「月に1、2回はいらっしゃいます」と言う方もいらっしゃいますし、「いえ、もう都度、都度よく見えます」と言う方もいらっしゃいます。

でも、民生委員さんも大変仕事が多ございます、やろうと思えば。あまり民生委員さんばかりに頼るのはどうかなというところもございますので、そういったネットワークづくりというものができて、壱岐独特の支援ができたらいいいのではないかなと思いましたが、今回、質問いたしました。それに対して何か答弁がございましたら。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君）登壇〕

○市長（白川 博一君） この防災、あるいは見守り等々のネットワーク化、例えば市でそれをやろうとしますと、1つの何て言いますか、大きな枠の中で一通りのことを幾つか組み合わせるということになります。

そういった中で、今まさに議員おっしゃったように、もういろんなケースが出てくる。それを、やはりおっしゃるような地域の方でないといけない。ところが、地域の方が例えば訪問されて



も、その状況をじゃあどこにどういうふうにしたらいいのか、またこれも非常に難しい問題がございます。ですから、そういった地域の方が2人でも3人でも訪問していただいた。そのことを何らかの形で把握できるところ、それをやっぱり行政でつくりませんかじゃなかろうかと思っています。

しかし、これをいろいろ体系的にまとめるのは、相当な方々の御意見、それと相当な時間がかかるかと思っております。

しかし、それにつきましては早速取りかからないといかんと思っておりますので、担当課とちょっと打ち合わせをしたいと思っておりますし、そういった皆さん方の御協力をお願いすることが、今からあるかと思っております。市民の皆様にもぜひそういった御協力をお願いしたいと思っております。きょうの御質問は、本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 今西議員。

○議員（8番 今西 菊乃君） なかなかそれはわかります。行政として行うにはいろんな壁があります。リスクがありますので、非常に難しい面もあろうかと思いますが、でも実際暮らしている市民としては、「そういうことがあったらもっとやりやすいのにな」という思いがあるわけがございます。一応前向きな市長の御意見をいただいたと思っておりますので、担当課と御相談をなさってぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、これで今議会が終わりますが、願わくば16分の1で上がってまいりましたら、またその検証をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（市山 繁君） これで本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月19日水曜日午前10時から開きます。明日6月14日は各常任委員会を、6月17日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時32分散会

---

平成25年 壱岐市議会定例会 6月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成25年6月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・否決 討論 本会議・可決
日程第5	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第65号	財産の無償譲渡について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第11	要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第12	議案第66号	損害賠償の額の決定について	建設部長 説明 質疑なし 委員会付託省略 可決
日程第13	発議第2号	壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第14	発議第3号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第15	発議第4号	合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局次長補佐 吉井 弘二君	事務局書記 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君	副市長 …………… 中原 康壽君
副市長 …………… 山下 三郎君	教育長 …………… 久保田良和君
総務部長 …………… 眞鍋 陽晃君	企画振興部長 …………… 山本 利文君
市民部長 …………… 川原 裕喜君	保健環境部長 …………… 斉藤 和秀君
建設部長 …………… 原田憲一郎君	農林水産部長 …………… 堀江 敬治君
教育次長 …………… 米倉 勇次君	消防本部消防長 …………… 小川 聖治君
病院部長 …………… 左野 健治君	総務課長 …………… 久間 博喜君
財政課長 …………… 西原 辰也君	会計管理者 …………… 土谷 勝君

---

午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたして

おりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。

---

### 日程第1. 議案第54号～日程第11. 要望第2号

○議長（市山 繁君） 日程第1、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから、日程第11、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望まで、11件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（今西 菊乃君） それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について、原案可決。議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、否決。

委員会意見といたしまして、否決した議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、平成23年6月定例会一般質問の答弁で「市長給与の削減はしない」と市長はみずから明言された。厳しい財政状況の中、答弁を重要視され今日まで減額は行われず1年3カ月が経過したものの、提案理由にある壱岐市の財政状況が極端に変わったわけではない。

また、今回提案をするのなら市長2期目の当初に提案すべきであり、市長は揺るがぬ信念と責任をもって政策に取り組むべきである。

地方交付税の減額措置や職員との兼ね合いを考慮してと言うのであれば、年度当初に提案すべきであって、年度途中の提案は理解しがたい。また、減額の期間も短期間ではなく任期中の提案をすべきである。

なお、平成26年度より合併算定替えに伴い地方交付税も段階的に削減され、職員・特別職の給与等及び議員報酬は、今後の財政状況を鑑み抜本的な改定を検討すべきである。安易な削減はすべきではない。

続きまして、要望書の委員会報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第1号、平成25年3月5日付託。地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見を下記のとおり添付いたしております。

措置、市長へ送付。委員会意見、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望は採択すべきものとしたが、市は今年4月より顧問弁護士と法律顧問契約をしているので対応できることもあると思われる。

この後の取り扱いについては、市長に一任することといたします。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第65号財産の無償譲渡について、原案可決。

委員会意見として、市民部市民福祉課と保健環境部健康保健課においては、機構の見直しを行い、常に連携を密にし、市民の健康及び福祉に関する業務に対応すること。

以上であります。

○議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（田原 輝男君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、原案可決。議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、委員会審査報告書、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。措置はなしです。

委員会の意見といたしまして、要望の計画は、すばらしいものがありますが、現状における市の財政は極めて厳しい状況にあります。したがって、この計画は現実的に難しいところがある。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。牧永議員。

〔議員（18番、牧永 護君） 登壇〕

○議員（18番 牧永 護君） この案件については、総務文教常任委員会で否決ということで

ございますけど、委員会の意見は十分尊重した上で討論します。

私は、さきの議会の議案で、市長等の給与カットはすべきという意見を申し上げましたが、通りませんでした。その後、市長は市民に民意を問われ、今回カットの提案をされました。内容については、私としては一部認めがたい点がありますが、この点については、今後検討したいと思います。このことで職員、三役、市民の信頼関係が修復されるものと思ひ、賛成討論とします。

〔議員（18番、牧永 護君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。今西議員。

〔議員（8番、今西 菊乃君） 登壇〕

○議員（8番 今西 菊乃君） 委員会の意見を尊重しての賛成討論という牧永議員の討論でございましたが、私は委員長といたしまして反対の討論をさせていただきます。

市長は23年の6月に「削減をしない」と明言されたわけです。これは選挙前でもございました。しかしその時点で、任期中の4年間、市の財政状況がどういうものであるか、市民感情がどういうものであるか、職員との兼ね合いがどういうものであるかは十分承知をして発言されたものと思ひます。

市長の議会での答弁、発言については、揺るがぬ信念と責任をもってその政策に対応していただきたいと思ひます。

そしてまた、4月に職員の給与の削減がございましたが、これは継続して削減されたものでございます。今回の市長の提案は突発的なものでございます。やるのであれば年度当初にやるべきであったと思ひます。職員の給与を削減したときに特別職の削減をしなかったということは、その時の市民や職員の感情というものは推測されたはずでございます。その上、当初提案がなかったということは、その時まで削減の意思はなかったのではないかとこのふうにもとれます。また、職員の給与と議員報酬、特別職の給与等そういうものに関するものは、突発的に小手先だけの安易な対策であってはならないと思ひます。

この件に関しては委員会の意見でも申し上げましたが、合併の算定替えがございまして、この日に準じて根本的に見直して、途中の削減とかなないようにすべきなのではないかと思ひますので、反対の立場で討論いたします。

〔議員（8番、今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。音嶋議員。

〔議員（3番、音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

委員長報告にございましたが、3月議会において、市長に、病院改革いわゆる病院企業団への加入に伴い人件費の見直しをすべきという提案がございました。その折りに、一般質問で、私は、



みずから市長は身を切るべきではないかと、職員に範を示すためにも身を切るべきではないかという一般質問をいたしました。

委員長報告のとおり、明確に否定をされました。しかしその後、やはり市民の声、そして現下の状況を考えたときに、今回の提案に至ったと考えております。

私は、市長のみならず三役の給与の削減が提案をされております。このことは、やはり尊重すべきであるというふう考えるのであります。

この、いわゆる給与の削減は、一律化であるというふうに思うのであります。

委員長の報告のとおり、年度当初に、当然、任期期間中削減をすると、そうした思い切った発言がなされてもしかるべきと考えておりますが、現下におきまして職員の給与との整合性を考えた上で、私は原案に賛成をいたします。

〔議員（3番、音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） しばらく待ってください。

報告します。起立同数です。それで、議長判断ということになるわけでございますけれども、私は、それは今までどおりでいいと思いますけれども、こういう時節を鑑み、市長もそうした三役の減額を考えていらっしゃいますので、私としては原案に賛成をさせていただきたいと思っております。

よって、議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。

よって、議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号財産の無償譲渡について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第65号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、要望第1号地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。したがって、この要望について採決をいたします。要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立なしです。

よって、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望は、不採択とすることに決定いたしました。

---

## 日程第12. 議案第66号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第12、議案第66号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） このたびの事案は、6月会議の会議中に損害賠償の額の決定などにつきまして、説明できる状況になりましたので、追加議案として提出いたすものでございます。

議案第66号損害賠償の額の決定について、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市勝本町個人、損害賠償の額27万6,775円、損害賠償の理由、平成25年5月18日午後5時50分ごろ、郷ノ浦町本村触の市道城ノ辻平田線におきまして、個人所有の車両が道路横断側溝を通過した際に、側溝蓋によって車体を破損したことによります。

この側溝蓋は、グレーチングの下に鋼板を敷いたかさあげ型で設置されたものでございまして、このかさあげ部分が経年劣化によって外れて車両が通過した際にグレーチングがはね上がって車体のテールを損傷させたものでございます。

提案理由、損害賠償の額の決定については地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。この現場は、事故後速やかにカラーコーンなどを設置しまして安全対策を行いました。そして、横断側溝へのコンクリート製の、2次製品でございますけれどもU字溝をつけまして、グレーチングはボルト固定式に改善しております。市道の延長は1、2級路線、その他合わせまして約1,336キロございますので、全ての線をリアルタイムで状況を把握することが非常に困難でございますけれども、今後も市民の皆様、公民館長様方からの情報を受けながら、維持・修繕に努めてまいります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。

よって、議案第66号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 発議第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第13、発議第2号壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鶴瀬和博議員。

〔議員（13番、鶴瀬 和博君） 登壇〕

○議員（13番 鶴瀬 和博君） 発議第2号、壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定について、提出者、壱岐市議会議員鶴瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、町田光浩です。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由としまして、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、壱岐市議会議員及び壱岐市長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、条例を制定するものであります。

第1条趣旨、この条例は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき壱岐市議会議員及び壱岐市長の選挙における公報の発行に関し必要な事項を定めるものとします。第2条に選挙公報の発行、第3条に掲載文の申請、第4条に選挙公報の発行手続、第5条に選挙公報の配布、第6条に発行の中止、第7条に委任。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用するというふうにしております。詳細につきましてはお手元のとおりとなっております。

以上です。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番、鶴瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第2号壱岐市選挙公報の発行に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 発議第3号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第14、発議第3号壱岐市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第3号、壱岐市議会基本条例の一部改正について、提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、田原輝男。

別紙のとおり、地方自治法第112条及び市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由としまして、法第180条第1項の規定による市長において専決処分することができる事項を変更するため改正するものであります。

壱岐市議会基本条例の一部を改正する条例。壱岐市議会基本条例の一部を次のように改正する、第11条第1項第1号中「50万円以内」の次に「（損害賠償の相手方が複数であっても、同一原因に起因するものは、一件とみなす。）」と加える。附則、この条例は公布の日から施行するようしております。

以上です。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（13番、鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第3号壱岐市議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 発議第4号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第15、発議第4号合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。6番、深見義輝議員。

〔議員（6番、深見 義輝君） 登壇〕

○議員（6番 深見 義輝君） 発議第4号、提出者、深見義輝、賛成者、鵜瀬和博、同小金丸益明。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書（案）

全国的に国策として推進された平成の大合併により、長崎県内の市町村数は、合併前の79市町村から21市町に再編され、市町村数の減少率73.4%と、全国でも最も合併が進んだ県であり、本市においても平成16年3月1日に4町で合併したところである。

合併市町では、厳しい財政状況の中で、普通交付税の算定の特例となる「合併算定替」の措置等により住民サービスを何とか維持しているものの、「合併算定替」は合併後10年間の特例期間に続き、5年間の経過措置を経て段階的に減額されることとなる。

本市では、合併後、行革努力を重ね、算出の削減を実現してきたものの、一方で旧町地域の人口減少に歯どめがかからず、地域の維持・活性化のために多数の費用を要しており、平成26年度の普通交付税から段階的な縮減が始まれば、大幅な財源不足が生じることが見込まれる。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。

よって、国におかれては、交付税の算定にあたって、合併により広域化した市町の財政需要の実態を十分踏まえ、下記の事項について実現するよう強く要望する。

合併市町が今後も一体となって住民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併団体であるがゆえに削減ができない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正等の創設を行うことにより、合併算定替の終了によって捻出された財源の相当額を合併市町村に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成25年6月19日長崎県壱岐市議会、提出先は以上のとおりです。

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議員（6番、深見 義輝君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第4号合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。6月会議において議決された案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、この整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたします。

---

○議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会定例会6月会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6月5日から本日まで15日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして貴重な御審議、また、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。

賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、議員皆様には、本6月会議が今任期中4半期ごとの会議の最後となるものでございます。皆様の中には今限りで御勇退され、後進に道を譲られる方、次期選挙に再び立候補の決意をされてる方がおられます。振り返りますと、議員皆様は平成21年8月市議会議員選挙において市民皆様の付託を受け、見事御当選され、今日まで壱岐市の振興、発展そして本市が抱えるさまざまな課題の解決等、御尽力をいただいたところであります。市民皆様のため、そして壱岐市の発展を、この同じ志を胸に議員皆様方と議論を尽くし、叱咤激励をいただきながら市政運営に全力で取り組んでまいりました。

これまで、一支国博物館の開館、中学校4校体制の開始、光ケーブル網整備による防災告知放送、壱岐市ケーブルテレビの開局、学校給食施設の整備、一般廃棄物処理施設の整備、そして福祉・教育の充実、第1次産業、観光の振興など、多くの各種振興施策を議員皆様とともに推進してきたところであります。また、市民病院の長崎県病院企業団加入については、議員皆様の多大な御理解と御提言をいただき、全力で取り組んでいるところであります。

現在、総病院長の強力なリーダーシップのもと、医師の確保を初め診療体制の充実を図り、市民皆様に信頼される病院、さらには市民皆様が安心して暮らせる地域医療提供体制の充実に向け、着実に前進をしております。

これら各種施策は、市民皆様、そして議員皆様の多大な御理解、御協力の賜物であり、ここにあらためて感謝を申し上げます。

今回御勇退される議員の皆様には、これまでの御指導、御協力に対し心から敬意と感謝を申し上げますとともに、健康には十分御留意され、今後とも市政に対し御指導賜りますようお願いを申し上げます。また、次期選挙に臨まれる皆様には御健闘をお祈りいたしますとともに、選挙期間中厳しい暑さも予想されますので、くれぐれも健康には御留意され、再選を果たされることを

お祈り申し上げます。

さて、去る6月12日、白鷗大学教授、東北福祉大学特任教授であり、長年にわたり積極的にボランティア活動に関われ、テレビ番組に数多く出演されるなど、全国的にも著名な福岡政行氏を壱岐市観光大使に委嘱を行ったところであります。福岡氏は、本年2月に開催された壱岐市社会福祉大会において講師として来島されており、壱岐の自然や風土に感銘され、また、東日本大震災被災地において本市のボランティア団体との活動を通じた交流など、こうしたご縁により、今回、壱岐市観光大使をお願いしたところであります。また、来る6月24日には梅屋庄吉とトク夫妻の曾孫、ひ孫に当たられ、日比谷松本楼代表取締役副社長である小坂文乃氏に、同じく壱岐市観光大使を委嘱することとしております。皆様御承知のとおり梅屋トクは本市勝本町の出身であり、中国における辛亥革命指導者孫文と宋慶齡の婚礼の仲立ちをされ、その存在の重要性が再認識され、一支国博物館には中国政府から長崎県へ贈られた胸像を設置いたしております。長崎県におきましては、孫文、梅屋庄吉と長崎プロジェクトを展開しており、小坂文乃氏はこのプロジェクトの中心的存在であり、また、講演会なども含めてたびたび壱岐を訪問されるなど、壱岐市に大変愛着を持っておられ、観光学にも造詣が深いことから今回観光大使をお願いし、快く了承を得たところであります。

御両名にはそれぞれの分野における幅広い活動と行動力、その豊富な人脈をもって壱岐市を大いにPRしていただくことを期待するものであります。

さて、これから梅雨も後半に向かい集中豪雨等が発生することも予想されます。壱岐市といたしましては、今後も防災対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましては、今後の気象情報等には十分御注意いただくとともに、日ごろの備え等、再度御確認いただきますようお願いいたします。

また、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが連日続いてまいります。市民皆様には、健康に十分御留意され、日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（市山 繁君） ありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

以上で散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午前10時50分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

副 議 長 中田 恭一

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 町田 光浩